

令和3年度
自己点検評価書

令和4(2022)年6月
芦屋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	18
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	51
基準 5. 経営・管理と財務	62
基準 6. 内部質保証	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	77
基準 A. 社会貢献と地域連携	77
V. 特記事項	84
VI. 法令等の遵守状況一覧	85
VII. エビデンス集一覧	95
エビデンス集（データ編）一覧	95
エビデンス集（資料編）一覧	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

芦屋大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。この精神は創立者である福山重一の思想に基づいている。明治 42 年に生を受けた福山は戦前、戦中、戦後の学校教育に尽力し、特に戦後の焦土と化した我が国の復興を願い、教育改革に積極的に取り組んだ。福山は、「人間は詳細に自己を分析し自己理解を図り、さらには仕事の内容と現代社会を分析して自己の向かうべき方向を模索し、そしてその方向において自ら経験してみることが求められる。次にこのようにして自己が決定した仕事に就いても、それが自己に適するか否か吟味する必要がある。ここで自己が納得すれば、さらに進んで生き甲斐を得ることができる。これよりして人間はそれぞれに天職を見つけ、その天職によって生きることが真の人権の確立となり、これが人間の最高の理想である」と考えた。

芦屋大学学則第 1 条において、「教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。時代とともに学生たちの気質も、社会が求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、個性を伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命となっている。

学校法人芦屋学園としての歴史を紐解くと、昭和 12(1937)年に開校した芦屋高等女学校に始まり、初代校長は岡田五兎であった。岡田は、帝国大学で E.ハウスクネヒトから教育学を教授された一人であり、校長時代、生徒一人ひとりに対し、きめ細やかな教育をしていたことが伝えられている。

その後、昭和 39(1964)年、福山重一により芦屋大学が教育学部「教育学科」の単科大学として創設された。以後、「産業教育学科」「英語英文学教育科」「児童教育学科」を増設し、昭和 43(1968)年には大学院（修士課程・博士課程）が設置した。福山重一の少人数を手厚く教育するという方針は、多くのオーナー経営者層から支持され、富裕層の子弟を集めることで、ほかの大学とは趣を異にする設備と環境を整えた。平成 19(2007)年度には、福山の教育理念と本学の社会的役割を再検討し、教員養成と経営者育成の観点から、「教育学部」を「臨床教育学部」と「経営教育学部」の 2 学部に分割した。なお、「臨床教育学部」に「教育学科」「児童教育学科」「国際コミュニケーション教育科」を置き、「経営教育学部」に「経営教育学科」を置いた。平成 25(2013)年度より臨床教育学部「教育学科」および「児童教育学科」、経営教育学部「経営教育学科」の 2 学部 3 学科制となっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大学創設以後の沿革を時系列にまとめる。

昭和 39(1964)年 1月	芦屋大学 教育学部 教育学科 設置認可
昭和 39(1964)年 4月	芦屋大学 教育学部 教育学科 創立
昭和 40(1965)年 12月	芦屋大学 教育学部に産業教育学科 増設認可
昭和 41(1966)年 4月	芦屋大学 教育学部 産業教育学科 増設
昭和 43(1968)年 3月	芦屋大学大学院 (修士課程・博士課程) 設置認可
昭和 43(1968)年 4月	芦屋大学大学院 教育学研究科 教育学専攻修士課程・博士課程開設
昭和 47(1972)年 1月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設認可
昭和 47(1972)年 4月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設
昭和 48(1973)年 1月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設認可
昭和 48(1973)年 4月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設
昭和 60(1985)年 3月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 60(1985)年 4月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 3月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設認可
昭和 61(1986)年 4月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻 (修士課程) 増設
昭和 61(1986)年 11月	芦屋学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 63(1988)年 11月	芦屋大学創立 25 周年記念式典挙行
平成 15(2003)年 4月	ビジネス研究センター開設 (平成 26(2014)年度よりキャリア支援センターに統合)
平成 15(2003)年 12月	芦屋大学創立 40 周年記念式典挙行
平成 17(2005)年 4月	国際交流センター (現 国際交流課) 開設 教職教育支援センター (現 教職支援課) 開設
平成 18(2006)年 4月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科を 国際コミュニケーション教育科に名称変更
平成 19(2007)年 4月	芦屋大学 臨床教育学部、経営教育学部の 2 学部 4 学科に改組 産業教育学科を経営教育学科に名称変更
平成 21(2009)年 4月	臨床教育学部 教育学科にスポーツ教育コース開設
平成 22(2010)年 4月	芦屋大学大阪キャンパス開設 経営教育学部 経営教育学科にキャリア教育コース開設 芦屋学園スポーツ教育センター (現 スポーツ振興室開設) 開設
平成 23(2011)年 4月	キャリア支援センター (現 就職課) 開設

芦屋大学

平成 24(2012)年 1 月	芦屋学園スポーツモダニズム活動開始
平成 25(2013)年 4 月	臨床教育学部 国際コミュニケーション教育科を募集停止 臨床教育学部 教育学科に国際教養学コース開設 経営教育学部 経営教育学科にバレエコース開設
平成 26(2014)年 4 月	芸術文化センター開設
平成 26(2014)年 11 月	芦屋大学創立 50 周年
平成 28(2016)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にダンスコース開設
平成 29(2017)年 9 月	芦屋大学大阪キャンパスを六麓荘キャンパスに統合
平成 31(2019)年 4 月	臨床教育学部 教育学科に地域スポーツ指導者コース開設 臨床教育学部 児童教育学科に幼児教育コース開設、 指定保育士養成施設として認可
令和 2(2020)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科英語英文学教育専攻を募集停止

芦屋大学

2. 本学の現況

- ・大 学 名 芦屋大学
- ・所 在 地 〒659-8511 兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号
- ・学 部 の 構 成 臨床教育学部
教育学科
児童教育学科

経営教育学部
経営教育学科
- ・学生数、教員数、職員数（令和 4(2022)年 5 月 1 日現在）

1)学生数

(学部)

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	49	26	75	11	15	26	66	23	89	126	64	190
2 年	87	31	118	13	26	39	97	32	129	197	89	286
3 年	73	26	99	23	20	43	66	26	92	162	72	234
4 年	66	25	91	14	18	32	93	32	125	173	75	248
計	275	108	383	61	79	140	332	113	435	658	300	958

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	1	0	1	4	1	5	—	—	—	1	0	1	6	1	7
2 年	2	4	6	0	3	3	—	—	—	3	1	4	5	8	13
3 年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	4	3	1	4
計	3	4	7	4	4	8	—	—	—	7	2	9	14	10	24

2)教員数

(学部)

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	9	6	15	3	2	5	11	0	11	23	8	31
准教授	4	0	4	4	4	8	4	1	5	12	5	17
講師	1	1	2	0	1	1	2	0	2	3	2	5
助教	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2
計	15	7	22	7	7	14	17	2	19	39	16	55

(大学院)

専攻	教育学研究科												合計		
	教育学専攻 (博士前期課程)			技術教育専攻 (修士課程)			英語英文学専攻 (修士課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	6	2	8	7	0	7	—	—	—	6	2	8	19	4	23
准教授	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	—	—	1	1	2
講師	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	0	1
助教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6	2	8	9	1	10	—	—	—	6	2	8	21	5	26

※学部の教員が兼務

3)職員数

	男	女	計
正職員（専任）	11	17	28
嘱託職員（契約含む）	12	5	17
臨時職員他	5	9	14
合計	28	31	59

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、芦屋大学学則および芦屋大学大学院学則において、下記のように具体的かつ明確に規定している。

芦屋大学学則第 1 章総則（教育目的）第 1 条

芦屋大学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。

芦屋大学大学院学則第 1 章総則第 1 条

芦屋大学大学院は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。

また、建学の精神を実践するため、3 つの実践綱領を定め、その意味も簡潔に文章化している。

「独立と自由」－自由の本質をわきまえ、独立の心を養う

「創造と奉仕」－創造力を培い、すすんで社会に奉仕する

「遵法と敬愛」－規律を守り、互いに敬愛する心を育てる

学部学科、大学院の各研究科・専攻のそれぞれの目的などは、三つのポリシーと合わせて、下記のように具体的かつ明確に定めている。

臨床教育学部

個人の可能性を引き出す教育とともに、乳幼児、児童及び生徒などの教育の困難に直面している親・教師の問題を具体的に研究し、これらの問題を解決する能力を伸ばす教育について教育・研究する。

教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、実社会での教育実践能力を養成する。

児童教育学科

学部の目的である臨床教育学の教育・研究を通じて、乳幼児期及び児童期の教育の理解と実践能力を養成する。

経営教育学部

経営学と教育学を軸に、現代社会が直面する産業・技術動向に関する幅広い知識を教育・研究する。

経営教育学科

学部の目的である経営教育学の教育・研究を通じて、実社会での実践能力を養成する。

教育学研究科

教育の本質を探究し、現代社会が内包する教育課題を明らかにするとともに、教育理論及び方法論を教育・研究する。

教育学専攻（博士課程）

教育学研究科の目的・使命とともに、併せて企業経営に関する教育の課題及び方法論を教育・研究する。

英語英文学教育専攻（修士課程）

特に英語、英文学に関する教育について、課題及び方法論を研究する。

（令和 2(2020)年度から募集停止）

技術教育専攻（修士課程）

特に技術教育に関する課題及び方法論を研究する。

【資料 1-1-1】 芦屋大学学則、芦屋大学大学院学則

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神および実践綱領については分かりやすく簡潔に文章化し、毎年度、入学者や教職員に配布する『学生便覧』『大学院便覧』をはじめ、本学ウェブサイトに掲載している。また、入学式や新入生オリエンテーション、毎年の履修登録説明会、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン」等でも繰り返し説明し、周知と理解に努めている。

【資料 1-1-2】 学生便覧 2021 年度、大学院便覧 2021 年度

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色として少人数教育と多彩な専門教育を実践している。

本学の目指す少人数教育は、学生一人ひとりが自分らしく輝いていけるように、また卒業後、社会に出て適応する力を身に付けられるように導くことである。「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」および「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員を「担任」と位置づけ、各部署の教職員とともに学生一人ひとりと向き合うことにより、個人の持つ可能性を導き出すよう努めている。

多彩な専門教育については、収容定員数 1,000 名という小規模大学でありながら、2 学部 3 学科 11 コースのカリキュラムを開設していることである。2 学部ともに教育学がベースとなり、教職・心理・スポーツ・ダンス・バレエ・経営・自動車技術・観光・航空など、学生の「なりたいを育てる」多彩なカリキュラムを展開している。

また、大学院においても少人数の教育研究を実践している。各専門分野において自立した研究者としての高い研究能力と豊かな学識を有し、新たな理論的枠組や独創的知見を有すると認められる人材の育成を目指して、大学院における学術研究の特性に配慮しつつ、本学教育の個性・特色を反映させたものとなっている。

【資料 1-1-3】 2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度

【資料 1-1-4】 芦屋大学案内

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 39(1964)年に教育学部だけの単科大学として創設されたが、平成 19(2007)年度から臨床教育学部と経営教育学部の 2 学部に変更した。現在、2 学部 3 学科、1 大学院教育研究科の構成で、教育・研究と社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズや志向に応じて、学科やコースの再編等様々な取り組みを行ってきた。

臨床教育学部教育学科では、平成 21(2009)年度よりスポーツ教育コースを開設し、保健体育の中学校・高等学校教諭一種免許状を取得できるようにした。平成 25(2013)年度には国際コミュニケーション教育科の募集停止に伴い、教育学科に国際教養学コースを新設し、平成 31(2019)年度は教育学科に地域スポーツ指導者コースを、児童教育学科に幼児教育コースを開設した。教職課程の見直しも行い、平成 28(2016)年度より職業指導の中学校・高等学校教諭一種免許状、地理歴史の高等学校教諭一種免許状については廃止した。臨床教育学部児童教育学科では、平成 23(2011)年度より特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を取得できるよう課程の認定を受けた。平成 31(2019)年度には、同学科の幼稚園教諭一種免許状の保育領域を拡充させたことで、保育士資格を取得できる指定保育士養成施設として認可を受けた。これにより社会で不足している保育士養成も可能となり、幼稚園のみならず保育園や認定こども園などへも人材を輩出できる環境を整えた。

経営教育学部経営教育学科では、平成 22(2010)年度より大阪キャンパスを開校し、キャリア教育コースを開設、平成 25(2013)年度よりバレエコースを含む全 9 コースを開設し

た。コースの統合・再編を経て、平成 28(2016)年度より 5 コースに集約した。同学科のキャリア教育の中核を担う経営マネジメントコースにおいては、平成 27(2015)年度から 6 科目のキャリア教育科目を、さらには時代の要請を受けて平成 28(2016)年度からは、より専門的・発展的な産学連携実践的教育科目 5 科目を新規開講した。しかし、大阪キャンパスについては、教学マネジメントの見直しにより、平成 29(2017)年 9 月に閉校し、六麓荘キャンパスに統合した。また、平成 31(2019)年度には、同学科のコースを更に 4 コースに集約する形で再編した。

以上のように、社会情勢の変化や大学に求められる教育環境並びに教育の質の向上を目指し、見直しを行っている。大学設置基準第 2 条や学校教育法第 83 条などへの法令への適合という視点はもとより、大学教育に求められる変化への対応も満たしているといえる。令和 3(2021)年度は、学長のリーダーシップのもと「芦屋 GP(Good Practice)ワーキンググループ」を立ち上げ、中長期的な学部学科およびカリキュラム再編についての検討を開始した。

【資料 1-1-5】 芦屋 GP(Good Practice)ワーキンググループ議事録

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」という言葉は学生によく浸透し、その理念もよく理解されているが、特に社会及び地域連携に関わる学外への認知度向上に努める。今後も、社会に求められる人材を育成するべく、その期待の変化などの意図や内容を汲み取り、簡潔な文章化を継続しながら、使命・目的及び教育目的の見直し等をしていく方針である。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の建学の精神と実践綱領、使命・目的及び教育目的については、毎年度配付する『学生便覧』の冒頭に記載されているほか、教職員は学部教授会や学科会議、各種委員会において確認し、共通理解を深めている。また、本学の「目指す大学像」と「目標」を盛り込んだ「芦屋大学教育方針」が毎年度、教授会において提示され、専任教員の理解と支持を得られる機会となっている。この「芦屋大学教育方針」の実践にあたっては、運営会議に

よる大学全体の現状の分析、教育方針や課題の検討、学内の組織運営の決定を経て、学部教授会、各部署にて報告され、教職員の共通理解と支持を得て、学内組織の円滑な運営が行われている。また、各種委員会においても、職員が委員に任命されるなど、積極的に活動に参加できる組織を構成している。

【資料 1-2-1】 芦屋大学教育方針

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的について、在学生には『学生便覧』を配布し、「大学生活入門」「キャリア基礎」の初年次教育で説明している。また、学外には本学ウェブサイト等を通じて周知を図っている。

【資料 1-2-2】 学生便覧 2021 年度、大学院便覧 2021 年度

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2(2020)年度に策定された「芦屋大学教育方針」には、本学の使命・目的を反映させ、「目指す大学像」と「目標」を以下のように示している。

I 目指す大学像

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」という、創設者福山重一氏が掲げた教育理念を大切にし、学生個々の生きる力を育み、自ら進路を切り拓く力を培う。将来社会に貢献できる能力と、どの時代にも適応できる人間力を備える、人材を育成し地域に愛される大学を目指す。

II 目標

1 確かな学力の育成

- (1) 学生が自ら意欲的に臨む「分かりやすい授業」を目指し、一方教員も FD 委員会を中心に授業力の向上を目指す
- (2) アクティブラーニング形式^{※1}の授業を積極的に取り入れ、自主的に意欲的に学ぶ学生を育てる
※1 ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション・フィールドワーク等
- (3) 教員間の授業を見学や授業アンケートを積極的に活用し、授業力向上を計る
- (4) ゼミを通して専門的な知識を深め、それぞれの進路を切り拓く力を養う
- (5) 国際交流事業、留学生との交流などを通して国際理解を推進する
- (6) 教員採用試験の合格率の前年比増を目指す
- (7) 一般教養、専門的な知識を養い、就職率 100%を目指す
- (8) 授業アンケートの生徒の満足度を向上させる
- (9) オンライン授業の充実等、その時々状況に応じて迅速に対応できるよう教職員の柔軟な対応と連携強化を図る

2 学習環境の整備、授業規律の確立を計る

- (1) 学習環境の整備、授業準備、授業規律の指導を徹底させ、全学生が授業に集中できる環境を整える
- 3 学生の自主的活動を推進し、自己有能感の醸成を図るとともに、他人と協調し思いやりのある心を育てる
 - (1) 学校行事の活性化を図る
 - (2) 一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る
- 4 地域との連携を深め、地域から愛される大学を目指す
 - (1) 地域の全ての教育機関の教育活動を支援する
 - (2) 地域のスポーツ、文化活動を支援する
 - (3) 地域の企業と連携し、地域に就職する学生を増やす
 - (4) 地域の防災拠点としての役割を果たす
- 5 中退者の防止に努める（重点目標）
 - (1) 複数担任制を活用し、学生のニーズを支援する
 - (2) 休みがちな学生には、電話等で連絡する、保護者にも連絡を入れ協力を得る
 - (3) 授業、部活動などを通して学生の情報を集め、学科会議、教授会などで情報を共有し指導に役立てる
- 6 私立大学等改革総合支援事業の補助金獲得を目指す
 - (1) 全学的な体制での教育の質的向上を目指し、教育環境の改善を図り、補助金の獲得を目指す

以上のように、「芦屋大学教育方針」は短中期的な計画として定められ、大学の使命・目的と教育目的を達成するための具体策として掲げられている。各項目についての担当部署等を定め、実施する体制を整備している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は「人それぞれに天職に生きる」という、創立者福山重一が掲げた教育理念を大切にし、学生個々の生きる力を育み、自ら進路を切り拓く力を培い、将来社会に貢献できる能力と、どの時代にも適応できる「人間力」を備える人材を育成し、地域に愛される大学を目指している。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーには、次のように本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

令和3(2021)年度より、ディプロマ・ポリシーについては、Ⅰ知識・理解、Ⅱ汎用的技能（技能・表現）、Ⅲ態度・志向、Ⅳ統合的な学習経験と創造的思考力の4項目について各学科で培う「学士力」を明記する形で統一を図った。

大学のディプロマ・ポリシー

建学の精神である「人それぞれ天職に生きる」と実践綱領を自覚し、在学中に専門的知識・技能・人間力を身に付け、天職を通して個性や長所を発揮できる資質や能力を有している人に卒業を認定し、学位を授与する。

大学のカリキュラム・ポリシー

知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知

識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を發揮する力を養成できる教育課程を編成する。

大学のアドミッション・ポリシー

建学の精神と実践綱領を踏まえて、自己の個性や長所を見出し、それを伸ばし、将来の自己実現や人間力の養成に関心を持ちつつ、教育に関する知識と技能を修得するための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度・積極性を有している人を求める。

臨床教育学部

臨床教育学部のディプロマ・ポリシー

臨床教育学部に在籍し、教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修し、各分野の単位を修得することを学位授与の基準とする。

臨床教育学部のカリキュラム・ポリシー

学生が自己の専攻分野の学修を高度化・深化できるような教育内容と学修方法を踏まえた教育課程を編成する。専門知識や技能の修得と同時に、人間力や豊かな人間性の育成を目指す学修方法を整える。

臨床教育学部のアドミッション・ポリシー

学生生活を通して素質や可能性を発見し、引き出し、育て、人類文化の創造に寄与することが臨床教育学部の教育目的である。そのため大学の内外において学修と経験を積み重ねることによって人間力を育成するとともに、自己の将来の進路を明確にするための基礎学力・思考力・判断力・表現力・意欲・態度・積極性を有している人を求める。

教育学科

ディプロマ・ポリシー

教育学科は、卒業に必要な単位を修得し、以下のような能力を備えた学生に卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。

I 知識・理解

本学科の柱である教育学及び関連学問について適確な知識を修得している。

II 汎用的技能（技能・表現）

自らの学習・探求した成果を、報告書や論文、あるいは芸術作品としての的確に表現し、他者・社会と共有できる能力を身につけている。

III 態度・志向

教育的課題・社会的課題の解決のために、多様な価値観・文化を持つ人々と協同で問題を探求し活動することができる。

IV 統合的な学習経験と創造的思考力

日本社会や国際社会において生じている子どもを含む人間の多様な在り方・生き方に関わる諸問題について、広く関心を持ち、学問的に探求することができる。

カリキュラム・ポリシー

教育学科は、教育目的や学位授与方針に沿って、優秀な教育者や広く実社会で活躍しうる有能な人材を育成するため、深い専門性、豊かな人間力、幅広い教養が身に付けられるよう教育課程を編成する。

- 1) 教育学及び関連する学問の知識を身に付けた人間を育成する。
- 2) 教員志望の学生には、教職課程において1年次から充実した教職教育を行い、質の高い学校教員を育成する。

- 3) 基礎教養科目、学部共通科目、外国語科目、保健体育科目、専門教養科目、ゼミ（演習）形式の科目等の履修により、専門分野にとどまらない豊かな人間力と幅広い教養を身に付けた人間を育成する。

この方針のもと、本学科での教育課程は概ね次のようにする。1・2年次には専門領域を学ぶにあたって知っておくべき基本的な知識を修得する科目を履修する他、基礎教養科目、学部共通科目、および外国語科目、保健体育科目を履修する。3年次にはゼミ（演習）を選択し、一人ひとりが学問的課題を設定し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の基礎を身につける。また、主に専門教養科目を履修し専門性を深めていく。4年次には必須である卒業論文の作成に取り組むことを通して、主体的に研究すること、偏見無く多面的論理的に課題に取り組むこと、成果を適切に表現することを学ぶ。この間、教員を志望する者は教員免許取得のための教職課程科目を履修し、豊かな人間力と専門性を身に付けた教員を目指す。

アドミッション・ポリシー

教育学科は教育目的、学位授与方針、教育課程の編成方針に基づき、以下の力を有する学生を各種選抜試験によって受け入れる。

①知識・技能

本学科が求める基礎知識・技能を修得していることに加え、授業を理解するための語学力を有している。

②思考力・判断力・表現力

様々な課題に対し、多面的かつ論理的に考察することができる。その考えを的確に表現することができる。

③主体的に学ぶ態度

何事にも偏見をもたず、さまざまな文化背景・生活体験を有する人たちと良好な人間関係を構築し、協働的に活動できる素地があり、自らの学習・探求した成果を的確に表現し、伝えることができる。

児童教育学科

ディプロマ・ポリシー

児童教育学科の教育課程の所定の単位を修得し、次のような資質・能力を備えた者に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

I 知識・理解

- 1.乳幼児期、児童期の子どもの心身の発達に関する幅広い知識を有している。
- 2.教育・保育に関する専門的知識を有している。

II 汎用的技能（技能・表現）

- 1.教育・保育の現場で必要とされる実践力を身に付けている。
- 2.教育・保育に関わる人々と積極的に関わり、互いに尊重しあう人間関係を構築できるコミュニケーション力を有している。

III 態度・志向

- 1.教員・保育者としての目標をはっきりと持ち、教育・保育に主体的・自律的に、情熱と責任をもって取り組むことができる。
- 2.教育現場の諸問題を発見し、問題解決に向けて適切に行動することができる。

IV 統合的な学習経験と創造的思考力

保育・教育学に関する専門的知識や学修成果を総合的に活用し、子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することができる。

カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能等を修得できるよう、「幼児教育コース」と「初等教育コース」を設け、全学部学科共通の基礎教養科目、学科独自の必修科目及び専門教養科目からなる教育課程を体系的に編成する。

「幼児教育コース」は主に保育士や幼稚園教員など、保育者を目指す学生のためのコースである。保育士資格および幼稚園教員免許状の取得をメインに、併せて小学校教員免許状の取得も可能である（特別支援教員免許状の取得については制限あり）。「初等教育コース」は主に小学校教員、特別支援学校教員を目指す学生のためのコースである。小学校教員免許状をベースに、特別支援教員免許状、また幼稚園教員免許状の取得も可能である。

教職課程の実技系科目や指導法に関する科目については、「教育実習」までに必要となる科目を修得できるよう系統的に開設するとともに、実際の保育・教育現場を体験できる機会を1年次から設け、2年次には芦屋市立小学校における「学校インターンシップ」を開設するなど、段階的・発展的に実習を行えるよう構成している。

教育課程全般を通じて、グループワークやプレゼンテーション等のアクティブラーニングを活用し、実践力、表現力、コミュニケーション力の向上を図る。

アドミッション・ポリシー

子どもは次代を担う大切な存在である。彼らがすくすくと豊かに育つようにかかわりサポートするのは大人の責任である。保育士、幼稚園や小学校の教師には、子どもが夢や目標を持ち、彼らがそれを達成するように寄り添い、励まし導く教育力が求められる。一方、家庭や地域社会の教育力が低下している今日、地域社会と密接した関係にある保育園、認定子ども園、幼稚園や小学校が連携して子どもの保育・教育にあたる必要がある。児童教育学科は、このような社会の期待に応える意欲のある人を求める。

- 1.乳幼児期、児童期の子どもの心身の発達に強い関心のある人。
- 2.保育士、幼稚園教員、小学校教員、特別支援学校教員として将来の目的をはっきりと持っている人。
- 3.子どもを取り巻く地域社会の発展に寄与することを目指す人。

経営教育学部

経営教育学部のディプロマ・ポリシー

経営教育学部に在籍し、教育理念・教育目標に沿って設定した各コースの授業科目を履修し、各分野の単位を修得することを学位授与の基準とする。

経営教育学部のカリキュラム・ポリシー

専門分野の学修を高度化・深化できる学修方法と教育内容を踏まえた幅広い教養と専門的な知識、技能の修得と、豊かな人間性の育成を目指す為の教育課程を編成する。

経営教育学部のアドミッション・ポリシー

知識基盤社会の一員として、自ら学び、自ら考え、自ら道を拓く能力を培うことにより、社会で貢献できる人材を育成することが経営教育学部の目的である。そのために本学部では、高等学校課程までに修得した知識や教養、倫理観に基づき、自己の可能性に挑戦する人を求める。

経営教育学科

ディプロマ・ポリシー

経営教育学科は、教育課程の単位を修得し、下記の能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

I 知識・理解

経営・教育分野における社会科学や自然科学に関する知識を有している。

II 汎用的技能（技能・表現）

幅広い教養と専門分野に関する知識を基に、社会や企業、教育の現場で求められるスキルと論理的思考や問題解決力を有している。

III 態度・志向

個の成長と確立を目指し、主体的・協調的な学力を有している。

IV 統合的な学習経験と創造的思考力

学習した知識・技能・態度等を総合的に活用し自らが建てる新たな課題にそれらを適用できる課題解決力を有している。

カリキュラム・ポリシー

建学の精神に基づき、年次進行に沿ったキャリア教育と専門的な知識、技能の修得を行い、幅広い教養に裏付けられた豊かな人間性を身に付ける為の教育課程を編成する。

- 1 年次：経営・教育分野における必要な基礎知識を学修し、上級年次の専門分野に対応できる教育課程の編成。
- 2 年次：個々の興味ある専門分野を意識した学修を行い、専門分野以外の科目も幅広く履修できる教育課程の編成。
- 3 年次：専門的な知識・技能を深めながら、情報収集・分析をする能力を学修すると共に、社会の問題・課題に取り組む姿勢を身につける為の教育課程を編成。
- 4 年次：幅広い教養と専門的な知識・技能に基づいた研究・報告をする能力を修得し、社会的自立をはかるために必要な能力を養う為の教育課程を編成。

アドミッション・ポリシー

社会が形成され発展していくには、人を育て、人を活かせる、リーダーシップの能力を育成するために、本学科は、経営学と教育学を軸に、専門的知識の獲得と実践力を身につけ、主体的に将来の進路を探索しながら真摯に学修に励む人を求める。

1. 高等学校卒業相当の知識を有し、幅広く基礎的な学力を身につけている人。
2. 経営・自動車・バレー分野について、強い関心を持ち、将来、社会や企業で活躍したい人。
3. 中学校技術科、高等学校情報科の教員として将来の目的をはっきりと持っている人。
4. 学習した知識・技能・態度等を総合的に活用し社会の発展に寄与することを目指す人。

大学院 教育学研究科

教育学専攻

ディプロマ・ポリシー

(1) 前期修了者には修士学位が与えられる。その要件は以下による。

- ① 所定の年限在学し所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者。
- ② 教育学分野における高度な専門的研究力量と豊かな学識を有すると認められる者。または、経営教育の分野における高度な専門的研究力量と豊かな学識を修得し、産業社会のリーダーとしての資質を有すると認められる者。

(2) 後期修了者には博士学位が与えられる。その要件は以下による。

- ① 所定の年限在学し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者。
- ② 各専門分野において自立した研究者としての高い研究能力と豊かな学識を有し、新たな理論的枠組や独創的知見を有すると認められる者。

カリキュラム・ポリシー

教育学関連分野においては、教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究することを目的としている。特に、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に生かすことを重視している。

そのため、本学教育相談所と連携し、発達障害者の理解と教育に向けて教育学・心理学・脳科学等の各分野から総合的に研究するカリキュラムを編成するなど独自の取り組みを行っている。

経営教育学の分野においては産業社会のリーダーとしての資質を有し、産学能力を身につけた高度専門職業人の育成を目的としている。特に、キャリア開発に関する先進的な研究を行っている。

アドミッション・ポリシー

本専攻は教育学・教育文化学・教育心理学・特別支援教育の各分野を研究する教育学関連分野と、経営学・産業技術・産業心理・人間環境などの各分野を教育的観点から研究する経営教育分野からなっている。また、この博士課程は標準修業年限2年の前期課程と標準修業年限3年の後期課程とに区分されている。

後期課程は、上記専攻分野において自立した研究者として研究活動を行う者、またはその他の高度に専門的な業務に従事しようとする者を養成することを目的としている。前期課程は、後期課程の基礎として、上記専攻分野において高度な専門的研究力量と豊かな学識を養うことをめざすとともに、高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。

なお、本専攻は学位取得や再教育を目的とする大学・高校などの現職教員、専修免許状のための継続教育などを目的とする者、一般社会人にも開かれている。したがって入学試験においては、将来の進路希望・研究関心・研究テーマを慎重に審査して入学者の決定を行っている。

技術教育専攻

ディプロマ・ポリシー

修了者には修士学位が与えられる。その要件は以下による。

1. 所定の年限在学し所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者。
2. 技術教育に関する高度な専門的研究力量と豊かな学識を有すると認められる者。

カリキュラム・ポリシー

1. 技術教育分野では、学校教育における技術科教育のあり方に関する演習を中核にすえ、広く一般普通教育のなかにおける技術教育の位置づけについて教育・研究している。
 2. キャリア開発分野では、技術と経営の面から産業能力の向上を図り、キャリア開発分野の研究課題に先進的に取り組むための能力を育成している。
 3. 産業技術分野では、現代の産業・情報技術に関する高度な知識と応用力を身につけ、企業や教育現場等においてその能力を発揮できる者を育成している。
 4. 人間環境分野では、人間を取り巻く環境を自然・社会・文化を基本にして捉え、人間と環境のあり方を深く考究する能力を育成している。
- 本専攻ではこれらの分野についての総合的な教育・研究をめざしている。

アドミッション・ポリシー

本専攻は、(1) 学校の技術科教育に関する技術教育分野、(2) 一般的なキャリア開発分野、(3) 現代産業技術や情報に関する産業技術分野、(4) 自然・社会・文化に関する人間環境分野の4分野からなっており、これらの分野に関する高度な専門的研究力量と豊かな

学識を養うことをめざすとともに、関連する高度の専門性を有する職業等に従事しようとする者を受け入れている。

専修免許状（中学校技術科）のための継続教育を目的とする者、一般社会人にも開かれている。

【資料 1-2-3】 芦屋大学学部ポリシー2021 年度

【資料 1-2-4】 大学院三つのポリシー（HP）

【資料 1-2-5】 2021 年度 大学院委員会議事録

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、2 学部 3 学科 11 コース、1 研究科を設け、教育課程における専門分野の課題等を審議するため、専任・特任教員を構成員とする学科会議、コース会議、大学院委員会を組織している。学科会議は原則として月 1 回、定期的を開催し、主にカリキュラムや授業内容の検討、実習参加要件や学修成果の確認などを行い、大学全体にかかわるものや調整を伴う事項については、各種委員会に諮っている。各種委員会は、教職協働で全学共通の課題等を審議し、各学科やコースへの提案や検討を依頼するなど、各学部学科コースと各種委員会の連携体制を確立している。

【資料 1-2-6】 2021 年度 大学・各種委員会・委員一覧

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や使命・目的の本質は不変であるが、社会情勢が日々変化していく中で、進学希望者が大学の教育に期待する多様なニーズを的確に把握し、教育目的などに反映させられるよう、教育内容や教育方法の一層の改善を図るとともに、三つのポリシーについても適宜、見直しを行う。

【基準 1 の自己評価】

本学は一貫して、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。使命・目的及び教育目的を明確に規定し、『学生便覧』や本学ウェブサイトなどを通して公表・周知を図っている。また、教育目的の達成のために本学の個性・特色を反映した教育システムの構築を図るとともに、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて学部学科の再編や教育目的の見直し等も実施してきている。

目指す大学像と具体的な計画・目標を盛り込んだ「芦屋大学教育方針」については、教授会で理解と支持を得ているとともに、三つのポリシーの策定には各学科会議、教務委員会、運営会議を通して教職員が参画している。教育目的を達成するために 2 学部 3 学科 11 コース、1 研究科を設けている。

以上により、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

学部

本学における入学者の受け入れ方針は、建学の精神に基づく教育目的に応じて策定された大学・学部・学科のアドミッション・ポリシーに明文化されている。アドミッション・ポリシーについては必要に応じて各学科を中心に内容を検討し、令和 4(2022)年度募集用は 3 学科で改訂を行った。また、「求める学生像」についても後述のとおり定め、併記している。アドミッション・ポリシーの周知については、学生募集要項、入試ガイド、本学ウェブサイトで公表している。また、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高校訪問等で資料を配布し、入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について各学科の内容とともに説明を行っている。

「求める学生像」

- 1.自分の個性や適性について考え、自分の持てる力、可能性を切り拓いていこうとしている人
- 2.これまで体験したことや人との出会いなどを整理し、大学で学びたいと思う動機をはっきり持っている人
- 3.未来の夢や、これから主体的に取り組んでいきたいことについて、情熱を持って人に伝えることができる人

大学院

大学院における入学者の受け入れ方針についても、建学の精神に基づく大学院の目的に沿ってアドミッション・ポリシーを策定している。その周知については、学生募集要項、本学ウェブサイトで公表している。また、個別相談希望者に対して、博士前期（修士）課程においては、進路等を考慮し、博士後期課程に関しては、現役研究者、社会人、留学生など本人の状況を勘案した上で、アドミッション・ポリシーの周知とともにきめ細かな指導と対応を行っている。

【資料 2-1-1】2022 入試ガイド、2022 学生募集要項（一般用、指定校用、私費外国人留学生用、編入学・秋季入学用、芦屋学園高校用、大学院用）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部

入学者の選抜については、大学設置基準第2条の2に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。芦屋大学入学試験委員会規程が定める「入学試験委員会（以下、入試委員会という）」が選考基準作成、合否判定、その他入学者選考に関する重要な事項を協議し、決定している。次年度の入試制度や選考方法についても、入試委員会を開催し、アドミッション・ポリシーや教育目的を基に当該年度の入試結果を踏まえ、次年度入学者選抜の方針を定め、規定化している。

入学者選抜については、本学では創立以来面接を重視している。すべての専願入試で面接（AO入試は面談）を必須としており、入試委員が本学への志願の適正や、一人ひとりの持てる可能性・人間性について、アドミッション・ポリシーや「求める学生像」に基づいて評価を行っている。また、受験者1名に対し2名体制で面接を行い、評価項目別に点数化することで公正な評価を行えるよう工夫している。

入試問題については、国語・英語の学力試験は、入試問題作成委員がアドミッション・ポリシーに基づき作成し、採点までを行っている。一部、選択科目の数学のみ作成方針を示した上で外部に作成を委託している。また、出題ミスや採点ミス等の事故を防ぐため複数名でのチェック体制を整えている。小論文・口頭試問、留学生日本語音読問題・レポートの課題については、入試委員が作成し、入試委員2名で採点を行う。入試問題・答案等については、入試広報部で厳重に保管・管理している。

試験実施にあたっては、入試運営マニュアルに沿って入試委員長を実施責任者、入試広報部長を事務責任者とする入試統括本部を設け、すべての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに、監督等を担当する教職員は、入試制度別に定める実施要項に従って運営を行っている。

試験実施後には、学長を含む入試委員による合否判定会議を開催し、審議の上、合否判定および特待生選考を行う。面接担当委員から受験生一人ひとりの評価について報告があり、アドミッション・ポリシーに沿った評価がなされているかの検証が行われている。

入試制度は、【表 2-1-1】のとおりである。高大接続改革に伴い令和3(2021)年度入試から入試制度を全面的に見直し、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜およびその他の選抜に分類した。また、3つの選抜の全ての入試において学力の3要素を評価できる選抜方法への変更を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により特定の受験生が不利益とならないように追試験等の対応を継続するとともに、令和4(2022)年度入試では、総合型選抜AO入試にオンライン方式を導入し、受験生のさらなる受験機会確保を行った。

【表 2-1-1】 入試制度

令和4(2022)年度募集

選抜型	入試制度
総合型選抜	AO入試（対面方式・オンライン方式）、スポーツ入試、芸術文化入試（バレエ方式・ダンス方式・吹奏楽方式）

学校推薦型選抜	指定校推薦入試、指定校特待生推薦入試、公募制推薦入試、芦屋学園高等学校生対象推薦入試、芦屋学園高等学校生対象スポーツ芸術文化入試
一般選抜	一般入試（3教科型・2教科型）
その他	社会人特別入試、私費外国人留学生入試、私費外国人留学生特待生入試、編入学入試、編入学教職特待生入試、編入学スポーツ特待生入試、秋季入学一般入試、秋季編入学入試、秋季編入学スポーツ特待生入試、秋季入学私費外国人留学生入試

これらの入試制度により様々な背景や能力を持つ多様な学生の受け入れを可能としている。各入試の出願資格・選考方法・日程・特待生選考等の詳細は学生募集要項に定めるところである。入試により選考方法は異なるが、面接（AO入試は面談）、調査書、活動報告書等の評価を行うことによりアドミッション・ポリシーに沿った評価を可能としている。

大学院

大学院の入学受け入れについては、学長を委員長とする大学院委員会が決定している。入学受け入れに関する方針を決定し、入試広報部とともに入試の運営を行う。

大学院の入試では、出願を希望する者には受験資格審査において研究計画書を提出させ、審査の上で出願可否を通知している。選考方法は研究計画書に基づく口頭試問を大学院委員が3名体制で行い、アドミッション・ポリシーに沿った評価を行っている。大学院委員による判定会議で合否が決定される。

入試制度としては、【表 2-1-2】のとおりである。

【表 2-1-2】 大学院入試制度

令和 4(2022)年度募集

入学時期	入試制度
春季入学	春季入学入試、春季入学留学生入試
秋季入学	秋季入学入試、秋季入学留学生入試

【資料 2-1-2】 芦屋大学入学試験委員会規程、入試委員会議事録、入試運営マニュアル

【資料 2-1-3】 芦屋大学入学選考に関する規程

【資料 2-1-4】 芦屋大学大学院学則

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

学部

令和 4(2022)年度の学生募集は、志願者数が 208 名、入学手続者数が 190 名と、前年度まで 5 年連続で入学定員を上回る志願者数だったが、6 年ぶりに定員未満となり、入学者数は 4 年ぶりに定員を割ることになった。【表 2-1-3】

学部別では、臨床教育学部の定員 150 名に対して、志願者数が 105 名、入学者数も 101 名と 3 年ぶりに定員を割ることになり、経営教育学部も定員 100 名に対して志願者数は 105 名、入学者数は 89 名と 6 年ぶりに定員を割る結果となった。【表 2-1-4】

この一番の原因として、受験生との接触件数が前年同時期対比で約 2,000 件以上減少したことがあげられる。これは、今年度の広報重点項目の一つであるウェブ広告がうまく機能しなかった点が大きいと考える。

第二に、本学で例年出願者が多い入試制度（私費外国人留学生入試・スポーツ入試・芦屋学園高校生対象推薦入試）での出願者数が伸びなかったことがあげられる。私費外国人留学生入試は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、留学生の多くが入国できていないため、本学の出願資格である日本語能力試験(JLPT)N2 以上を取得している留学生が減少し、前年度は 64 名だった出願者が今年度は 19 名と大幅に減少した。スポーツ入試も出願者数が昨年度の 55 名から 32 名に減少したが、同じく新型コロナウイルス感染拡大の影響により、試合の中止や高校との合同練習などの機会が大幅に減少したため、思うようにスカウト活動が行えず、また、感染を恐れて地方からの出願者が減少した。加えて、併設校の芦屋学園高等学校からの内部推薦出願者数も昨年度の 56 名から 36 名に減少したが、これは、本学に設置の学部・学科を志望する高 3 生が減少したことが要因である。

収容定員についても、ここ数年の入学者増加に伴い令和 3(2021)年度によようやく充足することができたが、令和 4(2022)年度は入学者が減少したため収容定員充足には及ばなかった。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、今後も続くと思われるが、新たなウェブ広告の効果的な活用や動画の配信、感染対策を十分に配慮したうえでの学内イベントの開催、そして、併設校はもちろん、その他の高校との高大連携を推進するなど、全学を挙げて積極的に募集活動を実践していく。

【表 2-1-3】 入学定員及び収容定員に対する学生受入れ数の推移

募集年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入学定員	250	250	250	250	250	250	250
志願者数	192	284	274	333	374	325	208
入学者数	178	271	242	261	287	272	190
入学定員 充足率	71.2%	108.4%	96.8%	104.4%	114.8%	108.8%	76.0%
収容定員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
在籍者数	790	819	825	896	998	1,031	958
収容定員 充足率	79.0%	81.9%	82.5%	89.6%	99.8%	103.1%	95.8%

【表 2-1-4】 学部別入学定員及び収容定員に対する学生受入れ数の推移
(臨床教育学部)

募集年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入学定員	150	150	150	150	150	150	150
志願者数	112	163	142	156	188	170	105
入学者数	103	156	129	141	165	154	101
入学定員 充足率	68.7%	104.0%	86.0%	94.0%	110.0%	102.7%	67.3%
収容定員	600	600	600	600	600	600	600
在籍者数	491	497	460	476	529	541	523
収容定員 充足率	81.8%	82.8%	76.7%	79.3%	88.2%	90.2%	87.2%

(経営教育学部)

募集年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	100
志願者数	80	121	132	177	186	155	103
入学者数	75	115	113	120	122	118	89
入学定員 充足率	75.0%	115.0%	113.0%	120.0%	122.0%	118.0%	89.0%
収容定員	400	400	400	400	400	400	400
在籍者数	270	322	365	420	469	490	435
収容定員 充足率	67.5%	80.5%	91.3%	105.0%	117.3%	122.5%	108.8%

大学院

大学院の受け入れについては、定員を満たしていない状況が続いていたが、この2年間は、比較的志願者を集めることができ、在籍者数も増加傾向にある。【表 2-1-5】令和 3(2021)年度募集は学部からの内部進学者が多かったこと、令和 4(2022)年度募集では本学教員からの紹介が多かったことが要因である。

学生受け入れ数の維持としては、主に本学ウェブサイトによる情報発信と大学院案内を作成して学内外の広報活動を行っている。また、学部からの内部進学者に対しては入学金免除制度、社会人・現職教員には長期履修制度を設けて入学者の増加に努めている。特に平成 29(2017)年度以降は、中学校技術科の専修免許取得希望者の増加が目立っているため、継続して募集活動を行っている。

【表 2-1-5】 入学定員及び収容定員に対する院生受入れ数の推移

募集年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
入学定員	25	25	25	25	20	20	20
志願者数	9	4	6	8	5	12	9
入学者数	7	3	5	6	5	10	7
入学定員 充足率	28.0%	12.0%	20.0%	24.0%	25.0%	50.0%	35.0%
収容定員	55	55	55	55	45	45	45
在籍者数	19	11	16	15	9	19	23
収容定員 充足率	34.5%	20.0%	29.1%	27.3%	20.0%	42.2%	51.1%

【資料 2-1-5】 令和 4 年度（2022 年度）事業計画書

【資料 2-1-6】 大学院生募集に関する事業

【資料 2-1-7】 2021 年度 大学院委員会議事録

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部

学生受け入れ方針については、策定と周知が十分になされている。各学科を中心に必要に応じてアドミッション・ポリシーの変更を検討し、令和 4(2022)年度には 3 学科で改訂を行った。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れについては、小規模大学の利点を活かした面接や調査書・活動報告書等によるきめ細かな評価を行うことにより適切に実施と検証が行われている。

学生受け入れ数の維持については、令和元(2019)年度より、3 年連続で入学定員を充足できていたが、令和 4(2022)年度は、両学部とも定員を割り、在籍者数も収容定員を下回った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受験生への直接的なアプローチが限定的となったため、認知度の低さが学生募集に大きく影響したと考える。そこで、より認知度を上げるための施策として、スマートフォンを意識したウェブ広告を強化する。特にリスティング広告、ディスプレイ広告に加え、新たに制作する動画を活用した You Tube の 3 種類の広告に出稿し、様々な受験者層に認知拡大を図る。さらに、出願する割合が高いオープンキャンパスへの参加動員数を向上させるよう、タイムリーな DM や高校内ガイダンスへも積極的に参加していく。

また、次年度は高大連携強化を一つの目標とし、系列の高校だけでなく、重点高校を中心に複数回訪問し、出張授業やバス見学会などを積極的に提案することにより、対象となる高校生にこちらから直接接触する機会を設けていくよう努める。出願者数 274 名、入学者数 255 名を目標に広報活動を行う。

大学院

学生受け入れ方針については、策定と周知が十分になされていると考えている。

学生の受け入れ数の維持については、定員を充足できていない状況ではあるが、技術科教員免許取得希望者や教員からの紹介によりここ2年は増加傾向にある。

令和5(2023)年度からは技術教育専攻・修士課程の募集を停止し、教育学専攻・博士前期課程へ統合することとした。技術教育専攻・修士課程にある中学校教諭専修免許(技術)の教職課程を教育学専攻博士課程に移行することを予定しており、大学院での技術科教員養成のさらなる充実を計画している。

中学校の技術科教員免許が取得できる大学は全国的にも非常に少なく、本学の特長でもあるため、各種媒体や教員からの紹介によりこれまで以上に大学内外に情報を発信し、周知されるように広報活動を継続する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は少人数教育を長きにわたり実践しており、1年次の「大学生活入門」と「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」は1クラス20名程度、3・4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」は数名から平均10名程度で編成され、各担当教員は「担任」として、教学支援部教務課・教職支援課、学生部学生課・国際交流課など各部署の職員と緊密に連携しながら学生の指導にあたっている。

年度初めの履修ガイダンスは、各学科の担任と、教学支援部・学生部の職員が共通理解のもと、協働で行っている。特に、各種免許・資格を取得希望の学生に対しては、履修にもれないよう、担任と各部署職員が連携して、きめ細かな指導を行っている。

授業の出席状況については、全ての授業科目の出欠データを教務課で一括管理し、毎月初めの「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の授業日に合わせて、各クラスの全学生の出欠情報を指導資料として担任に配付している。欠席が続く学生に対しては、担任から学生へ直ちに連絡をいれることで、状況の確認・把握や面談・指導等、早期に対応することができる。教員と職員の情報共有を密にすることで、学生一人ひとりに対する的確な指導ならびに授業支援の充実を図っている。

【資料2-2-1】学生便覧2021年度

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学部

【担任制】

本学では、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・

Ⅱ」の担当教員が「担任」として、履修や学業生活全般についての相談窓口を務めている。1・2年次では、学生がスムーズに大学生活に馴染めるようサポートしながら、学修状況の確認と履修指導を行っている。また、3・4年次では、持ち上がりで2年間、進路相談や取得を希望する教員免許状・資格に応じた履修指導と学修状況の確認、教育実習・保育実習先への訪問指導、教員採用試験や就職活動における推薦書の作成、卒業論文・卒業研究の指導など、学生一人ひとりに応じた学修支援を行っている。

【オフィスアワー】

本学では、教員が研究室等に在室し、授業科目に関する学生からの質問や学習方法などの相談に応じるオフィスアワーを設けている。各教員は週1回以上、オフィスアワーを設定しており、曜日・時間帯・場所・連絡先等の情報はシラバスに掲載するほか、学内掲示により学生への周知を図っている。また、オフィスアワーについて『学生便覧』に記載し、学生の積極的な利用を促している。

なお、コロナ禍で対面による相談が難しい状況においては、令和2(2020)年度より導入された「LMS(Pholly)」のメッセージ機能が有効に活用されている。

【TA 及び SA 制度】

本学では、教員の教育活動を支援するため、TA(Teaching Assistant)及び SA(Student Assistant)制度を平成29(2017)年4月より導入した。初年度は実習系の科目「情報機器の操作」「水泳実習」「スキー実習」に限定していたが、2年目以降は教職課程科目の「中等教科教育法(技術)」「情報処理基礎」「教育の方法と技術」のほか、留学生向け日本語の科目等にも拡大した。TA 及び SA として従事できるのは、教職課程を履修し教員を志望する本学大学院生及び学部3・4年生であり担当教員と協働し、指導の補助や学修支援を通して教職への資質を身につける、実践的な機会になっている。令和2(2020)年度より、教職系科目だけではなく、基礎教養科目や観光・航空ビジネス専攻関連科目においても TA を導入している。

【障がいのある学生への支援】

さまざまな課題を抱えた学生を支援するため、教育相談所が主体となって『学生支援の手引き』を作成し、全教職員の共通理解のもとで学生を支援する体制を整えている。合理的配慮を要する学生をはじめ、支援を要する学生の情報を教職員で共有し、それぞれが適切に対応できるよう配慮している。支援の状況や経過等の詳細については、学生部長が定期的に招集するケースカンファレンスにおいて情報交換が行われ、教授会でも報告される。

【中途退学、休学及び留年への対応】

中途退学者数の削減は、本学においても喫緊の課題である。中途退学の要因は、経済的事情、家庭内の問題、さらに大学生活不適応、専門学校への転学や就職への進路変更、健康上の理由等に大別される。経済的事情については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、学納金の支払い困難に対しては、延納や分納による対応を行っている。進路変更や家庭の事情、健康上の理由等については、担任が学生との面談等を通して状況を把

握し、学生部・教学支援部・教育相談所等の関連部署と連携を図りながら学生本人に指導・アドバイスを行い、必要に応じて保護者と連絡を取り、問題の解決に学生とともに取り組んでいる。

大学院

教育学研究科のどの専攻においても、学部同様に毎年度初めに履修指導期間を設け、指導教員と職員がともに単位修得状況を確認しながら大学院生への履修指導を行っている。また、指導教員は、オフィスアワーという学内での定められた時間の枠を超えて、密に連絡を取りながら、懇切丁寧に大学院生へ研究状況の点検とアドバイスといった個別指導を行っている。

【資料 2-2-2】 芦屋大学ティーチング・アシスタント (TA) 及びスチューデント・アシスタント (SA) 取扱い規程

【資料 2-2-3】 退学・休学・留年学生の実態と改善方策の検討状況を示す資料

【資料 2-2-4】 2021 学籍異動者一覧表 (休学の実態)

【資料 2-2-5】 2021 年度 大学院委員会議事録

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では履修指導及び履修登録を教職協働で行う体制を整えている。学生と教職員がコミュニケーションを交えながら個別の指導にあたることで、教職員と学生は円滑で望ましい関係を構築できているが、一部学生の中途退学を完全に防ぐまでには至っていない。「担任制」により学生の現状を把握し、リアルタイムに指導することができているが、学生が多様化する中で対応が難しいケースもあるため、クラブ指導者等を含めた指導体制についても検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学のキャリア教育は、建学の精神である「人それぞれ天職に生きる」のもと、全学生が天職を探求するためのキャリア教育科目群 (選択・必修) を全学部・学科の共通科目とし 16 科目開講している。高校生までの学びから大学生としての学修に繋ぐために、1 年次前期に「大学生活入門」の科目を、1 年次後期には「キャリア基礎」を設定し、キャリア形成の基礎を学ばせている。この両科目は、担任制を導入して各クラス 20 名程度の少人数制クラスとしている。一方、2 年次の「キャリアデザイン I・II」では、1 年次同様に 20 名程度の担任制を敷きつつ、学科内コースの専門性に繋がるようなクラス編成にしている。

さらに専門的なキャリア教育として「家業継承計画論」「フードビジネス経営論」「不動産ビジネス経営論」「ファッションビジネス経営論」「自動車ビジネス経営論」などを設定している。

【教員採用試験対策】

教員採用試験（以下、「教採」）は、コロナ禍であっても各都道府県は変更なく実施することから、全て対面で教採対策講座を実施した。令和 3(2021)年度の講座のスケジュールは、前期・後期の通常の講義期間と、2次試験直前対策として春季と夏季休暇期間に 179 講座を開講し、延べ 762 名の学生が受講した。各都道府県の教採情報・求人情報等はすべて開示し、都道府県ごとの受験までの取り組み方などの指導も講座とは別に実施した。また、教職支援室を開放し、学生が交流しやすい雰囲気作りや、意識付けのために教採合格者の体験談を聞く機会を設けた。その他、受験関連の指導だけではなく、教育ボランティア協定を結んでいる近隣の教育委員会と連携し、学校現場に教職希望の学生を派遣し、教員としての資質、意欲を高める取り組みを継続した。以上の取り組みの結果、令和 3(2021)年度の採用試験では、現役で小学校 2 名、中学校（技術）3 名が合格し、常勤講師（教諭）としては、小学校 6 名、中学校技術科 8 名、保健体育科 2 名、特別支援学校 3 名、高校情報科 1 名が採用され、一定の成果は得られた。

【就職支援】

学生の就職活動に関する支援を目的に「学生部就職課」を設置し、担当職員と担任が学生情報を共有して、キャリア支援にあたっている。

情報教育としてのキャリア支援では、Microsoft Office Specialist（MOS 検定）やビジネス統計など、初級から上級までを網羅した 15 種の検定試験対応の授業を展開している。

インターンシップに関しては、例年は、教育課程内の「インターンシップ」（学内推薦制、1 単位付与）と教育課程外の一般インターンシップ（単位付与なし）を実施していた。ところが、令和 3(2021)年度の学内推薦のインターンシップについては、前年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、受入先確保が難しく、学外での活動による感染リスクを防ぐ為、実施を見送った。そこで、学生に対して公募型インターンシップへの参加を勧め、「兵庫県インターンシップシステム（兵庫県経営者協会主催）」「留学生インターンシップ（大学コンソーシアムひょうご神戸主催）」に学生を参加させるに至った。

就職指導においては、全学生を対象とした就職面接を 3 年次、4 年次に実施し情報を収集して綿密な学生支援を実施している。さらに、授業以外でインターンシップに参加する場合の学内手続き等に関する説明資料を作成し、学生と教職員向けに配布・配信するとともに、学内推薦インターンシップの参加希望者に対しては、事前・事後研修を実施している。これ以外にも、年間を通じてセミナーやガイダンスを学内で実施している。

なお、令和 3(2021)年度も前年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当初

開催を予定していた学生向けのセミナーやガイダンスの計画を見直して全てオンライン（Zoom）で実施した。

また、学生の就職活動状況把握と個別支援、学生の就職活動への不安軽減の為、3・4年生全員への架電を数回行うとともに Zoom 等のオンラインツールを活用した面談も実施した。

【自主学習支援講座（Aスタディ）】

学習支援の一つとして SPI や公務員試験対策を含めた自主学習支援講座（Aスタディ）という学習の場を設け、専属の講師が週3日間対面で学生に対応している。令和3(2021)年度は、コロナ禍の影響で学生の登学を制限していた時期もあった為、対面とオンラインを併用して実施した。延べ200名を超える学生が利用し、警察官採用試験の合格者も出た。

【資料 2-3-1】 2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度

【資料 2-3-2】 2021 年度「春休み教授対策講座」について（学部教授会資料）

【資料 2-3-3】 芦屋大学インターンシップ 受け入れ可否について確認した企業リスト

【資料 2-3-4】 2021 年 就職課を経由したインターンシップへの参加者

【資料 2-3-5】 MOS 対策授業のシラバス

【資料 2-3-6】 A-Study チラシ（2021 年度）

【資料 2-3-7】 A-Study 開講実績（2021 年度）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍において、企業の採用手法もウェブを活用するなどの新たな取り組みが始まり、今後もこの流れは継続すると思われる。このような企業側の取り組みに対応していくことが時代にあった就職支援のサポートと考えられ、本学でも対応できる環境を整えていく。

学生の就職率は民間企業希望者が 90%程度で推移していることから、支援に関しては教職員や各部署との連携は強化されていると言える。就職を希望する学生へのサポートも、就職ガイダンス等の各種セミナーや、公務員試験受験志望者や就職活動準備（筆記試験対策）の学生等を対象とした、自主学習支援講座（Aスタディ）の実施をするなど、よりきめ細かく対応できるようにしている。特にキャリア教育の導入により、初年次から職業観に対する意識づけを行っており、3年次のインターンシップへの参加呼びかけ等で、より具体的な将来像を持つことができている。

その反面、学生の希望進路の多様化や、就職後のミスマッチ防止という観点で見ると、対応は不十分な部分はまだあるため、教授会や学科会議においても情報と目標を共有し、全員で学生を支援するような全学的な体制を今後も継続していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

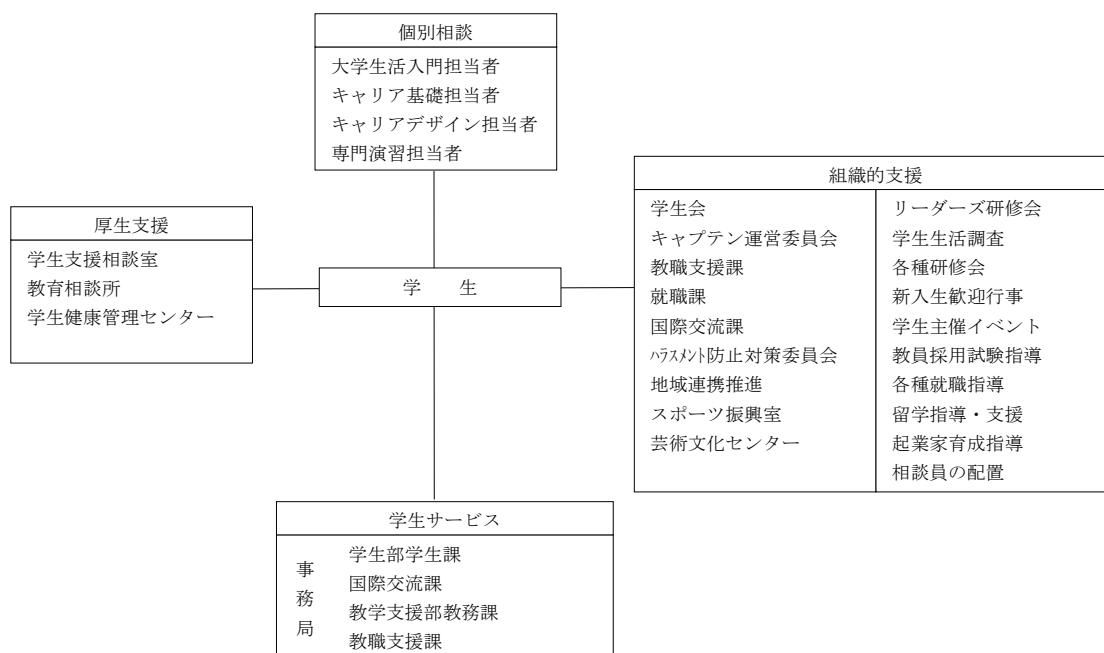
(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【図 2-4-1】 学生サービス・厚生補導体制組織図



本学の学生サービス、厚生補導のための組織体制は、【図 2-4-1】に示すとおり、学生課を中心とする学生サービスのための事務局、教職員および各センター等による組織的支援、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」および「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担任による個別相談、学生健康管理センターを中心とする厚生支援とで構成されている。学生サービスの事務局は学部事務室に置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生の自治組織である学生会への指導と助言、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」および「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担任との連携、学生の個別相談窓口、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会等諸行事の実施、経済的な支援を必要とする学生への対応、下宿学生（単独世帯）の個別相談、教育相談所・学生健康管理センターとの連携などを行っている。

教育相談所では、学生生活の様々な局面で学生に対応し、学生の諸問題に対して指導・助言するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等の支援も行っている。本学では、様々な課題やニーズを抱えた学生を大学全体で支援するため、すべての教職員と、専門職、カウンセラーが連携・協働する3階層の相談体制の強化を図っている。

相談体制の第1階層である、学生と日常的に接する教職員や教学支援部、学生部等の窓口職員は、初期相談窓口として、学生が安心感や信頼感をもてるような対応に努め、自然な形で学生の成長支援を行っている。また、相談内容に応じて支援の内容を検討するほか、担当教員や専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

相談体制の第2階層として、「担任制度」を設け、学生が質問や相談をしやすい体制を整えている。この制度を活かし、担当教員は学生指導を行う中で、学生生活上のつまづきに気づき、必要に応じて専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

相談体制の第3階層では、教育相談所・修学支援室（ほっとルーム）、カウンセリング・ルームと学生健康管理センターが相談窓口として、第1階層、第2階層のみで対応できない専門的支援が必要な相談に対し、それぞれの専門性に基づき学生や保護者の対応を行っている。

第3階層における専門的支援として、教育相談所は、公認心理士・臨床心理士・言語聴覚士による、発達障害等に対する教育法、事例の統計的分析等の研究や公開講座開催を基盤に、障がいのある学生を含むすべての方々にとって安心できる教育環境の整備に努めている。学内においては、障がい学生の支援について平成30(2018)年に作成した、合理的配慮の提供に関する『芦屋大学 学生支援の手引き』の教職員への理解と周知に努めるとともに、障がい学生の状況やニーズを把握し、教育を受ける機会を確保するため、大学組織への働きかけや調整を実施している。

修学支援室（ほっとルーム）では、公認心理士・臨床心理士・言語聴覚士が、学生の学業や対人関係、生活等に関する悩みや困難に対応するとともに、大学が合理的配慮を提供する学生への継続的な教育的支援を行っている。また、学生本人や保護者が気付きにくい特徴を捉え、個別ニーズに応じた支援を提供している。さらに、障がいのある学生を含む困難を抱える学生に安心できる居場所の提供を行い、学内での孤立を予防している。

カウンセリング・ルームは、公認心理士・臨床心理士が、悩みや困難を抱える学生にカウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育支援を提供している。また、必要な場合は、他の専門的支援機関や医療機関と連携している。さらに、学生に対して、学内における相談機関であることの周知および心の健康に関する知識普及として、毎月全学生を対象にスマホ学生掲示板を利用し情報提供を行っている。

学生健康管理センターでは、心身の健康問題に対する相談や保健指導、スマホ学生掲示板やHPを利用し情報提供や利用案内を行っている。保健師・看護師は学生や保護者からの電話および対面による相談を通じて学生の成長と周囲の環境変化に応じて生じる様々な問題を把握し、必要に応じて、3階層の各部署と教職員に援助要請や専門的支援の依頼と調整を行い、連携・協働して学生の大学生活適応を支援している。また、個別の特性に応じた支援や合理的配慮が、大学全体で総合的かつ適切に提供されるよう、必要に応じて教授会やケースカンファレンスを通じ情報発信を行っている。合理的配慮の提供については、教育相談所と連携し、学生と保護者が希望する配慮について聞き取りや手続きを行い、教員・各部署との調整役と検討会議への資料提出、配慮が実施された後の見守りを実施している。

留学生および留学希望学生に対しては、国際交流課が支援と指導を行っている。具体的には、受入留学生に対しては、在留期間更新手続きのサポート、奨学金申請・受給手続き、語学力向上を目的とした、オンラインでのおしゃべりサロン（チャットランチ）の開催や

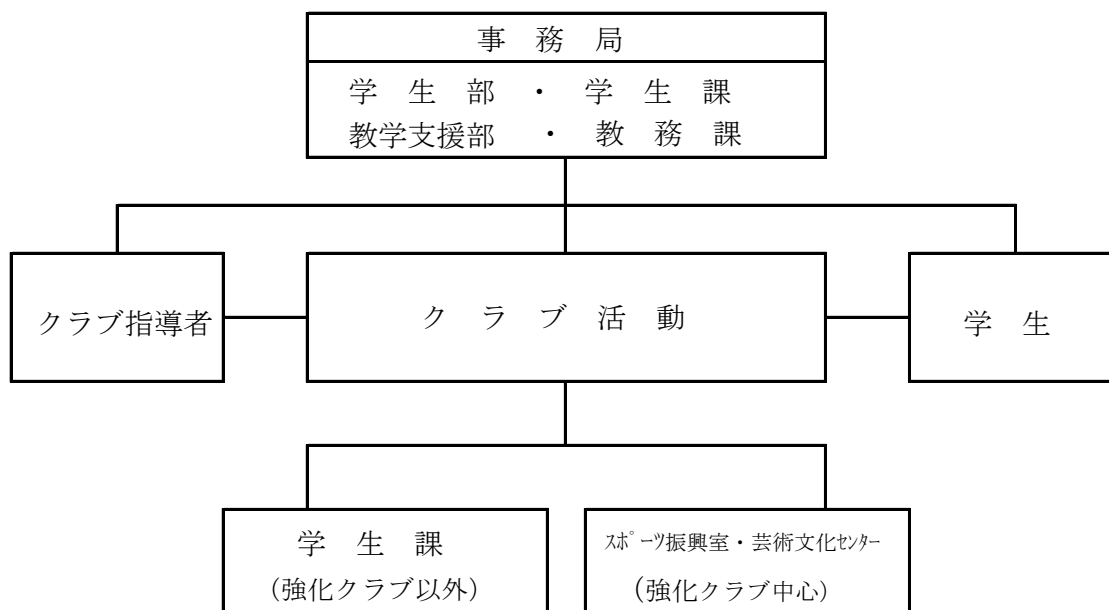
学内 TOEIC L&R IP テストの実施（年 2 回）、各種語学検定受験の推奨、国際交流情報の収集・提供、関連図書や英字新聞の配架・貸出等を行っている。受入留学生については基本情報カルテを作成し、所在を明らかにするため出国届を義務付けている。受入留学生が充実した学生生活を送れるよう、『留学生ガイドブック』を作成・配布しているほか、日本文化理解のため地域文化施設の無料パス配布等を行っている。また、令和 3(2021)年度は新型コロナウイルスの影響で実施できていないが、例年は教職員・一般学生との交流を図る歓迎会やクリスマス会などの行事を開催している。

課外活動の中心は、前述のキャプテン運営委員会活動とクラブ活動、同好会活動である。現在、文化系・運動系のクラブ、同好会等の公認団体が 28 団体あるが、教職員が【図 2-4-2】のような体制を構築し、また顧問・監督として各団体を支援している。

学生課の支援のもと、キャプテン会議を開催し、キャプテン運営委員会活動や各クラブ活動の円滑な連携と活性化を図るとともに、リーダーズ研修会（毎年 1 回）を開催し、学生のリーダーとしての自覚を促している。

各クラブにはクラブ助成費を毎年支給する支援体制が整っている。運動系強化クラブはスポーツ振興室が、文化系強化クラブは芸術文化センターが、そのほかのクラブについては学生課が助成費配分計画を行っているが、運動系強化クラブの特待生を対象とする手厚い支援は各種大会における優秀な成績に結びついており、成果を上げている。学園祭開会式典では毎年クラブ活動や学外活動にて顕著な成績を修めた者を表彰している。

【図 2-4-2】 課外活動への支援体制システム図



コロナの影響があり経済的に困窮している学生もいることから、学生支援緊急給付金などの案内は、学生への個別連絡に加え、専門演習担当者やクラブ顧問などからも通知し、支援にもれのないよう周知を徹底した。また、申請書類はメールでの対応を許可するなど手続きも簡略化し、コロナの感染拡大防止にも努めた。本学は課外活動に参加する学生が多いことから、感染防止に最大限の注意を払いつつ、学生健康管理センターの許可が出たクラブについては、限定的ではあるが、活動許可も早い段階で認めた。

健康相談、心的支援、生活相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、学内の環境改善及び危機管理に寄与するものであると考えて取り組んでいる。本学では学生健康管理センター、教育相談所、そして学生課がそれぞれ常に連携を取りながら、健康相談、教育相談、生活相談、心的支援等を行っている。

学生健康管理センターは健康診断を定期的に行い、学生の健康管理にあたっている他、健康増進のためのセミナー等も年度初めに開催している。また、夏期のクラブ活動中の事故を未然に防ぐため、熱中症の予防と対処法についての講習会を実施し、クラブ責任者の参加を義務づけている。近年流行し社会問題となった麻疹については、麻疹抗体検査（麻疹 IgG 検査）やワクチン接種等を受けるように強く啓蒙するとともに、学生及びその保護者に麻疹についての調査を行い、集団感染予防対策を徹底している。

教育相談所では専門の相談員が学生に対し相談・検査やカウンセリングを行っているほか、随時、保護者や担当教職員の相談にあたっている。また、「修学支援室（通称ほっとルーム）」を運営し、発達障害等の学生の居場所づくりとともにソーシャルスキルトレーニング等の支援を行っている。

その他の生活相談については学生課等、学生を支援する部門において随時相談を受け付けている。さらに様々な課題を抱えた学生の情報を教職員で共有し、それぞれが適切に対応できるよう、定期的にケースカンファレンスを開催し、教授会に報告している。

カウンセリング・ルームでは、人間関係や将来についての悩み等でカウンセリングを希望する学生はもとより、周囲の教職員がカウンセラーの介入が必要と認めたケースについても対応し、継続的な心の健康の改善や保持増進を図っている。カウンセラーは集団守秘義務に基づき、学内各部署とさらに連携し、学生が一貫した対応や支援を受けることができるよう努めている。

学生健康管理センターでは、このような専門的な支援が大学全体で総合的かつ適切に提供されるよう教職員へ情報発信し協力を依頼するほか、学外機関と連携を図り、研修に参加し、支援体制を強化している。また、合理的配慮の申し出について窓口となり、学生と保護者、教員、各部署を結ぶ調整役となり、学生生活を支援している。

このようなチームでの学生支援により、在籍4年間を通じて「面倒見のよい大学」を学生が実感し、自信を持ち卒業後の就職や進路確定に取り組むことを目指している。

【資料 2-4-1】 芦屋大学学生部規程

【資料 2-4-2】 芦屋大学カウンセリング・ルーム規程

【資料 2-4-3】 芦屋大学 学生部国際交流課規程

【資料 2-4-4】 キャプテン運営委員会会則

【資料 2-4-5】 芦屋大学事務組織規程

【資料 2-4-6】 芦屋大学カウンセリング・ルーム規程

【資料 2-4-7】 ケースカンファレンス議事録

【資料 2-4-8】 学生支援の方針

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の自主性を尊重しながら学生会やキャプテン運営委員会、学園祭実行委員会の仕組みを整備し、学生会活動が円滑に運営されるよう学生部として支援を行っている。学生全体の支援についても、学生課や教育相談所、学生健康管理センター、国際交流課が連携を取りながら 学生への支援を行っていく体制が整っている。

クラブ・サークル活動に関しては、運動系強化クラブについてはスポーツ振興室が、文化系強化クラブは芸術文化センターが、それ以外のクラブは学生課が日常的に発生するクラブ・サークルの活動に関する諸問題について支援体制を整えており、リーダーズ研修会（毎年1回）において各クラブ・サークルのリーダーが集い、クラブ・サークルの運営方法や活動目標について意見交換を行う機会を設け、リーダー同士の横のつながりや支え合いを通じた学内活動の活性化を今後も図っていく。

学生相談に関しては、様々な課題を抱えた学生の情報を、学生生活委員会などを通じて教職員間で共有し、それぞれが適切に対応できるようにしている。定期的にケースカンファレンスも開催しており、休退学やその他の不適応に関して相談ニーズを抱えている学生への適切な支援につながるよう、健康管理センターと教育相談所を中心に教職員の各組織と連携をさらに強化している。

今後の学生生活の支援としての課題は、コロナ禍により学生が登学する機会が減り、多くの行事が中止になったことで、学生同士や学生と教職員とのつながりが希薄になり、学生の現状把握が難しくなったという点である。学部教授会や部長会議、各種委員会、クラ

ブ指導者と連携し情報提供を積極的に行い、今後も学生生活の支援が途切れることなく行える仕組み作りを行っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

芦屋市六麓荘町の校地は、大阪湾と阪神間を望む六甲山麓に位置し、大学本館の 5 号館をはじめとして 7 校舎棟がある。校舎等建物の配置は【図 2-5】に示す。

学生および教職員の通学のため、芦屋市内各駅から六麓荘キャンパスまではスクールバスを運行している。また、教職員や来客のための駐車場とは別に、自家用車通学を希望する学生に対しては約 150 台収容の専用駐車場を設置している。

校地や校舎等の施設については、定員 1,000 名に対して大学設置基準に定められている面積を上回る広さを確保している。

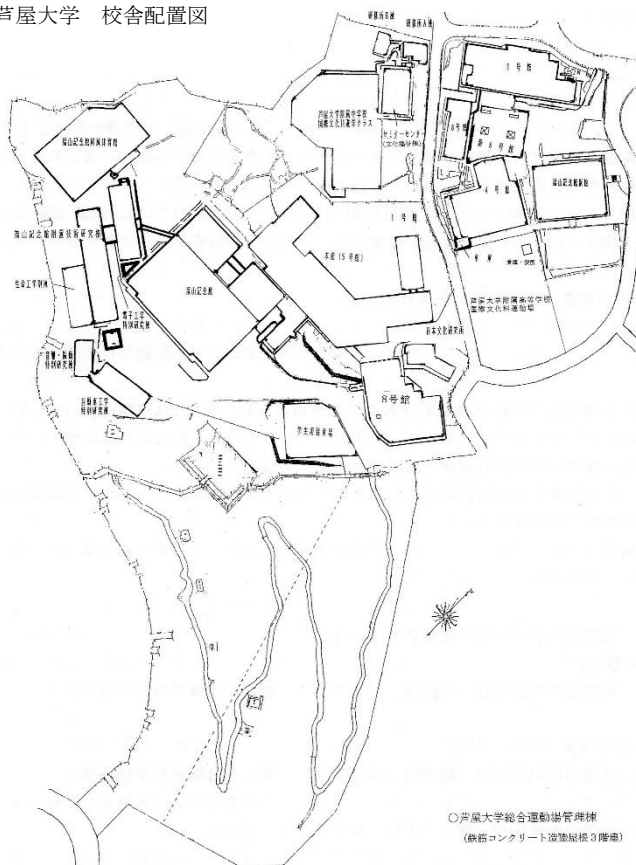
校舎・講堂・体育施設の敷地は 53,932 m²で、屋外運動場施設は、丘陵地に整備できなかったため、芦屋浜に 18,210 m²の芦屋学園グラウンドを整備し、合計 72,142 m²を所有している。

校舎等の施設は、講義室・演習室 2,585 m²、実験室・実習室 3,512 m²、研究室 1,492 m²、図書館 1,310 m²、講堂 900 m²、体育施設 3,383 m²、管理関係 17,139 m²を備え、合計 31,287 m²を所有している。図書館（福山記念館新館）、体育館（福山記念館と第 2 体育館）、就職課、国際交流課、学生健康管理センター、教職支援課、附置技術研究棟、教育研究所といった施設では、学生および教職員の研究や教育をサポートしている。

【図 2-5】 校舎等建物の配置

館番号 用途 (名称)	1号館 教授研究棟	2号館 旧芦屋学園 短期大学棟	4号館 旧芦屋学園 短期大学棟
5号館 (本館) 芦屋大学棟・ 芦屋学園法人事務局棟	6号館 旧芦屋学園 短期大学棟	新6号館 旧芦屋学園 短期大学棟	8号館 芦屋大学・大学院棟
福山記念館附置 技術研究棟	福山記念館	図書館・ 福山記念館新館	セミナーセンター

芦屋大学 校舎配置図



キャンパスの全校舎には冷暖房を完備し、安全で快適な教育研究環境を提供している。また、喫煙所を設置して完全に分煙を実施し、教育研究環境の快適さを促進している。

校舎、建物付帯設備、エレベーター、消防設備、廃棄物施設等の維持管理については、学園総務部施設管理課が責任を負っている。同課には、電気主任技術者や第一種電気工事士、第一級電気設備施行管理士、消防設備士甲種4類、消防設備士乙種7類、消防設備点検資格者二種を取得している者が在職し、法令に沿って適切な維持管理に努めている。

同課にはまた、数々の建築工事を手がけた職員が配置されており、その職員は経験を活かして施設設備等を維持管理するとともに、改修や改善の要望には計画的に対応している。補修および点検、緊急の修繕については、状況に応じて専門業者に依頼することもある。

電気設備や給排水や衛生設備や空調設備やエレベーター等の管理業務、そして学内の清掃については、専門業者に委託し、日常の教育研究活動が支障なく継続できるように図っている。

消防設備については、消防法に従って年2回の点検を実施し、その都度、不良箇所を修理交換している。そして火災予防を徹底させるため、施設ごとに防火責任者を定めている。1年に1回、学生と教職員が参加する避難訓練も実施してきた。日常の防火および防犯については、委託警備員が監視し、夜間もセキュリティが保持されている。

【資料 2-5-1】 地下駐車場・空調・エレベーター保守点検報告書

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設として、福山記念館附置技術研究棟に木材加工実習室、木材塗装室、材料実験室、栽培学実習室、金属加工実習室、電気工学実習室、製図実習室、CAD実習室を、コンピュータ実習室を生命工学特別研究棟には環境生理学実験室を、自動車工学特別研究棟に自動車工学実習室、音響・振動特別研究棟に音響実験室、振動実験室などを設け、それぞれの実習に対応した機器を備えている。

図書館（閲覧者席数 146）は、図書館運営委員会と図書委員会が図書館の内規に従って「館内図書」と本学各部署の「専用図書」とを購入している。令和3(2021)年5月1日現在、図書館の蔵書量は図書 209,640 冊である。そして定期購読されているのは、雑誌が 66 誌、新聞が 11 紙である。視聴覚資料の数は 18,563 点となっている。

図書館の蔵書は司書・職員が維持管理している。図書館の開館時間は月曜日から金曜日の9時から17時30分、土曜日の9時から17時である。令和3(2021)年度の図書館の利用者数については、学内の延べ人数が 2,398 名だった。なお、図書館ではコンピュータ・システム「情報館」を採用し、OPAC 検索システムを学内に公開している。図書館に設置されている利用者用パソコンは、蔵書検索用の端末が 2 台、インターネットにアクセスできるパソコンが 7 台である。

図書館の利用を促進することによる学生への学習支援として、必修授業・大学生活入門として教員の協力のもと、新入生全員に対して図書館ガイダンスを実施している。図書館ガイダンスでは館内の利用方法の紹介の他、情報収集（OPAC 検索）の仕方なども行っている。また、3年生・4年生の卒業論文作成に向けての論文コーナーを設け寄与している。レファレンスサービスも、対面だけでなく、電話やメールなどでのきめ細かな対応をしている。

学生が学習や談話ができるスペースとして、学生ホール（5号館1階）を設けている。学生ホールの一角には、COMMUNICATION SPACE、CONCENTRATION SPACE を設け、学生が自由に使用できるパソコンを設置している。

ICT 機器については、平成 29(2017)年度に全 PC ルームのパソコンを入れ替えるとともに、各教室にプロジェクターを設置した。パソコンの入れ替えの結果、各性能がアップし操作性や動作性が極めて向上した。また、授業支援システムの導入および中間モニタを設置したため、授業中の学習者の支援・管理やファイル送受、画面共有など授業をより効果的かつ効率的に行うことで教育の質の向上を図った。各教室へのプロジェクター設置については、教室固定式を採用したために従来移動式のプロジェクター設置に費やしていた時間や労力を教育に向けることが可能になった。さらに、プロジェクターへの接続には無線方式を用いることで、準備に掛ける時間を極限まで少なくし同時にモバイル PC やスマー

トフォンで接続することで、教育の質的向上及び授業での活用の幅が広がった。平成29(2017)年度にネットワーク機器の改修を実施し学内のインフラ基盤を整え、平成30(2018)年度より学生が学内で利用できるように学内のWi-Fi環境の整備を開始した。学内無線Wi-Fi計画については平成30(2018)年より5か年計画で、各教室・研究室などに順次増設し、令和3(2021)年度末時点で、Wi-Fiを計32箇所に設置している。また令和2(2020)年度には、電子黒板機能をもったプロジェクターとホワイトボード、タブレット端末を導入し、教育実習事前指導や教員採用試験対策講座等に利用している。また、学生の利便性向上を図るため、令和4(2022)年度からの学生ポータルサイトの開設に向けて、統合型校務システムの導入を進めている。

体育施設としては、芦屋学園グラウンドのほか、複数のスポーツルームやトレーニングルーム、シャワー室を備えた福山記念館および芦屋学園第2体育館がある。その中でも、第2体育館内のトレーニング施設においては一般学生及びクラブ所属の学生による使用頻度が高くなってきていることもあり、器具等の入れ替えを随時行っている。

また、コロナ感染防止の対応として学内に11本設置していた手指消毒用アルコールの設置本数を令和3(2021)年度は54本へ増設するとともに、クラブ活動時における、貸出用アルコールボトルを5本設置し、適宜、手指消毒が可能となる環境整備を図った。その他、感染対策として、学生が集まる場、学生ホールや食堂テーブルにはアクリル板の設置を行った。また、日々の感染対策を啓蒙する館内放送や注意喚起の掲示、一目でわかるソーシャルディスタンスのマークを廊下やエレベーター内に貼るなど、学生が安心して学内で過ごせる取り組みを行った。

【資料2-5-2】 大学・短期大学・高専図書館調査票2021、分類別蔵書集計表・情報館

【資料2-5-3】 令和3年度学術情報基盤実態調査〈大学図書館編〉調査票

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設設備の利便性については、バリアフリーの設計思想に基づいて、スロープ、身体障がい者用のトイレおよび駐車スペースをはじめ、各施設にエレベーターを設置し、関係者が円滑に利用できるように配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業規模については、学生数に応じて大規模(100名以上)・中規模(40名~100名未満)・小規模(40名未満)に分かれる。また、指導においては、教員の教授中心型授業、学習者中心型授業に分かれる。授業において扱う学術分野・領域・内容や各学部・学科、コース、学年により、規模や指導方法の組み合わせが決定する。

実際の履修者数については、教務課および各学科、FD委員会において、チェックする体制を敷いている。チェックには、学習者の概念的理解の向上、技能・技術の習得・熟達化、安全性を第一とし、必要に応じて学科会議やFD委員会において審議する。特に、安全性の担保が優先される実習系の授業においては、想定する履修者数以上の場合は、担当者および教務課にて協議し、授業の分割実施・複数名による授業などにより対応している。また、アクティブラーニング(能動的な学び)の充実のために、語学や教職系の授業では、

基本的に小規模授業を実施し、グループ学習に適した可動式の机・椅子が配置されている教室にて行っている。大規模授業では、ICT を効果的に活用し、資料の提示、授業の進行、フィードバックなどを円滑に行えるよう配慮している。

その他には、履修する学生数に関係なく、担当教員の希望に応じ、TA を配置し、円滑な授業の進行や学生支援を行っている。

【資料 2-5-4】 芦屋大学 FD 委員会規程

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

老朽化が見られる建物については段階的に改修を進め、また、各教室設置のプロジェクター・ケーブル等の保守点検を継続的に実施する。

将来計画としては、令和 3(2021)年度に導入の「経理システム」に続き、「学籍管理システム」と「入試情報システム」を一元化し、統合型校務システムとして令和 4(2022)年度からの稼働運用が決定している。この導入により、各部署の学籍データを共有することで連携がスムーズになり、業務効率化と学生サービスの向上が期待される。学習環境の充実としては、学生のパソコン必携化を目指し、令和 4(2022)年度からの、貸出し台数を増やしていく。

大学の施設開放の一環として、六麓荘町地域との交流の活性化に寄与するとともに、卒業生への図書館利用サービスも併せて推進し、地域・社会に開かれた図書館をめざす。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

半期毎に授業期間終了後、学生による授業アンケートを実施している。結果については、集計・分析結果を各教員に、関連授業ごとの相対的結果を各学科に、それぞれ FD 委員会がフィードバックしている。授業アンケートの結果を各教員は自身の授業の省察と改善に、各学科では今後の段階的な学びや教育方針の検討などに役立てている。

各研修においては、参加者から得られた教育に関する課題や様々な取り組みについて、FD 委員会で共有、取りまとめ、次回の研修に反映するなどし、何らかの形でフィードバックできるように工夫している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望の把握については、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会などの諸行事毎に行われる学生会や学園祭実行委員会、キャプテン運営委員会などとの反省会を通じ、学生のニーズを把握する仕組みがある。また、大学ブランディング PT や女子に愛される大学づくり PT などのプロジェクトチームからの意見も取り入れ、学生が日々生活する環境の整備も行っている。年度によっては健康面や経済的な面も含めた学生生活に関するアンケート「芦屋大学の学生生活実態調査」を行い、実態の把握に努めるとともに、データを各部署にフィードバックし分析することによって、今後の学生サービスの向上を行っている。

【資料 2-6-1】 2019 年度 芦屋大学の学生生活実態調査

【資料 2-6-2】 卒業後の進路先の状況（2021 年度卒業生）

【資料 2-6-3】 教育相談所パンフレット

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

全学生対象に学修満足度調査を FD 委員会より行っている。調査内容としては、授業内容（質・量）、授業進度、学修成果の発表、教室の設備環境等 34 項目、回答は 5 件法により実施している。令和 3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大により対面での授業の開講機会が少なく、設備環境等の向上があまりできていないが、日常の授業での指導法や教材、学習環境や支援体制などの学修全般に関する全学的な学生状況の把握を通して、教員の指導支援の向上や教学改善を目指すことを目的としている。授業アンケートでは、授業に関する項目の半数以上について「満足」との回答を得ている。板書や学生間交流などを問う項目については一部低い数値を示したが、その理由として、コロナ禍により令和 2(2020)年度から従来の対面授業を遠隔授業に移行したにもかかわらず、アンケートの設問を変更しなかったことも一因であると考えられる。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の多様化が今後も進み、学生生活の諸問題も複雑かつ多岐にわたることが予測できる。そのため、より広く学生の意見等を汲み上げ、学生の意識と学生生活の実態を把握し、その調査結果を学生支援の充実と改善に役立てるようにしていく。令和 4(2022)年度は、5 月末に「学修状況調査」、10 月に「芦屋大学の学生生活実態調査」を実施予定である。また、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザイン I・II」および「専門演習 I・II」の担任と学生生活委員会などの関連各委員会やケースカンファレンス、学生部との連携をいっそう緊密にし、学生の現状把握に努めていく。学生サービス・厚生補導のあり方については、SD 研修や FD 研修を活用する以外に、日本私立大学協会等による研修会にも参加し、教員と職員とが協働し学生サービスの体制を支えていく。

また、令和 4(2022)年度の授業アンケートに関しては、学習形態の変化を踏まえて実態に即した設問に変更し、学修成果ならびに学生の意見・要望の正確な把握に努める。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れにおいては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、周知している。入学者の選抜も適切な体制のもと公正かつ厳正に行われており、面接試験や学内で作成の入試問題により、アドミッション・ポリシーに沿った評価と検証が行われている。また、学部学生数の受け入れ数については、平成 31(2019)年度から入学定員を上回り、令和 3(2021)年度からは収容定員も充足することができたが、令和 4(2022)年度は長引く新型コロナウイルス感染症の影響もあり収容定員を割ることになった。今後も学生募集は最優先課題と位置づけ、計画的に取り組んでいく。

学修支援については、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備を行っている。特に支援を必要とする学生へのサービスについてもきめ細やかに実施している。また、対面を実施できる科目においては積極的に TA 等の活用をはじめとする学修支援も導入し、充実している。

キャリアガイダンスについても、学生の満足度向上のために、学生部に就職課を設置し、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制を整備し、就職・進学に対する相談・助言体制も適切に運営している。教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、学生が回答する授業アンケート調査を実施し、学生の資格取得状況および就職状況も調査して、それらの調査結果から得られた課題の解決に取り組んでいる。

以上のことから手厚い学生支援を行っており、基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーについては、建学の精神に基づく本学の使命・目的を踏まえて策定している。策定したディプロマ・ポリシーは、教職員に周知され、学生に対しては『入学前教育課題』冊子への掲載、毎年の履修登録説明会や学内掲示板への掲示を通して周知をしている。また、学外に対しては本学ウェブサイトに掲載し、広く社会に周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部

学部・学科のディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準と卒業認定基準を策定している。単位認定基準および卒業要件については、入学時に学生に配付される『学生便覧』の「芦屋大学学則（抄）」第 5 章に明記している。また、毎年度初めに実施される履修登録説明においても、卒業要件について学生に周知徹底している。併せて「WEB シラバス」においても、「学生に対する評価」として各科目の成績評価方法を明記している。

大学院

大学院においても、『大学院便覧』の「芦屋大学大学院学則（抄）」第 3 章に明記している。また、毎年度初めに履修登録の説明会を行い、修了認定の基準を周知している。その際、教員と職員の連携のもとで大学院生の単位修得状況を把握し、履修指導と研究指導の修学支援を実施している。成績評価についても、「WEB シラバス」の科目別授業概要に「成績評価の方法と基準」を明記し周知している。

【資料 3-1-1】 学生便覧 2021 年度、大学院便覧 2021 年度

【資料 3-1-2】 2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度

【資料 3-1-3】 GPA についての説明資料

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学部

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「芦屋大学学則」第 5 章（卒業要件、資格取得、単位及び学士号）に示されるように、学校教育法ならびに学校教育法施行規則、大学設置基準、学位規則に則り設定し、厳正に適用している。また、毎年度初めに実施される履修登録説明においても、卒業要件について学生に周知徹底し、併せて「WEB シラバス」においても、「学生に対する評価」として各科目の成績評価方法を明記し、公正

な成績評価を図っている。

進級については、2年次終了時の合計修得単位が24単位未満の学生には、上級学年の科目取得申請ができないものとし、実質的な留年措置としている。

定期試験受験については、「芦屋大学学則」第5章と併せて、『学生便覧』の「学生生活の手引き」2.授業について、3.試験について、4.試験に関する注意事項、5.成績評価について、の各項に記載されるとともに、上記と同じく履修登録説明会や各授業においても、また担任により常に周知され、厳正に適用している。

また GPA 評価を導入し、その評価を特待生制度や奨学金制度の審査資料としている。正確を期するため、各学期において講義回数が5回を超えた時期に履修科目取り消し期間を設定し、厳格な成績評価に取り組んでいる。

卒業判定については、在籍期間を満たし所定の単位を修得した者を学部教授会の議を経て学長が卒業を認める。したがって、認定基準等は組織的に策定され、学生に周知されていることで明確化がなされている。

大学院

大学院研究科における論文審査及び認定については、1年次の段階で論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、研究論文の提出まで継続的に指導している。仮審査においては、主査1名副査2名による口頭試問により、本審査用論文提出に向けてきめ細かい指導を行っている。

本審査においても主査1名副査2名による口頭試問を行う。本審査の結果は、大学院委員会において論文審査の報告を行い、単位修得、論文の合否、そのほか学会等での研究者としての評価を大学院委員会の議を経て学長が修了を認める。したがって、大学院においても認定基準は組織的に策定され、厳正な運用がなされている。

【資料 3-1-4】 芦屋大学学則、芦屋大学大学院学則

【資料 3-1-5】 2021年度 大学院委員会議事録

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

学部、研究科ともに、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化され、その厳正な適用は組織化・構築化されている。しかし、ディプロマ・ポリシーについての学生の理解は十分とは言えない。今後、学生がディプロマ・ポリシーに基づいた卒業認定や評価の基準を十分かつ明確に理解したうえで計画的に学修ができるよう、『学生便覧』への記載と活用方法について教務委員会にて検討を継続し、情報提供と指導体制の強化に努める。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の学部・研究科のディプロマ・ポリシーを実現するために、カリキュラム・ポリシーは、建学の精神を踏まえて策定している。カリキュラム編成は、基礎教養科目から専門教養科目の学部共通開設と各学科開設科目の必修及び選択科目を体系的に配置し、学科別の履修系統図において、学びの段階が把握できるように明示している。

また、大学のカリキュラム・ポリシー「知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を発揮する力を養成できる教育課程を編成する。」を基準として、学部・学科それぞれのカリキュラム・ポリシーへ展開されている。（各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは基準 1-2-④前掲）

作成されたカリキュラム・ポリシーは、『入学前教育課題』冊子に掲載しているほか、全学生に『学生便覧』とともに配布され、ガイダンスや毎年の履修登録説明会を通して周知している。学外に対しては、本学ウェブサイトの情報公開により周知している。

【資料 3-2-1】 学生便覧 2021 年度、大学院便覧 2021 年度

【資料 3-2-2】 芦屋大学シラバス作成要領 2021

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門知識の習得とそれを生かす力を重視している点で一貫している。専門知識を身に付けるための専門教養科目が学部・学科で配置されるだけでなく、人間力やコミュニケーション能力、ディベート等の言葉で表現する力を身につけるため「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を1、2年次に設定している。3、4年次に研究や調査を行う場である「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業論文」も必修化されている。本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、大学の理念と目標と建学の精神に基づき策定されており、一貫性が確保されている。

【資料 3-2-3】 2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学部

本学では学部・学科のディプロマ・ポリシーに合わせて、カリキュラム・ポリシーを定め教育課程を編成している。

臨床教育学部教育学科では、多様化する教育現場に対応できる教育者の養成を目指し、教育学・心理学・スポーツ教育・地域スポーツ指導・ダンスに関わる専門的知識を探究し、知識や高度な指導技術、また優れた実践力を持った人材を育成するための教育課程を「教

養教育」と「スポーツ教育」に分野を分けて体系的に編成している。

臨床教育学部児童教育学科では、教育学ならびに教職教育を主軸に、優れた保育者・教育者の養成を目指し、教養、専門性、実践力、社会性、自己実現力などの学士力を養うため、保育・教育課程の編成・実施、保育内容・教科の実践的指導・生徒指導／教育相談・学級／学校経営・学校教育と教員のあり方に関する科目を設置することで体系的な教育課程を編成している。1・2年次から教育・保育の現場を体験できるよう「幼稚園観察実習」「幼稚園参加実習」「学校インターンシップ」などの実習系科目を段階的に配置するとともに、1・2年次に実技系科目を置き、保育・教育実習までに実践的な知識と技術を身に付けられるよう配慮している。

経営教育学部経営教育学科では、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」のもと、生き方や職業に関する情報を積極的に提供し、学生に気づきと行動を促すキャリア教育を重視した教育課程を編成する。また、学科内の科目を通し自らの資質を向上させ、社会的、職業的自立をはかるため必要な能力を養うことができるような教育方法・学修方法を考慮した教育課程を「教職教育」と「キャリア教育」の分野に分けて体系的に編成している。

シラバスを適切に整備し、学生が授業を通して身につけるべき「到達目標」をはじめ、「授業の概要」「授業時間外・準備学習」「授業計画」を明記している。成績基準を明確にするため、「成績評価」も明示している。各教員には毎年統一したシラバス作成マニュアルを配付し記載内容の充実と統一化を図っている。作成されたシラバスは、各所属長とFD委員会がすべて点検し、不備がある場合は加筆修正を求めている。この点検により基本情報を漏れなく記載し、その結果、シラバスの作成と内容の充実を十分に図ることができている。

1年間に履修登録できる単位数の上限は48単位であり、そのことは『学生便覧』に明記されている（ただし、教職課程履修者についてはこの限りではない）。履修科目数の上限と進級や卒業の要件については、「大学生生活入門」や「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」でも担任が指導している。また、令和3(2021)年度よりCAP制度を導入し、GPAの基準により、1年間の履修単位数に上限を設け、無理な履修計画を防ぎ、計画的に履修ができるように構築し、適切な学修環境を確保するよう指導している。

大学院

研究科では、建学の精神と大学院の目的に基づいて、各専攻のカリキュラム・ポリシーに即した授業科目を開設している。科目の編成は「芦屋大学大学院学則」別表に示すように、教育学関連分野を主軸とする博士課程の教育学専攻と修士課程の技術教育専攻を設置しているが、それぞれが横断的・体系的に教育学の理論と実践及び教授法・指導法を学問的に研究することができるよう配慮している（令和2(2020)年度より英語英文学専攻は募集停止）。特に、学校教育現場の具体的諸問題を臨床教育的立場から研究し学校教育に生かすことを重視した編成と教育が展開されている。

令和 3(2021)年度からは、研究方法の深化、研究力量の向上、研究倫理の認識などを目指して、大学院両専攻共通に「教育学研究方法」2 単位を必修とした。研究指導においては、入学時に、オリエンテーションや懇親会で、全教員による研究の在り方に関する講話をすることを慣例にしている。

1 年次の段階では、修士論文の中間報告を行い、翌年度には仮審査を実施し、修士論文の提出まで継続的に指導している。修士論文発表会は1 年次生も含めた研究指導の場として位置付け、テーマ設定、オリジナリティー、論証・実証性、妥当性、研究倫理、プレゼンテーション力などを審査指導し、各学生の評価をきめ細かく行い、優秀者を選出して研究へのインセンティブを高めるようにしている。

技術教育専攻では芦屋学園中学校・高等学校と連携して、教授研究を進めて成果を上げている。さらに大学院生の教授能力養成をめざして、TA 制度を導入している。

博士後期課程は、指導教員による博士論文作成指導が中心であるが、修士課程の授業へ参加してリーダーシップを発揮するよう勧めている。

【資料 3-2-4】 教授方法を工夫している科目のシラバス等

【資料 3-2-5】 履修系統図（児童済み）

【資料 3-2-6】 芦屋大学ティーチング・アシスタント(TA)及びスチューデント・アシスタント(SA)取扱い規程、TA 配置科目一覧

【資料 3-2-7】 大学院 リーダーシップを発揮している証明（HP）

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育を重視している。学生一人ひとりが自律的な学習者として主体的に学ぶための基盤を身につけるため、基礎教養教育として、学部を問わず大学での学びの基盤となる必要不可欠な知識や技能の基礎を教授している。大学生活の全期間を通じて建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を体現し、天職を通して個性や長所を発揮できるための礎石づくりを行っている。全学共通科目については、各学科からの提案をもとに、教務委員会で検討を行っている。

全学共通で、基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目を設置している。基礎教養科目は人文、社会、自然などの幅広い領域をカバーしている。また、e ラーニングとして「A ドリル」を、入学前教育を含め全学科の1・2 年生を対象に導入し、中等教育までの学習の再確認と基礎学力向上の徹底に取り組んでいる。

外国語科目の「英語 I・II・III」では、留学生を除く全学生を20 名程度の9 クラスに分け、授業を行っている。本学入学者の英語の技能には大きなばらつきがあり、入学時に語学テストを実施し、能力別クラスに分けることで学生の語学力強化を目指している。留学生に対しては、「グローバルラーニング科目群」の日本語科目において日本語能力の向上を図っている。

【資料 3-2-8】 入学前教育についてのお知らせ

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学部

教授方法の工夫・開発については、各学科・コースでの検討のほか、大学として FD 委員会が中心となって FD 研修を実施し、教育内容及び方法について組織的な研修を行っている。令和 3(2021)年度は、教授方法の工夫・開発について、各学科・コースでの検討のほか、FD 委員会が中心となって教育内容及び方法について研修を行った。

令和 2(2020)年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下でも学修機会を確保するため、LMS (学習管理システム(Learning Management System)「Pholly」)を導入した。LMS を使用した課題の作成や配信方法について複数回にわたる事前研修を行い、スムーズに対応できるように配慮した。ただし、特殊な機材・設備を使用する科目、教職課程科目および実技科目等を優先し、令和 2(2020) 年度後期からは履修人数を段階的に制御しながら、大学内の感染拡大状況と社会情勢を鑑みて対面授業との併用とした。

各学科で行っている授業方法の工夫・開発は下記のとおりである。

【臨床教育学部教育学科】

令和 2(2020)年度に引き続いて新型コロナウイルスの影響もあり、全面的には対面形式での授業が実施できなくなったことから、LMS「Pholly」を効果的に利用し、対面形式とオンデマンド方式の授業を併用させる形で授業展開を実施した。具体的には、基礎教養科目などの 50 名以上の大人数の授業ではオンデマンド形式を主体としながらも、専門科目、とくに実技実習系の科目については対面形式の授業を主体とした授業を実施した。

学科でこれまで基礎学力の定着として取り組んでいた、e ラーニング「A ドリル」を令和 3(2021)年度も活用し、確認テストにおいて全単元 70 点以上を目標として、すべての学生の取り組み状況を明らかにし、細やかな指導を実施した。また例年、開催している卒業論文発表会であるが、本年度は発表者が事前に発表動画を収録し、その動画を配信するオンデマンド形式で実施した。発表は各コースからの代表者 2 名が行った。また 3 年次の「専門演習 I」につなげることを目的に、2 年生全員に「キャリアデザイン」の授業内で聴講させた。このように、学科として基礎的な学力の向上をベースに、より専門的な学習や研究に取り組めるように指導している。

【臨床教育学部児童教育学科】

児童教育学科では、教育課程全般を通じて、グループワークやプレゼンテーション等のアクティブラーニングを活用し、実践力、表現力、コミュニケーション力の向上を図っている。例えば、「保育内容指導法」では、講義の後半にグループによる附属幼稚園での実践という形式をとり、協力しあって成し遂げる難しさと達成感を生で体感する機会を設けている（令和 3(2021)年度はコロナ禍のため、附属幼稚園での実践に代えて、学内でグループでの模擬保育発表とピア評価を実施）。芦屋市立小学校との連携のもとで実施している「学校インターンシップ」では、教員の生活指導や授業を観察するとともに、児童の教育活動の支援を体験し、教職志望への学びの動機づけに成果を挙げている。兵庫県下の小・中学校で実施される「自然学校」「トライやる・ウィーク」の指導補助、近隣の学校ボランティアへの参加も推奨し、理論と実践の積み重ねにより、現場に即応できる力を養うよう指導している。さらに、対話型授業の実践を「初等教科教育法 I (国語)」「道徳教育の指

導法【初等】」などで行い、新学習指導要領に則った教育を現場で実践できるように指導している。コロナ禍でも「教育実習報告会」や「卒論発表会」については感染症対策を徹底したうえで対面での発表を重視し、学生のコミュニケーション力とプレゼンテーション能力の向上を図るとともに、『卒業論文概要集』の冊子を作成し、書く力も養っている。

【経営教育学部経営教育学科】

経営教育学科では4コース8専攻の教育内容を充実させるために、令和2(2020)年度に引き続き科目等の見直し・再編を行っている。教学改善ではFD研修や学生・教員の授業評価を通じて、主体的・対話的な深い学びを遂行できるように授業改善を行っている。

基礎学力を充実させるために、入学前教育ではeラーニング「Aドリル」を利用して5教科の学力の充実を図った。また、記述力や思考・表現力を高めるために、課題作文の添削指導を行った。一方、初年次教育「大学生活入門」では、ノートの取り方、レポートの書き方、図書館利用など、大学での学びを支える基礎技能の充実を図るとともに、多様な学生がコミュニケーションを深めるためのコミュニケーション演習を充実させた。他方では、3年次以降の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」に向けて、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では担任指導やコース別授業を展開した。また、後期終了時に卒業論文発表大会を企画し1年生、2年生全員に聴講させた。このことにより、卒業研究への関心や意欲を高め、各自の専門性を意識させる活動を行った。以上のように、学科を上げて、学生の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度を養う教学改善を実施している。

【全学科共通】

ゼミナール教育を教養教育の中でも行っている点が大きな特徴となっている。1年次の「大学生活入門」と「キャリア基礎」では、グループワークによる演習を取り入れている。演習後にはレポート記述を課し、書く力の育成に重点を置いている。尚、後期では特に学部・学科の枠を超えたクラス交流を企画している。グループ演習を通して他学科の学生との協働活動、異なる方向性の仲間を尊重する心を育てている。

大学院

研究科への入学生は、学部からの直接の進学者、現職教員、社会人、留学生などさまざままで、必ずしも一律の指導がそぐわないのが現状である。そこで、各学生の状況に応じたきめ細かい指導を行い、修士論文作成・学位取得を支援している。

小規模大学院の利点を生かして、教育学専攻（博士課程）、技術教育（修士課程）が合同で、全教員がかかわる研究指導や科目の相互乗り入れなど、個性ある様々な院生の相互研鑽を配慮して教育を進めている。

博士後期課程については現職教員が多く、研究テーマは体験に基づく独自性がみられ、個々のスタイルを尊重し、柔軟に指導している。修士、博士ともに学会発表の経験を重視し、指導教員とともに発表することを推奨している。

【資料 3-2-9】 授業アンケートに関する案内メール（学生）

【資料 3-2-10】 授業アンケートに関する案内メール（教員）

【資料 3-2-11】 芦屋大学FD委員会規程

【資料 3-2-12】 2021年度 大学院委員会議事録

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

教育課程については、学科単位での再検討を継続していく。履修系統図とシラバスについては、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーとの関連を明示できるものになるよう改善する。カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を明確にすることを目的に、科目ナンバリングの導入に向けて検討を続ける。

また、FD委員会においては、これまで蓄積されてきた教授法の工夫や開発と効果的な実現において、教員が個々の振り返りを行い、その方向性を整理し明確にすることができるティーチング・ポートフォリオの構築を目指す。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを令和3(2021)年4月に策定した。このポリシーは機関レベル（大学レベル）、学部学科レベル（学位プログラムレベル）、授業レベルで設定し、三つのポリシーに対応するよう機関レベル（大学レベル）では「入学前・新入生」「在学生」「卒業時・卒業後」の区分を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では「入学後」「在学中」「卒業判定・卒業時」の区分を置いている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果としては、機関レベル（大学レベル）では、学位授与率、卒業判定、標準修了年限内の卒業率、進学率、就職率、卒業時アンケート調査、卒業後アンケート調査を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では、資格・教員免許状取得状況、卒業単位修得状況、卒業論文評価を、検証のための指標にして点検している。

卒業判定会議は学部教授会で行われ、すべての専任教員が取得単位数を含め情報共有している。ディプロマ・ポリシーと関連度の高い卒業論文の評価については、令和3(2021)年4月に「卒業論文評価基準の指針」を定め、評価の公平性を図っている。

学位授与数および授与率はホームページ、進学率、就職率等についてはIR報告書に記載され、各学科のIR委員が学科会議で報告し、学科会議で課題について検討がなされている。

カリキュラム・ポリシーを踏まえた学修成果としては、機関レベル（大学レベル）では、GPA・成績分布表、休学率、退学率、学生生活・学修に関する調査を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では、履修登録状況、出欠状況、修得単位状況、進級状況を、授業

レベルでは各授業の到達目標、成績評価、学生授業アンケート調査、出欠率を、検証のための指標にして点検している。

GPAの適切な運用のため、「成績評価における『GPA等』の客観的な指標の算出について」を令和3(2021)年4月に策定した。GPAを用いた学習状況調査は「学修成果 2021年報告書」に公開し、度数分布も記載している。休学率、退学率はIR報告書に記載し、休学者、退学者に対する対応は、学長主導のもと検討を開始している。学生生活・学修に関する調査は「学修状況調査」にまとめられており、学科で検討する基準となっている。本調査では学生自身による自己評価を数値化している。履修登録状況、出欠状況は教務課で管理し、各担任に毎月伝えられている。

4年間の学修成果を可視化するために、令和2(2020)年度よりアセスメントテスト(PROGテスト)を導入し、1年生を対象に実施した。4年次に再度同テストを実施し、成長の度合いを評価・可視化することを目的としている。

授業改善につなげるための授業アンケートはほぼすべての授業科目について、毎年2度実施している。教員用アンケートと学生用アンケートからなり、教員の自己評価と学生からの評価が比較できるようになっている。

教員養成は本学のひとつの柱となっているが、教職課程科目についての学習内容や理解度、教職に関する諸活動を学生が自己点検・評価するための『履修カルテ』を作成させ、教職支援課にて管理している。この『履修カルテ』は学習面・諸活動面それぞれについて、指標に対する到達度を自己評価できる内容としている。

【資料3-3-1】 PROG (アセスメントテスト) 概要

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを策定し、学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

具体的には、各指標の数値データを教学支援部、IR推進室、FD委員会において整理している。評価結果を定期的に教授会、学科会議、FD研修等の場を活用して、全専任教員にフィードバックしている。IR推進室においては各データを蓄積、公表し、必要に応じて分析を行い、各学科所属のIR委員が学科会議で説明を行っている。

学修成果点検の一例として、卒業論文においては、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握できるように評価する指標を令和3(2021)年度に策定し運用している。この指標により、学修成果を確認し、必修科目である卒業論文の単位を認定している。また、優秀な卒業論文については各学科の卒論発表会および大学の「論文プレゼンテーション大会」を開催し、学修成果の発表の場となるとともに、下級生にとっては卒業論文の到達目標を理解する場となっている。卒業論文の単位を含め、学生が修得したすべての単位により、4年間の学修成果を確認し、教授会で卒業判定を行っている。

在学中の履修単位、学修上の課題、学修成果の自己認識については、担任が「大学生生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」等で個別面談をおこ

ない指導にあたっている。GPAは入学後の特待生継続の判断材料として活用している。このように、点検結果のフィードバックを通じて、進級や卒業に問題を抱えることが懸念される学生への学修指導の改善に生かしている。

【資料 3-3-2】 学習成果 2022 年報告書（2021 年度）

【資料 3-3-3】 授業評価アンケートに関する資料

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修状況調査等に基づく各指標を用いて学修成果の点検・評価方法を確立し、運用してきた。コロナ禍以降、授業方法及び学修指導が大きく変化している。今後も、授業のオンライン化や ICT を駆使した多様な授業形態等が生じると想定され、多様な授業内容・方法、学修指導に対応していく。

そのためには、授業で得られる学修成果を明確にし、評価方法を確立するとともに、学生にわかりやすく通知する必要がある。ディプロマ・ポリシーと各科目との関連性、到達目標や評価基準をシラバスにわかりやすく記載し、学生に伝えていく。学生に向けても、ディプロマ・ポリシーと照らし合わせて自身の成長の自己認識と学修計画の立案を促進するような仕組みの検討を始める。

また、4 年間の学修成果の集大成として位置づけている卒業論文の更なる質向上に向けた検討を大学全体、各学科で重ね、本学の教育目的を高度なレベルで達成するための工夫をより一層進めることも重要である。

教育課程、教育内容・方法及び学修指導等の改善を図っていくため、アセスメント・ポリシーに基づく総合的な学修成果の点検・評価を組織的に進展させることが必要であり、今後もアセスメント・ポリシーの指標の検討や組織を横断した活用等を推進する。

【基準 3 の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、それらの一貫性を確保した上で運用を行っている。これら目的やポリシーを踏まえ、体系的な教育課程を編成し、授業については適切なシラバスを作成している。

アセスメント・ポリシーを定め、それに基づき各種調査を行い、教授会、学科会議、IR 推進室、FD 委員会などを通じ、改善方策を検討し、教育の質向上を目指している。各学年で個別面談を実施し、学修成果についての学生の自己認識を確認している。

本学では教育内容・方法及び学修指導の改善に向けたフィードバック体制を整え、組織的に運用している。

以上により、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体(学部教授会や運営会議等)において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、リーダーシップを発揮している。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員である。学部教授会では専任講師以上の専任教員全員が構成員であり、各事務部門の部長もアドバイザーとして参加し、教職協働における情報共有に努めている。

【資料 4-1-1】 学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本方針

【資料 4-1-2】 学校法人芦屋学園業務決裁規則

【資料 4-1-3】 芦屋大学ガバナンス・コード

【資料 4-1-4】 芦屋大学学部教授会規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の校務は「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」第 6 条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。運営会議及び教授会を通じ、全学の意思統一を図りつつ、目的達成に向けた教育研究活動をリードできる体制を整えているとともに、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見聴取を行うために、その補佐として副学長 1 名を置いている。「副学長に関する規程」第 2 条において、「学長を補佐するため、副学長は学長の指示に従って学長の業務を代行する。」と明記されている。

また、専門的な事項を検討するため、各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から運営会議に提案あるいは報告される。

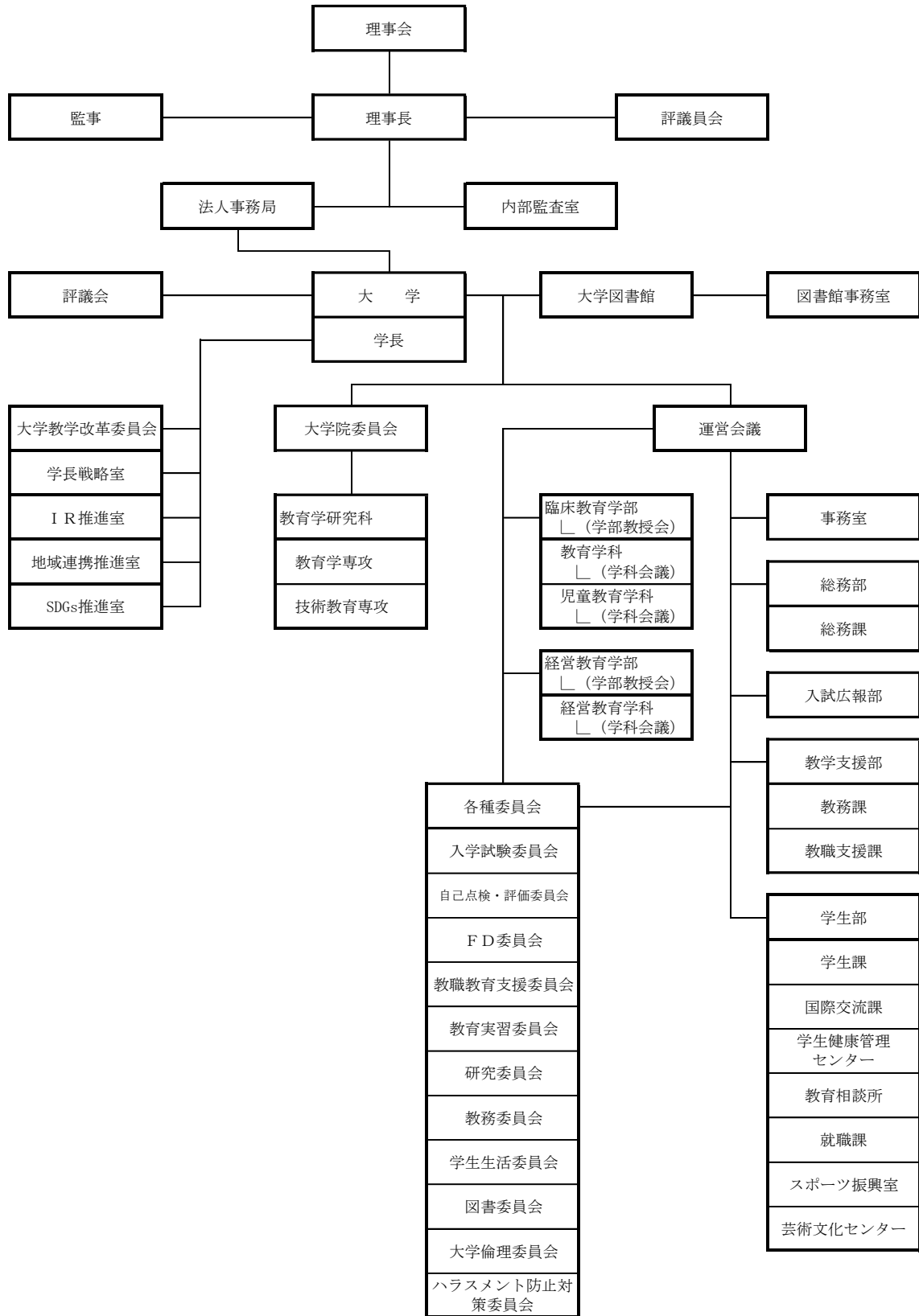
運営会議は、各部署で立案、決定した内容の報告を行い、教職員の共通理解を深め、学内運営を円滑に推進する。学長自らが委員長となり、副学長、学部長、学科主任、事務部門の部長以上の者で構成されている。運営会議では本学運営の重要事項を協議し、学部教授会の議題を整理している。

【資料 4-1-5】 副学長に関する規程

【資料 4-1-6】 芦屋大学運営会議規程

【図 4-1-2】 芦屋大学教学組織図

芦屋大学教学組織図2021年度



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌や役割の明確化は、「学校法人芦屋学園事務組織規程」と「芦屋大学事務組織規程」に基づいて整備され、学長の統括のもと、事務組織全体にわたり、系統的に構成している。事務組織のワークフローと責任の明確化に努めるため、各事務部署には、部長、次長、課長、室長、課員の職階を設け、意思決定がスムーズに図られるよう運営に努めている。また、事務部署の部長が定期的集まり、部長調整会議を開催し、情報共有と互いに業務遂行に対する指摘を行いブラッシュアップに努め、各事務部門の活性化を図っている。

学園法人事務局では、学園総務部、財務部、情報システム室といった部署が学園全体に関わる業務を分掌し、学園の全教育機関（大学・大学院、中学校・高等学校、幼稚園）が連携を強化しながら、一層効果的に業務を推進するため、法人の事務局長と法人事務局各部署及び各教育機関の実務責任者が集まり、定期的に学園運営事務協議会を開催して各教育機関が理事会へ提出する議案を精査する場を設定している。その際、理事会への提出議案に留まらず、各教育機関の情報共有を密に行い、さらには組織の編成や人員配置の修正も毎年度検討を行いながら、必要に応じてジョブローテーションを実施している。

【資料 4-1-7】 学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程

【資料 4-1-8】 学校法人芦屋学園事務組織規程

【資料 4-1-9】 学校法人芦屋学園教職員規則

【資料 4-1-10】 芦屋学園給与規程

【資料 4-1-11】 芦屋大学事務組織規程

【資料 4-1-12】 芦屋大学部長調整会議規程

【資料 4-1-13】 理事会並びにその関連業務の運営指針

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

運営会議、学部教授会や各種委員会等での議論を活性化することによって、今後も学長主導で大学改革を継続する。同時に、学長のリーダーシップのもと、毎年度実施する自己点検・評価を通じて、全教職員が学内の課題解決に取り組めるよう PDCA サイクルの機能性の確立を行う。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学設置基準第 13 条に基づく必要な教員数は臨床教育学部教育学科が 6 名（うち教授が 3 名以上）、臨床教育学部児童教育学科が 6 名（うち教授が 3 名以上）、経営教育学部経営教育学科が 10 名（うち教授が 5 名以上）である。各学科では、それ以上の教員数を確保および配置し、教授の人数を満たしている。大学院教育学研究科においても教育学専攻では、指導教員 3 名と指導補助教員 3 名、技術教育専攻では、指導教員 3 名、指導補助教員 2 名を設置基準に則り確保および配置している。また、教職課程における中学校教諭一種免許状（社会）・（保健体育）・（技術）、高等学校教諭一種免許状（公民）・（保健体育）・（情報）、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）に関する専任教員数はそれぞれ教職課程認定基準を、指定保育士養成施設（保育士資格取得課程）においても、指定保育士養成施設指定基準の教科担当教員組織及び教員資格基準を満たしている。

教員の採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査され、申請資格の適格性が判断される。教員採用については、公募を原則として候補者の教育能力や研究能力はもとより、本学の建学の精神を理解し、学生指導ならびに行政業務等に積極的に参加していけるかどうかにも重視されている。昇任については、教学運営上の必要に応じて各学部長が学長に昇任申請を行い、教育職員選考委員会において大学設置基準、要員管理及び大学運営の観点から妥当であると判断した場合に、候補者の業績審査及び選考委員会の審議を経て昇任候補者を決定し、理事長に上申する。各職位における資格と審査基準は明確に規定されている。

教員の確保と配置については、大学設置基準第 3 条並びに第 4 条の基準を満たし、これら教育研究組織における専任教員数は 大学設置基準第 13 条並びに 14 条、15 条、16 条、17 条の基準を満たしている。また、大学院の教育研究組織の専任教員数は 大学院設置基準第 9 条の基準を満たしている。

【資料 4-2-1】 教員配置に関する資料

【資料 4-2-2】 大学院教員配置に関する資料

【資料 4-2-3】 令和 3 年度大学教員構成表

【資料 4-2-4】 芦屋大学運営会議規程

【資料 4-2-5】 芦屋大学教育職員資格審査規程

【資料 4-2-6】 芦屋大学教育職員資格審査規程細則

【資料 4-2-7】 芦屋大学大学院教育職員資格審査規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

芦屋大学の教育理念及び各学部・学科の教育目的に基づき、教育・研究の環境ならびにカリキュラム及び授業の内容・方法の改善のため、教職員の継続的かつ組織的な取り組みを推進することを目的に FD 委員会を設置している。構成員は、学長の指名する専任教員 1 名、教学支援部長、各学科から推薦された専任教員 6 名の計 8 名としている。令和 3(2021)年度においては諸事情により 6 名体制での実施となったものの、委員間の協調により期末ま

での業務は無事完遂された。

以下に FD に関する実施事項を示す。

- ①全学教職員を対象とする FD の実施に関する事項
- ②教育・研究に関する講演会・研修会・研究会等の企画及び実施に関する事項
- ③教員と学生の教育環境改善に資する交流活動の企画及び実施に関する事項
- ④教育・研究の両面にわたる支援及び環境整備に関する事項
- ⑤教育・研究助成等の申請に係る支援に関する事項
- ⑥各学部・学科の FD 活動の集約及び情報交換に関する事項
- その他委員会が必要と認めた事項

上記の必要な研修に加え、オンライン環境で実施される授業の更なる充実のため、令和2(2020)年度末より継続してオンライン授業実施に係る研修を実施した。

【表 4-2-2】 FD 研修の内容

回数	開催日	研修テーマ	概要等
第1回	4月7日	学内情報共有、システム研修(個別研修)	新任教職員を対象にメール・PCのログイン・グループウェア・LMSの利用方法などを個別の説明会を行った。
第2回	5月12日	救急(オンライン配信)	コロナ禍での心肺脳蘇生法について、手技の変更点を中心に研修を行った。
第3回	6月30日	Google Meetの活用(オンライン配信)	今後のLMSでの活用を想定し、Google Meetを用いた双方向授業についての研修を行った。
第4回	7月7日	Google Jam Bord(対面・オンライン配信)	Google Jam Bordを事例に、ICTを用いた思考の可視化と共有方法、授業での活用法について研修を行った。
第5回	7月14日	科学研究費の獲得増加をめざして(対面・オンライン配信)	「科学研究費の獲得増加をめざして」をテーマに、研究への向き合い方や、科研費獲得の重要性等に関する講演を窪田学長が講師となり実施した。
第6回	9月8日	PROGテストにおける結果の見方(オンライン配信)	PROGテストにおける結果から、本学の学生の傾向、他大学や学科での比較等が説明された。

以上、大学設置基準における教育内容等の改善のための組織的な研修ならびに教育改善を目的とした調査等により、本学のFDについては機能している。

【資料 4-2-8】 芦屋大学FD委員会規程

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

現行の規程の精査、バランスの取れた教員組織の検討を継続しながら、今後も厳格に運用していく。また、今年度実施に至らなかった、教員評価については引き続き導入に向けて検討を継続し、早期の導入による質の高い授業の実現を目指す。

授業評価のための授業アンケート等、各種調査の実施についてはオンラインに移行しているが、新型コロナウイルス感染症対策により対面授業の機会が減少したことから学生への周知徹底が難しく、十分な回答数を得られないことが大きな課題となった。令和4(2022)年度に向けて、アンケート回答率の向上のための実施体制や制度の在り方について、FD委員会にて検討する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の能力開発については、芦屋大学ィ(SD)実施方針ならびに芦屋大学スタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会規程を定め、教学支援の観点より職員の資質・能力向上のために、FD委員会と連携して研修会を計画・実施している。

令和 3(2021)年度も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教職員が一堂に会して実施する研修の開催は控え、オンライン研修を開催した。また、学外の企業や行政機関等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸の研修会などの、オンラインや対面で開催する研修を取り纏め、学内グループウェアに掲載や全職員に対して関連するメールを送信するなどし、職員自身が担当する業務から啓発意欲を向上させられる取り組みを行った。各部署長に対しては、職員が学外を含む啓発活動に関連する研修に積極的に参加できるように働きかけるなど、教職員が必要に応じて学外のSD研修への参加を促進する体制を継続している。

【資料 4-3-1】 芦屋大学スタッフ・ディベロップメント（SD）実施方針

【資料 4-3-2】 芦屋大学スタッフ・ディベロップメント（SD）推進委員会規程

【資料 4-3-3】 SD研修の案内

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

社会の変化や学生の多様化に対応しながら、本学が発展していくためには、教育の質の向上とともに、教育をサポートする業務のレベルアップ、すなわち大学のみならず学園全体の職員の資質・能力向上が不可欠である。そのほか、業務のさらなる効率化のため、いくつかの事務組織を統合すること等も検討する。

今後は、単発的な受講型の研修ではなく、修了証が発行される継続的な研修や自己啓発として本学業務上必要とする指定資格を取得した職員に対し報奨金を支給するなどの制度を検討し、さらなる職員の資質・向上を目指す。また、他大学運営とそれを取り巻く環境に関する知識や技能見聞等を広く学外の事例から獲得する学外研修についても有用な職能開発の機会として捉え、その積極的活用に向けた検討を行う。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任講師以上の教員、特任教員に研究室が与えられ、助教には数名で使用できる共同研究室を確保している。

研究環境の整備については、空調、PC、プリンター、ネットワーク環境、本棚が設置され、少人数であればゼミナール等の授業にも対応が可能である。教員の研究室以外では、PC とプリンターを設置した大学院生用の共同研究室を図書館と研究棟に確保している。

また、教員の研究支援体制については、総務課と FD 委員会で全面的にバックアップする体制をとり、科学研究費に代表される公的研究費の獲得を奨励している。具体的には、公募研修会の実施、公募に関する情報等の周知、学内外の研究申請及び執行にかかる手続きがあげられる。【表 4-4-1】

教員への研究に係る図書館での書籍の貸出については、原則貸出期間は設けられているが、場合によっては長期に亘り貸出を可能とし、研究を円滑に遂行できるようにしている。

【表 4-4-1】 研究活動の支援及び研究倫理に関する講習会等実績

日程	内 容	参加者数
7/21	研究倫理・公募説明会（継続・新規応募対象）	40 名
7/21	FD 研修会（外部資金獲得）（継続・新規応募対象）	40 名
7/27	公的研究費公募説明会	1 名
8/26	FD 研究会（ワークショップ）（新規応募希望者）	5 名
8/27	FD 研究会（ワークショップ）（新規応募希望者）	5 名
9/14	Researchmap 登録説明	1 名
9/14	科研費電子システム使用説明①（新規応募者）	5 名
9/15	科研費電子システム使用説明②（新規応募者）	2 名
9/16	科研費電子システム使用説明③（新規応募者）	2 名
※公的研究費の公募等、個々の教員から依頼があった場合、随時対応をしている。		

【資料 4-4-1】 芦屋大学教員研究室および教員共同室利用規程、共同室使用に関するガイドライン

【資料 4-4-2】 F D 研修会資料

【資料 4-4-3】 地下駐車場・空調・エレベーター保守点検報告書

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動に係る責任・管理体制の明確化を図るため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準(令和 3 年 2 月 1 日改正)）」に基づき、令和 3(2021)年度は、研究費の不正使用を防止するための取組の強化、研究コンプライアンスの責任体系を明確化し、諸規程を体系的に整備するとともに「芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」及び「芦屋

大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範」を見直し、諸規程の改訂を行った。【表 4-4-2】

研究活動上の不正行為に関わる告発は法人事務局、公的研究費の手続きに関する相談は総務課で受け付ける体制を本学ウェブサイトで学内外に周知し、厳正に運用している。

また令和 3(2021)年度には、公的研究費の管理・運営に関わる当該年度受講対象者の研究者及び事務職員に対して研究倫理教育、コンプライアンス教育として、独立行政法人日本学術振興会が提供している「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を課し、修了証書の提出を義務付けるとともに、「研究倫理教育及び研究支援に係る意識調査」を実施した。教員対象の意識調査では 28 名からの回答を得た。特に研究費の現状の均等配分への意見が多く、研究費を補助するような制度への改善の要望があった。さらに公的研究費採択者、研究に係る事務職員には毎年誓約書の提出を義務付けている。教授会において、「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」の説明を行い、個々の教員へ周知・徹底を行い、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成のガイドラインの配布と取扱いを説明している。令和 3(2021)年度では、科学研究費と個人研究費のルールを明確化した「公的研究ガイドブック」を作成し啓発活動のチラシを作成するなどし、推奨も行っている。学生への周知としては研究倫理リーフレットの配布を行い、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。

【表 4-4-2】令和 3(2021)年度改訂の研究倫理に関する規則及び内容

規 程	目 的
芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の巢性使用防止に関する基本方針	適正な運営及び管理を行うために必要な方針
芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
科学研究費助成事業交付金に係る直接経費の取扱規則	適切な処理方法
芦屋大学研究倫理規程	遵守すべき規準
芦屋大学 大学倫理委員会規程	組織、任務、審議事項及び運営に関しての必要事項
芦屋大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	社会の理解及び協力が得られる適切な研究の実施
各大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程	厳正な管理及び不正行為への対応するための措置等の必要事項
芦屋大学 公的研究費内部監査規程	研究費の取扱、管理に関して行う内部監査の必要事項

【資料 4-4-4】 芦屋大学研究倫理規程

【資料 4-4-5】 芦屋大学 大学倫理委員会規程

【資料 4-4-6】 大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程

【資料 4-4-7】 芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

【資料 4-4-8】 芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範

【資料 4-4-9】 科学研究費助成事業交付金に係る直接経費の取扱細則

【資料 4-4-10】 芦屋大学公的研究費内部監査規程

- 【資料 4-4-11】 芦屋大学における人を対象とする研究に関する倫理規程
- 【資料 4-4-12】 相談窓口（HP/公的研究費ガイドブック）
- 【資料 4-4-13】 e ラーニング受講 修了証書
- 【資料 4-4-14】 誓約書
- 【資料 4-4-15】 研究倫理教育及び研究支援に係る意識調査
- 【資料 4-4-16】 教授会 研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」の説明資料
- 【資料 4-4-17】 芦屋大学教員個人研究費規程
- 【資料 4-4-18】 個人研究費ガイドライン
- 【資料 4-4-19】 公的研究ガイドブック
- 【資料 4-4-20】 啓発活動のチラシ
- 【資料 4-4-21】 研究倫理リーフレット

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、専任助教以上の教員を対象に、研究活動に円滑に取り組めるよう個人研究費を助成している。【表 4-4-3】

【表 4-4-3】 個人研究費支給額（年額）

区分	支給額	備考
教授	200,000 円	-
准教授	150,000 円	学長の許可を得たものに限り 200,000 円まで支給
講師	150,000 円	-
助教	50,000 円	-

研究費の支出に必要な手続きや注意事項等を定めた「芦屋大学教員個人研究費規程」及び「個人研究費ガイドライン」に沿って、運用されている。

当該研究費の円滑な研究活動の施行に資するため、総務課の職員が支援を行い、退職者の使用していた備品等を余剰品として総務課で管理し、過去の研究備品を貸出すなど、有効活用を図っている。

また、公的研究費など外部資金の獲得を図るため、研修会の実施、公募案内の周知をするなど努力を行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備については、適切な維持・管理と予算の配分を検討する。また、教育現場で必備となる ICT 環境のさらなる拡充を図る。研究倫理の確立としては、従来の倫理教育に加え、公的研究費の申請・管理・運営に携わる教職員全員に向けたコンプライアンス研修・研究倫理教育研修等を実施し、コンプライアンス教育の推進を行ってきたが、今後はより一層の体制整備と、研究支援策の拡充を図り、公的研究費など外部資金の獲得を促進する。研究支援に係る意識調査や研修会の実施など、研究活動支援を拡充し、研究活動の更なる活性化を図る。

【基準4の自己評価】

本学の使命・目的の達成のため、また、教学・研究の全般に関し、学長のリーダーシップを適切に発揮する体制を構築している。学長を補佐する副学長を置き、学部教授会や運営会議など大学の意思決定における責任と権限の分散と、その役割を明確に機能的な教学マネジメントを行っている。

学部及び大学院に必要な専任教員と、教学マネジメントに必要な職員を適切に配置し、職能開発・授業力の資質向上のためのFDとSDの研修を組織的に実施している。

教員の採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて厳正に審査している。研究環境及び研究活動支援のための規程は適切に整備・運用しつつ、適宜その見直しを行っている。

研究倫理については「研究機関における公的研究費管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った「研究活動の不正行為防止等に関する基本方針」を定め、厳正に運用している。また、コンプライアンス教育として日本学術振興会が実施する「研究倫理eラーニングコース」の受講を義務づけている。また、外部資金獲得のための支援を拡充している。以上により、本学は基準4を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

経営の規律と誠実性の維持については、各教育機関の設置者である学校法人芦屋学園は、「芦屋学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）に則り、学生育成のための学校教育を行う旨を規定している。また、「教育基本法」「学校教育法」及び管理運営に関する諸規程に基づき、教職員は、諸規程を遵守し、学園の秩序を保持し、その分掌する職責を遂行し、互に協力して建学の精神に基づく教育目的の達成に努め、園児・生徒・学生育成のために勤務に精励しては、誠実に維持されている。

法人は、「寄附行為」に基づき理事会が設置され、学校法人の業務は理事会で決定されることになる。理事の選任は「寄附行為」第 6 条により、役員協議会と理事会で審議、選任された理事をもって理事会を構成している。定数 8 人の理事は、選任条項に従い選任され、うち 1 人が理事長となり、様々な社会的要請・課題に迅速に対応していくために、月 1 回理事会を開催し、日常の業務を決定している。理事会は管理部門と教学部門を担う「担当理事制」をとっている。また、監事定数 2 名の内、1 名は弁護士、もう 1 名は公認会計士・税理士からの選任がなされており、役員協議会・理事会・評議員会以外にも、学園内部の主要会議等に参加しては、意見具申も行われている。

これによって、財務に関する部分のみならず、学校法人の運営全般についての監査体制は、規律と誠実性のもと維持されている。

「寄附行為」により評議員会を理事会の諮問機関と位置づけ、その諮問事項は「寄附行為」第 4 章に規定されている。評議員定数は 18 名となっているが、理事定数の 2 倍を超える人数であることから欠員が生じやすいこともあり、「寄附行為」の選任条項に留意しながら、役員協議会、理事会で速やかな欠員補充を審議しては定員の充足に努めている。また、重要案件についても、理事会の前に評議員会に諮問したうえで、最終決定を行うなど誠実に運営・経営されている。以上、法人の運営・経営は諸規則に基づき、適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。

【資料 5-1-1】 芦屋学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人芦屋学園内部監査規程

5-1-② 使命・目的の実現への組織的努力

使命・目的の実現への組織的努力については、「寄附行為」第 2 章第 3 条に、「この法人

は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、平和な社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。」としており、この目的に従って、令和3(2021)年9月に理事会の承認を経て、「学校法人芦屋学園経営改計画（令和2年度～6年度（5ヵ年）」を策定している。この「中長期計画」では、芦屋学園の建学の精神・理念に沿った教育の概念・目的を掲げるとともに、学園が目指す方向や行動目標、具体的施策等を定めており、理事、評議員及び教職員の共通認識と、使命・目的の実現への組織的努力を行っている。

各年度の事業計画、予算編成と方針は、法人の「中長期計画」に則って継続性を持って策定しており、各年度の事業計画に対する実施状況は、「事業計画書」「事業報告書」「監事監査報告書」として、財務諸表も含めて、学園のホームページにより学内外に情報公開している。

「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令遵守はさることながら、法人組織における運営体制は、「寄附行為」や「芦屋大学学則」「芦屋大学大学院学則」「芦屋学園中学校・高等学校学則」「芦屋大学附属幼稚園則」に従っている。諸規程は、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」等の関係法令に則り整備しては、遵守すべき事項は適宜定めるべく努力している。

法人は「大学設置基準」に基づき、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、円滑に進めている。なお、平成26(2014)年度の「学校教育法及び国立大学法人法の一部改正する法律」の趣旨に則り、大学の学則及び関連規程を順次改正した。また、大学教育を推進する上で特に必要な規程として、「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」「学校法人芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程」「学校法人芦屋学園ハラスメント防止等に関する規程」等を定めている。また、組織の倫理・規律については、「学校法人芦屋学園就業規則」において、教職員に諸規程の遵守と学園の正常な運営に対する責務を果たすよう規定し、学内に周知徹底している。さらに、「寄附行為」第7条を定め、監事機能の充実を図るため監事の設置及び、「学校法人芦屋学園内部監査規程」に則った内部監査室の設置を行い、学園の内外の諸問題について、法令、寄附行為及び学園の諸規程に沿った活動が保たれているかを審議、報告する体制も確保されている。

【資料 5-1-3】 学校法人芦屋学園 経営改善計画 令和2年度～6年度（5ヵ年）

【資料 5-1-4】 令和4年度（2022年度）事業計画書

【資料 5-1-5】 令和3年度（2021年度）事業報告書

【資料 5-1-6】 計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）

【資料 5-1-7】 芦屋大学学則、芦屋大学大学院学則

【資料 5-1-8】 学校法人芦屋学園個人情報保護規則

【資料 5-1-9】 学校法人芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程

【資料 5-1-10】 学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程

【資料 5-1-11】 学校法人芦屋学園就業規則

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、日常的に植栽の管理を行い、緑豊かなキャンパスを保全するため積極的に取り組んでいる。また、各教育機関施設への巡回・点検も日々行われ、安全への配慮も維持されている。省エネルギー対策としては、教職員、学生、来学者に対して、クールビズや節電への協力に対してのメール、ポスターの掲示、各研究室からの指導等と呼びかけては、環境保全への意識を高めている。設備や器具の更新については、省エネルギー型の設備やLED照明器具に順次変更しつつある。

人権への配慮については、「学校法人芦屋学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、不測の事態が生じた場合を想定し、その救済と解決に向けた対策が取られている。具体的な活動としては、毎回、創意工夫しながらの題材を決定しては人権研修会、FD・SD研修会等、学生・教職員の人権意識に係る、学園内外での研修会を開催している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」から個人情報漏えいの予防に努めている。

安全管理への配慮については、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」「学校法人芦屋学園ストレスチェック規程」「学校法人芦屋学園危機管理規程」に従って各会議、研修会等を実施している。また、救急・救命活動に有効とされているAED（自動体外式助細動器）は、大学敷地内に4か所配置している。消防設備の点検は年2回実施され、園児・生徒・学生には、担任をする教職員が避難誘導を行う体制も整えられている。

教職員、園児・生徒・学生の健康・管理は、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」を基に、学園総務部と健康管理センター各教育機関との担当部門により、健康管理への予防、対策を含めた支援体制が行われている。毎月1回定例の「衛生委員会」を開催しては、産業医の出席のもとで指導を受けながら安全への配慮が維持されている。

情報管理については、「学校法人芦屋学園個人情報保護規則」「学校法人芦屋学園情報資産運用・管理規程」「学校法人芦屋学園グループウェア利用規程」を定め、学生・教職員に対して個人情報擁護の基本方針、遵守事項を周知徹底している。さらに、サーバーコンピュータ、学内LAN、情報演習室、各研究室、事務室等のパソコンには、セキュリティ対策を強化、充実させ、ウイルスや不正侵入、ハッキング等に対する安全管理への配慮を行っている。

【資料 5-1-12】 学校法人芦屋学園衛生委員会規程

【資料 5-1-13】 ストレスチェック制度実施規程

【資料 5-1-14】 芦屋学園危機管理規程

【資料 5-1-15】 学校法人芦屋学園情報資産運用・管理規程

【資料 5-1-16】 学校法人芦屋学園グループウェア利用規程

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

法人は、経営の規律と誠実性は十分に維持できるよう努力しているが、常にその社会的責務を再認識し、建学の精神や経営方針に基づき、園児・生徒・学生への育成と、地域社会に貢献できるために、より一層の努力を重ねていく。さらに、園児・生徒・学生を取り

巻く教育環境の変化にも柔軟に対応できる体制を整備し、地域社会や保護者への説明責任を果たし、信頼される教育機関を目指していく努力が必要である。また、常に透明性のある経営に努めるため、教育の質を向上させる観点から「自己点検自己評価」を実施し、第三者評価や外部監査、内部監査に適切かつ迅速に対応していかなければならないことは当然である。また、全教職員の共通認識に立った危機管理体制の確立、適切な環境保全・人権・安全への配慮を今後も努めながら、情報公開についても積極的に推進していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性については、「寄附行為」第 5 条により、法人の業務決定の権限が理事会にあることを定め、適切な法人の運営を行っている。理事は、次の 8 人で構成されている。(1)芦屋大学長(2)芦屋学園中学・高等学校長(3)評議員のうちから理事会において選任された者(4)この法人に対する功労者のうちから理事会によって選任された者(5)この法人の役員又は教職員でない(私立学校法第 38 条第 5 項及び第 6 項の定めるところによる)学識経験者のうち理事会において選任された者、と定義されている。理事会は、「寄附行為」に基づき理事長が招集し、例年 3 月に「事業計画書」を承認し、5 月には「事業報告書」を提出している。また、11 月の理事会においては、「予算大綱」を決定し、その後予算責任者に通知し、意思統一を図っている。また、理事会では原則として、法人の日常業務の決定ならびに管理部門・教学部門との調整・連携事項の検討、理事会・評議員会に付議する事項、それらの実施方法等の検討を行っている。

評議員会では、「寄附行為」第 20 条の諮問事項（予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人業務に関する重要事項等）に対し広く意見を聴取し、それらを参考にして理事会で意思決定する。理事会で法人の中長期計画の見直しを図り、可能な限りの数値目標等を設けている。

理事会は、理事長を議長とし、大学長（大学教学マネジメント担当）、中学・高等学校長（中高教学マネジメント担当）、法人事務局長（人事・総務・附属幼稚園担当）、財務部長（財務担当）、コンプライアンス担当、寄付金募集担当というそれぞれの担当理事制を敷くことによって、学園全体の動向を把握している。

なお、理事会は毎月 1 回開催されており、令和 3(2021)年度は 12 回開催した。理事の出席率も 95%となっており、概ね良好である。

【資料 5-2-1】 芦屋学園寄付行為

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園の管理運営上の様々な課題に対しては、主体的かつ機能的に対処するため、理事会において中長期計画の見直しを図り、可能な限り数値目標を設定し、達成状況について評価しているが、上記理事メンバーの半数が非常勤で構成しているため、緊急の案件に対して速やかに対応することが急務であり、今後、学園の使命・目的の達成に向けての意思決定が迅速にでき得る体制作りと、その整備と機能性の改善が課題となる。

また、子どもの人口減少等を踏まえて、園児・生徒・学生確保に向けた戦略的な改善方策を具体的に検討するために、包括的な学園経営の今後のあり方について、各教育機関の事務長の参加のもとで行われる、「学園運営事務協議会」で意見交換したのものや、令和3年12月に「学園学生募集PT委員会」を設立、開催しては、理事会への提言として諮っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化については、理事会において、寄附行為の改定、規程の改定、芦屋大学学則の改定、芦屋大学大学院学則の改定、予算・決算、役員人事などの重要事項につき審議・決議を行っている。また、常勤理事である大学長が、大学の教学面における重要事項の説明ならびに報告を行っており、大学と理事会が十分な意思疎通を図ったうえで審議・決定している。大学運営会議は毎月1回開催し、学長、副学長、各部門長が構成員となり、理事会の方針、大学における課題を確認するとともに、大学運営についての対応策を審議している。

理事長はコンプライアンス委員会の委員長として、法令遵守態勢の構築・整備及び実効性の確保に努めており、内部統制機能の整備がなされている。

また、理事会で充実した議論を行うために、法人、大学、中高、幼稚園の代表、監事が集まって協議を行う学園運営事務協議会が毎月開催され、大学のみならず各教育機関からの意見や提案を汲み上げる体制が整っている。

以上のことから、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化に向けて、体制を表明していると自己評価する。

【資料 5-3-1】 芦屋大学運営会議規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性については、大学において、定

例の学部教授会が毎月 1 回開催されている。学長、副学長、両学部長、教授、准教授、講師および各事務部門長と法人事務局長が出席しては、教育・研究活動に関する重要事項についての報告、連絡、審議を行っている。

専任教員と事務部門の一部の職員は、この他教育活動を推進するための各種委員会にそれぞれ属し、各部門長や主担が招集する会議の場で、各部門の課題や懸案事項について審議・報告を行い、情報の共有化と相互間のチェック体制を図っている。教職員間の伝達については、グループウェアを利用した掲示板への掲示、教員に割り振られた専用のメールボックスで、学内外の情報を迅速かつ確実に伝えるように工夫しては伝達共有されている。

法人の相互チェック機能としては、「寄附行為」に基づき、「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」した監事 2 名が、毎月開催されている理事会に出席しており、理事会の運営に対して適宜指導助言を行っている。令和 3(2021)年度の監事の理事会および評議員会への出席は 100%である。また、監事は学園の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は「寄附行為」に基づき、理事の定数の 2 倍を超える 18 名で組織されており、事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等について意見を聞いている。令和 3(2021)年度においては、4 回開催し 90%の出席率である。

【資料 5-3-2】芦屋大学学部教授会規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事の業務の執行状況と財産の状況を監査する立場にある。また、監事による監査については、「私立学校法」第 37 条第 3 号に基づいて適格に行われている。予算案と事業計画案については、各教育機関の部門から予算大綱を基に策定された予算書案が提出された後に、法人事務局長、財務部長、各教育機関の部門長とで予算ヒアリングが行われ、予算計上と同時並行で作成されている事業計画書の内容を確認しては、必要に応じては是正を図りながらも予算策定にむけて適切に行われている。決算と事業報告については、外部からの会計監査法人が年間 16 回程度、学校法人内において監査を行い必要と生じた部署のヒアリングを適宜実施している。また、内部監査室長による内外の監査についても法人事務局が窓口となり対応しているが、規程等の見直しや監査についても出来ていない箇所があるのも事実である。今後より良い環境づくりに対応を行っていき、中長期計画、事業計画書、事業報告書の一連の整合性を高めていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の経営状況の根本的な改善に向け、5 ヶ年にわたる中期計画を立案実行しており、令和 3(2021)年度は、活動区分資金収支計算書における教育活動資金収支差額の黒字を 3 年連続で達成することができた。また、当面の大きな課題であった経常収支差額の黒字化は、令和 2(2020)年度は達成することができたが、令和 3(2021)年度は前年度と比して、寄付金の減少及び人件費の増加等により 92 百万円の赤字となる。

教育研究活動を永続的に担っていくうえで経常収支黒字化は必須であり、そのために収入面では学生生徒等納付金収入に係る学生の確保、支出面においては人件費の抑制を図ることが最も重要であり、加えて計画的な諸経費の削減が課題となる。

大学の学生数は、平成 29(2017)年度 801 名、平成 30(2018)年度 807 名、令和元(2019)年度 894 名、令和 2(2020)年度 1,002 名、令和 3(2021)年度は 1031 名と収容定員 1,000 名の確保ができ、年々増加傾向にある。

学園全体の令和 2(2020)年度の人件費率は 49.1%、令和 3(2021)年度は 54.0%となり 2 年連続 50%を下回ることができなかったが平成 28(2016)年度の 71.0%から約 17.0%改善している。

中長期計画に基づく予算編成に関しては、各部署が予算積み上げによる計画を策定している。ヒアリングを通じて、予算の配分を精査するとともに、各部署の予算額に対する意識の向上により、予算管理の精度を高めている。

【資料 5-4-1】 計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）

【資料 5-4-2】 令和 3 年度第 2 回収支補正予算書（案）

【資料 5-4-3】 入学者数等の推移（芦屋学園）

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

事業活動収支の経常収支差額は、平成 28(2016)年度 837 百万円の支出超過であったが令和 2(2020)年度 68 百万円の収入超過、令和 3(2021)年度は 105 百万円の支出超過となるが、5 年間で 732 百万円程度改善できた。

学園全体の令和元(2019)年度末現金預金残高 794 百万円から、令和 2(2020)年度は 179 百万円増の 973 百万円となり、令和 3(2021)年度は 1,139 百万円となる。教育活動資金収支差額においては令和元(2019)年度 49 百万円、令和 2(2020)年度 342 百万円、令和 3(2021)年度 207 百万円となりまずは順調に推移している。

安定した財務基盤の確立には、収益力の確保と資金調達力の強化が必要と思料する。収益力の確保は、経常収支の改善によるものであり、前述のとおり大幅な改善がなされている。

資金調達力強化については、ひとつは金融機関からの借入であり、各銀行が当学園の改善傾向にある財務状況等を理解し積極的な対応となっており、容易に調達ができる状況にある。もうひとつは、遊休不動産の売却を含めた有効利用を進めており、売却が可能となれば金融機関からの借入を行わなくても資金調達に係る問題はなくなる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

少子化等の影響により、学生生徒等納付金収入を安定的に確保するのが難しくなることが予想される。今後は、適正範囲内での効率的な広報活動の展開により、社会のニーズに合った大学の魅力をアピールする。また、中途退学者を減少させる方策として、学生相談窓口、奨学金制度等をより一層充実させる。

そして今後の重要な計画は、遊休不動産の売却を含めた有効活用であり、不動産 PT を立上げ検討・研究をおこなっているところである。売却等により債務の圧縮を図り、より一層財務内容の改善を行う方針であり、令和 3(2021)年度には遊休不動産売却を行い債務の圧縮を図ることができた。令和 4(2022)年度においても、遊休不動産売却を予定しており、より一層債務の圧縮を図り、また、耐震工事費用に充当する計画である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は以下の内容により一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い適正な会計処理を実施している。

1. 本学における会計処理は「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に基づいて、適切に処理している。会計伝票については責任者がチェックする体制を敷いている。そして、監査法人と連携しながら適正に決算業務を行っている。

2. 「芦屋学園財務規則」の他に以下の各種規程を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている。

各種名称	主な目的
固定資産及び物品調達規程	固定資産の取得及び物品の購入に関し適正な業務を遂行するために定めることを目的
資産運用規程	資金の運用について、取り扱いの方法及び要領を定め、資金の運用の一般的原則を確立することを目的

3. 物品購入、支払報酬等の支払いについても担当者がシステムにデータを入力し責任者がチェックしている。権限の区分により理事長・学長等のそれぞれの決裁が必要な規程になっている。

4. 予算の立案にあたっては「芦屋学園財務規則」47条に基づき予算案を作成し48条に基づき評議員会への諮問の後、理事会の承認を得ている。また、止むを得ない事由により、予算執行上に重大な支障を生ずるおそれのある時は補正予算を予算の承認手続きに準じて行っている。

【資料 5-5-1】 芦屋学園財務規則

【資料 5-5-2】 資産運用規程

【資料 5-5-3】 芦屋学園寄付行為

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における会計監査の体制整備と厳正な実施の確保は「監査法人による監査」と「監事による監査」から成り立っている。

1. 監査法人による監査

- ・「私立学校振興助成法」第14条第3項の規定に基づき監査法人による監査を実施している。令和3(2021)年度は15日間（平均監査担当者1日当たり3.5人）の監査スケジュールだった。
 - ・監査の対象は主に「学校法人会計」第4条に定めるもののほか、理事会の議事録等を基にした取引内容、会計処理である。また、必要に応じ実地監査が行われる。
 - ・監査法人と理事及び監事とのディスカッションを実施し、意見交換している。
- 監査の結果は、監査意見を含めて監事監査報告書で通知されている。なお、監査時の指摘事項については、ただちに当該部署が改善策を実施すること等によって業務を改善している。

2. 監事による監査

- ・「私立学校法」第37条第3項及び「寄附行為」に基づき監事による監査を実施している。
- ・監査の対象は業務の状況・財産の状況についてである。
- ・監査は監査法人と連携して行われており、監査法人による監査の立会い、監査状況の報告を受けるとともに、ディスカッションを実施している。また、必要に応じて諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査を実施している。
- ・監事による監査の結果については、理事会と評議員会に「監事監査報告書」として提出されている。

3. まとめ

監査法人、監事及び理事における意見交換を行い、学園のリスク及び評価について相互に意見交換を行い、認識を共有することにより会計監査の体制整備と厳正な実施の確保を図っている。

【資料 5-5-4】 計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）

【基準5の自己評価】

本学は、建学の精神に基づく教育理念を実践することで、高等教育機関としての社会的役割を果たしている。本学は、「寄附行為」によって適切に運営されており、教員と職員が協力し、本学運営についての会議や教学についての各種委員会に参加している。

財務基盤と収支については、中長期計画に基づき適切に運営し、安定した財務基盤の確立に向けて、収支の改善に取り組んでいる。令和2(2020)年度には永年支出超過であった経常収支差額が黒字であったが、令和3(2021)年度は赤字となる。令和4(2022)年度は前年度より67百万円程度の改善計画である。

会計については、「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に従って適正に処理し、毎月、財務関連資料等により財務担当が理事会に報告し、財務に対する認識を理事全員が共有している。補正予算の編成が必要な場合は、評議員会への諮問を経て理事会が決定している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による監査とがあり、法令や規程に則って厳正に実施している。監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」の規程に基づいて計算書類の監査を中心に実施され、その結果は、監査意見を含めて監査報告書として通知されている。監事による監査では、計算書類の監査とともに、理事や教職員に聞き取り調査を実施している。その結果についても、理事会と評議員会に監査報告書として提出されている。法人の業務及び財産について監査する2名の監事は、理事会に出席して意見等を述べており、理事会への監事の出席状況も良好である。

これらのことから、基準5で求められている項目を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、芦屋大学学則第 1 条 2 項に「前項の目的（教育目的）を達成するため、その教育研究活動等の状況について定期的に自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、認証評価機関による認証評価をうけるものとする」と明確に規定している。

「芦屋大学自己点検・評価実施規程」第 2 条に自己点検・評価委員会の設置が明記されており、学長、副学長、学部長、教学支援部長、学生部長、学長が指名した教員 4 名以内、職員 4 名以内によって構成される。同 3 条 2 項に「委員長には学長をあてて、委員会を代表する」と示されている。

自己点検・評価委員会は『自己点検評価書』（以下『評価書』という。）を毎年作成し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について現状と問題点を分析し、評価できる特色、改善項目及び改善方策について明らかにしている。報告書は教授会で配布するとともにホームページでも公開している。

自己点検・評価の適切性及び有効性について評価し改善策を提言するため、「芦屋大学内部質保証に関する規程」を定め、学長を議長とする芦屋大学内部質保証推進会議を設置している。令和 3(2021)年度は自己点検・評価委員会から改善を要すると指摘があった事項について協議を行った。

【資料 6-1-1】 芦屋大学自己点検・評価実施規程

【資料 6-1-2】 芦屋大学内部質保証の基本方針

【資料 6-1-3】 芦屋大学内部質保証に関する規程

【資料 6-1-4】 芦屋大学内部質保証の基本方針（体系図）

3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では教育と研究の質保証について恒常的に自己点検・評価を行うための規程を整備し、学長をトップとした自己点検・評価委員会を組織して、教育研究成果の内部質保証を図ってきた。自己点検・評価委員会による自己点検・評価は毎年、定期的の実施している。

学内全体の内部質保証にかかる評価・改善の役割を担う学長を中心とする芦屋大学内部質保証推進会議を設置し、自己点検・評価委員会が実施した点検・評価について内部質保証の観点から評価を行い、公表することを目標としている。芦屋大学内部質保証推進会議の活動を定着させ、本学が抱える諸課題を具体的に抽出し、その対応を明示し、PDCA サイクルの確立を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「芦屋大学自己点検・評価実施規程」に則り、自己点検・評価委員会が毎年度、自己点検・評価実施計画を策定し、各部署・各委員会から提出されたエビデンスをもとに、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会で明らかになった問題点や改善項目については、内部質保証推進会議、教授会、各種委員会、各部署において共有し、次年度に向けて具体的な改善策を検討・実施している。毎年、自己点検・評価委員会により作成される『評価書』は、教授会で配付されるほか、本学ウェブサイトを通じて学内外に公表をしている。

【資料 6-2-1】 自己点検・評価委員会 令和 3(2021)年度実施計画

【資料 6-2-2】 自己点検・評価委員会 令和 3(2021)年度役割分担表

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、令和元(2019)年度より IR 推進室を設置し、大学の現状把握のための調査、データ収集及び分析を行う体制を整えている。IR 推進室は、【表 6-2-1】に示すとおり、教学に関する各種調査を実施し、調査結果を可視化・分析することにより、教学改善ならびに意思決定過程の合理化と支援を担っている。学長戦略室・IR 推進室の共催により、令和 2(2021)年 5 月に「学習成果報告書」、6 月に「2020 年後期 GPA・総取得単位分布」を本学ウェブサイトへの掲載を行ったほか、年度末には「2021 年度 IR 報告書」を教職員に配布した。

【表 6-2-1】

学修状況調査	学修に関わる諸環境・認識
2020 年後期 GPA・総取得単位分布	各学年の単位取得状況、GPA 分布、下位 4 分の 1・平均の表示
学修成果調査	単位取得状況、GPA 分布
IR 報告書	教員・学生の過去 4 年間の推移

令和 3(2021)年度は、FD 委員会の案内により IR 推進室、および自己点検・評価委員会のメンバーが IR について、より見識を深めるための「IR セミナー（コンソーシアム神戸主催）」に参加し、本学で導入可能な評価項目などについての理解を深めた。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会による自己点検・評価、IR 推進室によるデータ収集と分析、情報共有は恒常的に行われているが、これまでに蓄積したデータを有効活用し、課題改善に取り組んでいく。令和 2(2020)年度に、「芦屋大学内部質保証の基本方針」を定め、大学

全体の内部質保証に責任を負う組織として芦屋大学内部質保証推進会議を設置し、「芦屋大学内部質保証に関する規程」を整備した。令和4(2022)年度からは、自己点検・評価委員会による『評価書』について芦屋大学内部質保証推進会議が規程に基づいた自己点検・評価を実施し、具体的な指標及び根拠に基づいた達成度評価を行い、結果を理事会に報告するとともに、本学ウェブサイトを通じて、広く社会に向けて公表していく。

【資料 6-2-1】 芦屋大学 I R 推進室 規程

【資料 6-2-2】 2021 年度 I R 報告書

【資料 6-2-3】 I R 推進会議議事録

【資料 6-2-4】 I R セミナー 資料

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

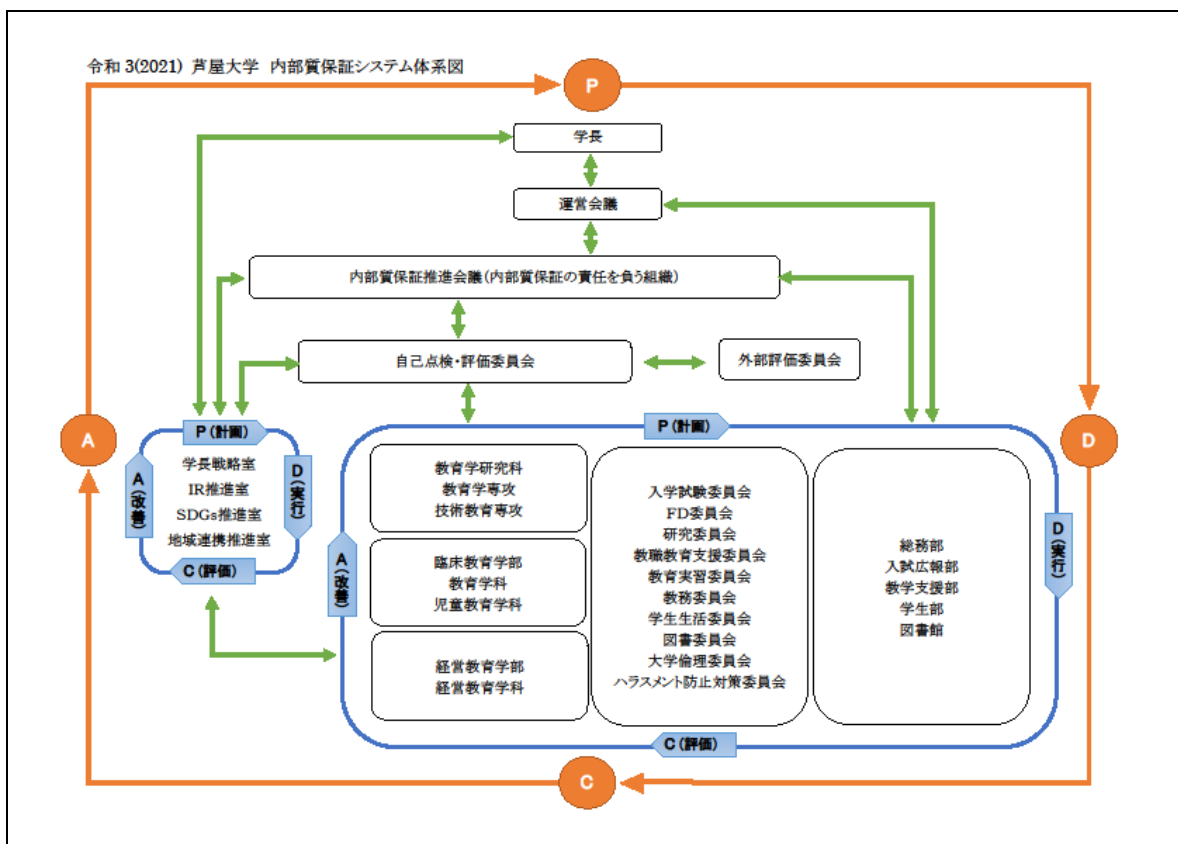
本学では、大学、学部、学科及び研究科にそれぞれ三つのポリシーを設けている。また、大学の使命・目的を達成するため、経営改善 5 年計画に沿って履修系統図の見直しなどにより、カリキュラム改革を行っており、また単年度の事業計画書（事業目標・学生支援事業・就職進路支援事業・学生募集に関する事業・運営体制の充実・地域・社会連携事業・その他）を策定している。事業計画書は、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、各部署が関連項目に関する原案を作成し、学長・副学長及び事務長が中心となり協議のうえ策定している。単年度の事業報告書については、次年度の 4 月末日までに実施結果を報告している。また、本学の事業報告書は、学長から理事会に上申され、評議員会での意見聴取の後、理事会で承認され、公開されている。

毎年作成し公開している『評価書』をより有効的に機能させるため、学長を議長とする芦屋大学内部質保証推進会議を設置している。令和4(2022)年3月に推進会議の全構成員が出席するとともに、外部有識者を招聘して会議を開催した。自己点検・評価委員会から、次年度に取り組む必要があると指摘された「学生の意見・要望への対応」「学修成果の点検・評価」「内部質保証」が議題となった。

PDCA サイクルについては学部学科研究科、各種委員会、各部署で行われる小さな PDCA サイクルと大学全体で行われる大きな PDCA サイクルとの関係を明確にするため、令和2(2020)年10月の運営会議において「内部質保証システム系統図」が示され、承認された。

自己点検・評価委員会では、前回の認証評価における改善策の指摘について確認し、担当部署と協力し改善を行っている。令和元(2019)年度には、平成28(2016)年度に実施された日本高等教育評価機構による認証評価において、「改善を要する点」とされた経営教育学部経営教育学科の収容定員充足率の改善を図り、改善されたことを報告公表した。法人の根本的な経営改革に向けた取り組みについても、改善を図り報告公表した。

【図 6-3-1】 内部質保証システム系統図



【資料 6-3-1】 芦屋大学自己点検・評価実施規程

【資料 6-3-2】 芦屋大学運営会議規程

【資料 6-3-3】 芦屋大学FD委員会規程

【資料 6-3-4】 内部質保証委員会 会議資料

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検・評価委員会において毎年度作成される『評価書』を踏まえ、中期計画や年度ごとの事業計画に反映させていく。また、『評価書』で明らかになった課題を、内部質保証推進会議で議論し、PDCA サイクルの機能促進を図る。

今後の取り組みとしては三つのポリシーとの整合性を持たせた教育研究活動の改善を図る。そのために学部・学科・研究科と、IR 推進室、FD 委員会の連携を深めていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では内部質保証のための組織として、芦屋大学学則第 1 条 2 項に基づき「芦屋大学自己点検・評価実施規程」を定め、自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価を定期的実施することにより、本学における諸活動の状況を明らかにし、組織の活性化を促すとともに、改善方策の立案に役立て、教育研究活動等の水準の向上を図ることを目的としている。

内部質保証のための自己点検・評価活動として、日本高等教育評価機構が定めた評価項

目に沿って点検評価を行い、高等教育研究機関の責務として毎年度、自主的に実施し、結果を本学ウェブサイト公開している。自己点検・評価活動で明らかになった課題を、各部署は認識し次年度の活動の指針としている。

IR に関しては、IR 機能を強化するため、令和元(2019)年度より IR 推進室を設置し、データ収集及び分析を行う体制を整えている。IR 推進室は、教学に関する各種調査を実施し、三つのポリシーを起点とした内部質保証のための基礎データとしている。

自己点検・評価委員会が更なる取り組みが必要と判断した項目については、「芦屋大学内部質保証に関する規程」に定める、学長を議長とする芦屋大学内部質保証推進会議に提言することになっている。このことによって内部質保証における課題を各部署長が議論し、学内全体で PDCA サイクルに取り組めるようになっている。

以上のことから、基準 6「内部質保証」の基準を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と地域連携

A-1. 知的資産を活かした社会貢献

A-2. 地域連携における社会貢献

A-3. 芸術文化活動による社会貢献

A-1. 知的資産を活かした社会貢献

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■芦屋大学ソーラーカープロジェクト

芦屋大学ソーラーカープロジェクト（以下、ソーラーカープロジェクトという。）は、本学創立者の福山重一が「地球環境やエネルギー問題に対する大学の役割として、今こそ環境問題を社会にアピールする時期である」と唱え、平成 4(1992)年 3 月に設立したものである。国内外の競技会に参加し成果を上げているだけでなく、学校訪問や行事参加等を通じて環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動にあたるほか、地域振興にも貢献している。また、公益法人に対する技術支援や機材の貸与、企業研究機関に対する技術開発への協力など産学連携の活動も行っている。プロジェクト活動は、教職員、学生、卒業生 3 者が一体となり、教学とクラブ活動の両面から活動するものとの位置づけであり、経営教育学科の自動車技術、技術・情報教員養成両コースの教員指導の下、同コースのゼミ生と共にソーラーカープロジェクトの学生メンバー、技術研究部、ボランティア部が、ソーラーカープロジェクトの中心メンバーとして活動している。

《学校訪問》

学校訪問は、児童教育学科学生の実践経験の場として資すると共に、地域の子どもたちに実際にソーラーカーに触れてもらい、環境やエネルギー問題について学んでもらうことを目的としている。平成 23 (2011)年度から令和 3 (2021)年度の間に、兵庫県下をはじめ県外も含めて延べ 73 校の小中学校より訪問要請を受け合計 68 校を訪問して、教育・啓蒙活動にあたった。令和 3 (2021)年度の学校訪問実績は【表 A-1-1】のとおりである。

【表 A-1-1】 <学校訪問実績>

	訪問日	学校名	内容	対象
1	2022.02.22	西宮市立 津門小学校	環境と太陽光発電の学習 コロナ禍中止	4 年
2	2022.02.21	奈良市立 二名小学校	環境と太陽光発電の学習 コロナ禍中止	4・6 年
3	2021.12.06	大阪市立 西淡路小学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4 年
4	2021.11.29	奈良市立 三碓小学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	6 年
5	2021.11.15	奈良市立 大安寺小学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	3 年

6	2021.10.07	西宮市立 西宮浜義務教育学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4年
7	2021.10.04	西宮市立 平木小学校	環境と太陽光発電の学習・ソーラーカーへの乗車体験	4年
8	2021.08.26	西宮市立 高木北育成センター	ソーラーカーの仕組みについて学ぶ、実車の乗車体験	1～4年

《行事参加》

地域振興及び教育・啓蒙活動の一環として地域の各種行事に参加している。平成 23 (2011)年度から令和 3 (2021)年度の間、本学で開催された「電気自動車・燃料電池車・ソーラーカー製作講習会」「西宮市産業環境局 エネルギー学習会」をはじめ、神戸市で開催されている「兵庫カーライフ・フェスタ」など関西、中国地方の各地延べ 59 の事業団体より要請を受け合計 52 の行事に参加して、環境・エネルギー問題の啓蒙活動にあっている。令和 3 (2021)年度の行事参加実績は【表 A-1-2】のとおりである。

【表 A-1-2】 <行事参加実績>

	開催日	行事 名称	会場
1	2021.11.27 ~ 28	エコ&セーフティー 兵庫カーライフ・フェスタ 2021	兵庫県 神戸市 『メリケンパーク』
2	2021.08 下旬	西宮市 産業環境局 エネルギー学習会	兵庫県 芦屋市 『芦屋大学』 コロナ禍中止

《産官学連携》

令和 3(2021)年度における技術開発および研究協力において関連企業と連携しているほか、芦屋市教育委員会をはじめとする公的機関と連携し、環境問題に関する啓蒙活動にあっている。連携団体は【表 A-1-3】のとおりである。

【表 A-1-3】 <連携団体>

	企業・機関名	内容
1	株式会社ミツバ SCR+プロジェクト	ソーラーカー用モーター開発に関する研究
2	東洋紡株式会社	繊維強化樹脂工法および、衣服型生体センサー応用に関する研究
3	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課	環境保全啓蒙と次世代自動車 (ZEV: 無公害自動車) の普及啓蒙
4	芦屋市 教育委員会 社会教育部 青少年教育課	放課後児童体験事業 (あしやキッズスクエア)
5	尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課	地域環境啓蒙活動 (環境学習プログラム)
6	西宮市 環境局 環境総括室 環境学習都市推進課	地域環境啓蒙活動 (エネルギー学習会)
7	池田市 教育委員会 教育部 教育政策課	連携協力協定の一環による教育活動への協力
8	公益財団法人 千里リサイクルプラザ	地域環境啓蒙活動 (教材ソーラーカーの開発と運用)
9	一般財団法人 日本太陽エネルギー学会	次世代自動車 (ソーラーカー・電気自動車・燃料電池車) の研究発表・製作講習会

【資料 A-1-1】 2021 年度ソーラーカープロジェクト活動実績

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

ソーラーカープロジェクトの活動は、競技活動にとどまらず、研究開発や地域社会貢献、研究機関・企業との連携等様々な意義を有しており、今後も産学官連携を含む活動をより積極的に展開し、新型コロナウイルス感染症の蔓延に留意しながら活動の発展可能性を求めていく。

高大連携については、まず芦屋学園中学・高等学校に活動の輪を広げ、本学が高等学校に提供できる教育資源を確認し、連携校との充実を図り、本学の学部学科コースの認知度向上に繋げていく。

A-2. 地域連携における社会貢献

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■芦屋大学の地域住民への公開

本学の持つ知的資産の地域住民への提供を目的として、平成 27(2015)年 8 月より、芦屋市六麓荘町の住民を対象に、芦屋大学図書館の地域住民への公開および書籍の閲覧・貸出等のサービスを提供している。また、毎年 10 月に開催される学園祭においては地域住民への大学校舎開放も行っている（この 2 年間は新型コロナウイルス感染症の影響により開放できていない）。障がい者就労支援スペース「あしかふえ」については、大学キャンパス内で共生社会を体感できるカフェとして運営し、地域の方々に芦屋市のウェブサイトや SNS を通じて案内している。

■芦屋市及び芦屋市教育委員会との地域包括連携

本学は兵庫県芦屋市及び同教育委員会と平成 28(2016)年 8 月より「芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書」を締結している。この協定は、スポーツ・文化・芸術・地域人材の育成・教育の分野等で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的としている。

令和 3(2021)年度についても、「芦屋市行政改革」の活動は継続しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため具体的な活動をしていくことはできなかった。ただ、芦屋市主導で「こえる場！」運営にかかるコアメンバーの会をオンラインにて行い、今後の活動についての方向性や意識の共有化を図り、芦屋市の取り組みに協力することで、地域に愛される大学として活動を行っている。

■講座等などによる社会貢献

本学が行ってきた特別支援教育研修講座は、芦屋大学の地域貢献として引き続き開催予定であったが、新型コロナウイルスの拡大により、制限のある中、講座以外にもイベント等の実施を行った。【表 A-2-1】

■地域スポーツ振興

新型コロナウイルスの影響により、令和 3(2021)年度についても本学のスポーツ活動及び、スポーツを通じての社会貢献活動にも多大な影響が及んだ。その中でも本学女子バレーボール部の宣伝活動イベントとして「バレーボール教室」を実施した。【表 A-2-2】

地域貢献活動では、本学女子バスケットボール部と芦屋市立体育館の指定管理者である企業との産学連携事業として、芦屋市在住の子どもを対象とした「バスケットボールクリニック」を実施した。また、芦屋市との連携事業である「ファミリーサッカー教室」は今年度においてもコロナ禍により開催中止となった。また、本学施設を利用した地域貢献については、一般社団法人宮っ子クラブとの教育連携により、令和 3(2021)年度においても社会貢献の一環として施設貸出の優遇措置をしている。

【表 A-2-1】 <社会貢献活動>

日付	内容
21.7.26 ～8/6	芦屋市内障がい者施設巡り・デジタルスタンプラリー(芦屋市自立支援協議会専門部会・リードあしや)
21.8.2	粘土を使って自分だけのワッフルケーキ作り(リードあしや)
21.9.15	熱海市伊豆山土石流災害街頭募金活動(赤十字兵庫県支部青年奉仕団所属)
21.10.10	視覚障がい者スポーツイベント(ブラインドテニス) ボランティア 「第4回まいどおおきに!フレンドリーカップ!(ブラインドテニス大会)」 (兵庫県神戸市「兵庫県立障害者スポーツ交流館」)
21.11.4	西宮市立甲山高等学校特別講義「今、幼児期に育みたいこと」
21.11.14	未来のまち「森のねんど」で作ってみよう!(リードあしや)
21.12.4	聴覚障がい者スポーツイベント(デフテニス) 指導ボランティア
21.12.4	「デフ Jr テニス教室 in 兵庫」(兵庫県西宮市「武庫川女子大学テニスコート」)
22.1.13	西宮市立甲山高等学校特別講義「子どもの体力を高める運動遊び」
22.1.22	さくらカフェ(芦屋市コミュニティスペースふらっと(Zoomで参加))
22.3.9	ためまっぷ芦屋(リードあしや)
22.3.14	芦屋大学公開講座「発達障害のある人の学ぶこと働くことを考える」(芦屋市民センター)
22.3.15	芦屋市清掃ボランティア・石ころアート(リードあしや)
22.3.26	芦屋大学公開講座「オーストラリア先住民のアート～その美と力」(芦屋市民センター)

【表 A-2-2】 <スポーツ振興活動>

日付	内容
21.5.26	バレーボール教室(姫路女学院高等学校)
21.6.16	バレーボール教室(京都橘高等学校)
21.6.20	バレーボール教室(下関短期大学附属高校)
21.7.23	バレーボール教室(兵庫県立氷上高等学校)
21.7.27	バレーボール教室(宝塚市立光ヶ丘中学校)
21.8.18	バレーボール教室(兵庫大学付属須磨ノ浦高等学校)
21.10.19	バレーボール教室(和歌山南陵高等学校)
21.12.19	バレーボール教室 (神戸常盤高等学校・愛知誠信高等学校・京都成章高等学校)
21.12.30	バレーボール教室(広島安田女子高等学校・広島進徳女子高等学校)
22.1.15	バスケットボールクリニック(芦屋市立体育館)
22.3.6	ファミリーサッカー教室 (コロナ禍により中止)
21 通年	サッカースクール(芦屋学園グラウンド)

【資料 A-2-1】 芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書

【資料 A-2-2】 令和3年度芦屋市自立支援協議会実務者会 資料

【資料 A-2-3】 粘土を使って自分だけのワッフルケーキ作り (活動報告書)

【資料 A-2-4】 芦屋大学 児童教育学科有志による募金活動

【資料 A-2-5】 第4回まいどおおきに！フレンドリーカップ！実施要綱

【資料 A-2-6】 西宮甲山高等学校 訪問授業 スケジュール

【資料 A-2-7】 未来のまち「森のねんど」で作ってみよう！ (活動報告書)

【資料 A-2-8】 「デフ Jr テニス教室 in 兵庫」 案内

【資料 A-2-9】 さくらカフェ (活動報告書)

【資料 A-2-10】 ためまっぷ芦屋 (活動報告書)

【資料 A-2-11】 芦屋大学公開講座 案内チラシ

【資料 A-2-12】 芦屋市清掃ボランティア 要項

【資料 A-2-13】 ウクライナ人道危機救援金 報告書

【資料 A-2-14】 バスケットボールクリニック 報告書

【資料 A-2-15】 ファミリーサッカー教室 開催中止のお知らせ

【資料 A-2-16】 2021 年度 サッカースクール 活動報告資料

【資料 A-2-17】 2021 年度 バレーボール教室実施一覧

(3)A-2 の改善・向上方策

令和4(2022)年度では芦屋市行政改革の取組から「第2期芦屋市創生総合戦略」の取組として活動を展開していくこととなり、新たな展開を迎え、地域の活性化を目指し、本学の力を発揮するところである。

また、芦屋市のシルバー人材センターとの産学協同の視点でコラボすることの提案や芦

屋東ライオンズクラブとのレオクラブ結成を目指した連携等を深めることによって、学生の学びと地域コミュニティの拠点としての役割を実践しつつ地域の活性化を図るように活動を推進する。

芦屋市防災安全課との連携による活動においても、今後さらなる取組の輪を広げていき、学生の若い力が地域防災を支えていけるような活動を深めていく。

公開講座等については、市民のニーズに沿った講座内容を提供することにより、地域との連携を強めるきっかけとなるため、引き続き開催していく予定である。

スポーツ振興については、本学のスポーツをきっかけとして幅広い年齢層が交流できる地域貢献活動を考案する。また、令和 6(2024)年度には大規模スポーツイベントを芦屋市内で行う計画があり、そのイベントに参画できるよう芦屋市及び地域との連携をより一層強くしたいと考える。

A-3. 芸術文化活動による社会貢献

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■芸術文化センターによる活動支援

芸術文化センターが管理するクラブ活動として、バレエ・ダンス・吹奏楽の 3 つのクラブがある。主な役割としては、本学のバレエコース、ダンスコース及び、吹奏楽部、また、芦屋学園バレエクラブ、ストリートダンスクラブに所属する学生の活動支援であったが、令和 2(2020)年度に学園クラブ制度は廃止となった。令和 3(2021)年度より芸術文化センターは学生部管轄の下、バレエ部、ダンス部、吹奏楽部の活動支援を継続して行っている。

■他機関や地域との連携

令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルスの影響により他機関や地域との積極的な連携をとることは困難であったが、バレエ部門においては附属幼稚園バレエクラスを継続して開講し、バレエコース主催の卒業公演にも出演した。

ダンス部門においては、卒業公演に向けての練習や、オンラインのダンスコンテストで実績を残すことを目標として活動した。

吹奏楽部については、芦屋学園高等学校主催の文化部発表会への出演依頼があり、芦屋学園中学・高等学校吹奏楽部との合奏を行い、学生・生徒間の交流と音楽力の向上を目的とした高大連携を実施した。また芦屋市吹奏楽連盟定期演奏会に出演した。

■キャリア育成

バレエコースは、バレエ教師ディプロマ資格のカリキュラムを履修することで、バレエ教師資格の取得が可能であり、ダンスコースは、中学校教諭一種免許状（保健体育・社会）・高等学校教諭一種免許状（保健体育・公民）の取得が可能である。

吹奏楽部では、保育士養成課程や幼稚園教職課程を履修している学生が比較的多いため、マーチングバンドに関する指導者ライセンスを取得するための支援をしている。また、ラ

イセンスを取得した学生が在学中や卒業後にマーチングバンドの指導を行っている。

■社会貢献活動

令和 3(2021)年度は、一昨年からのコロナ禍により各種のイベントが中止となったが、バレエ分野では卒業公演の動画配信を行い、ダンス分野では制作作品を芦屋大学公式 YouTube チャンネルで公開している。その他にもオンライン会議での交流など、デジタルコンテンツを利用した活動を行った。また、吹奏楽部では芦屋市吹奏楽連盟定期演奏会において合同演奏を行った。

【資料 A-3-1】 バレエコース第 7 期生卒業公演 案内チラシ

【資料 A-3-2】 幼稚園課外授業バレエ教室 案内チラシ

【資料 A-3-3】 バレエ部 ダンス部 吹奏楽部 活動記録

(3) A-3 の改善・向上方策

令和 4(2022)年度はイベントの規模に関わらず、出演依頼等があれば前向きに検討したい。本学の芸術文化資源を活用し、社会貢献を引き続き行っていく。

【基準 A の自己評価】

本学では、教育課程内外の研究教育活動や課外活動を通じて、積極的な社会貢献と地域連携を推進している。時代に先駆けて地球環境やエネルギー問題に着目し、平成 4(1992)年から活動を開始したソーラーカープロジェクトは学校訪問や行事参加などを通じ、SDGs にも関連する環境・エネルギー問題についての教育・啓蒙活動といった地域貢献活動を行っている。また、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目指して、近隣住民への書籍公開・貸出や校舎の開放などを行っているが、近年はコロナ禍により制限を設けながら実施した。

芦屋市及び同教育委員会との協定に基づき地域連携・社会貢献活動を実施し、芦屋市行政改革にかかる連携を深めている。

スポーツ・芸術文化の分野では、人的資源を活用したスポーツ講習会や芦屋市と連携したキッズスポーツ教室の開催、芦屋市民会館（ルナ・ホール）でのバレエ・ダンス公演、吹奏楽部では、芦屋市との定期演奏会に出演するなど、地域に愛される大学として存在感を高めている。令和 3(2021)年度は制限がある中でのイベントを実施することができた。また、オンラインでの交流やトレーニング動画、ダンス動画のネット配信などの活動は継続している。

以上により、基準 A を満たしている。

V. 特記事項

1. 障がい者就労支援スペース「あしかふえ」に関する「ヒデュンプロジェクト」取り組み

本学では、芦屋市障がい福祉課のご助言をいただきながら、「ヒデュンプロジェクト」として「カフェ」と「障がい者就労支援スペース」を融合した「あしかふえ」を平成28(2016)年度から運営している。

「ヒデュンプロジェクト」の目的は「潜在的な体験学習」であり、学生が大学生活を送る中での学びや地域貢献に加え、共生社会を体験学習できることにつながっている。この活動を実施するため、芦屋市をはじめ、事業所の協力のもと、障がい者と学生や地域の方々が交流できる機会を作ると共に、情操を育む教育を体験できるカフェ運営を行っている。

今後の活動として、新型コロナウイルス感染症の状況下ではあるが、大学内外を問わず様々な方が集い交流する居場所として「あしかふえ」をより発展させていく。

【活動実績】

- ・平成30(2018)年度「ひょうごユニバーサル社会づくり賞」
＜団体部門・ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議会長賞＞受賞
- ・平成29(2017)年5月より兵庫県立芦屋特別支援学校と連携し、職業体験・現場実習の受け入れを毎週水曜日に実施。その後、兵庫県立芦屋特別支援学校の卒業生が1名、事業所に就職し、「あしかふえ」にて勤務。
- ・学内におけるイベントを「あしかふえ」にて実施。
留学生イベント、入学前教育、オープンキャンパス、バレエディプロマコース茶話会、教員採用試験対策講座の開講式など。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に規定している	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条に規定している	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条及び学則第 5 条第 2 項に規定している	3-1
第 88 条	○	学則第 21 条第 3 項、第 22 条に規定している	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業の認定は、規定されていない）	3-1
第 90 条	○	学則第 13 条に規定している	2-1
第 92 条	○	第 1 号 学則第 27 条に規定している 第 2 号 学則第 27 条第 2 項に規定している 第 3 号 管理運営規則第 6 条に規定している 第 4 号 副学長規程に規定している 第 5 号 学部長規程に規定している 第 6 号 管理運営規則第 6 条第 2 項に規定している 第 7 号 管理運営規則第 6 条第 3 項に規定している 第 8 号 管理運営規則第 6 条第 4 項に規定している 第 9 号 管理運営規則第 6 条第 5 項に規定している 第 10 号 管理運営規則第 6 条第 6 項に規定している	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 29 条に規定している	4-1
第 104 条	○	学則第 10 条及び大学院学則第 24 条に規定している	3-1
第 105 条	—	該当なし（本学学生以外を対象とした特別の課程を編成した規定がないため）	3-1
第 108 条	○	短期大学は、令和 2（2020）年 3 月を以て廃止した	2-1
第 109 条	○	学則第 1 条第 2 項に規定している	6-2
第 113 条	○	大学論叢の刊行、ホームページで公開をしている	3-2
第 114 条	○	芦屋学園教職員規則及び就業規則第 2 条に規定している	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 21 条の 3 及び第 22 条の 2 に規定している	2-1
第 132 条	○	学則第 21 条の 3 及び第 22 条の 2 に規定している	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則第 3 条～第 46 条に規定している。寄宿舎は遠距離学生に対し近隣提携学生寮等を紹介している（案内資料）	3-1 3-2
第 24 条	○	学園文書取扱規程に規定している	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 43 条及び第 44 条に規定している	4-1
第 28 条	○	学園文書取扱規程に規定している	3-2
第 143 条	○	学則第 29 条に規定している	4-1
第 146 条	—	該当なし（科目等履修生等に編入学資格が規定されていない）	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業の認定は規定されていない）	3-1
第 148 条	—	該当なし（本学の修業年限は全学部 4 年である）	3-1

芦屋大学

第 149 条	—	該当なし（早期卒業認定は規定されていない）	3-1
第 150 条	○	学則第 13 条に規定している	2-1
第 151 条	—	該当なし（12 年の学校教育修了したものと規定している）	2-1
第 152 条	—	該当なし（12 年の学校教育修了したものと規定している）	2-1
第 153 条	—	該当なし（12 年の学校教育修了したものと規定している）	2-1
第 154 条	—	該当なし（12 年の学校教育修了したものと規定している）	2-1
第 161 条	○	学則第 21 条の第 3 項及び第 22 条に規定している	2-1
第 162 条	○	学則第 13 条第 3 項に規定している	2-1
第 163 条	○	学則第 8 条の第 5 項に規定している	3-2
第 163 条の 2	○	学生便覧に明記している	3-1
第 164 条	—	該当なし（本学学生以外を対象とした特別の課程を編成した規定がないため）	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 3 条に規定している ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、を大学全体及び学科、研究科ごとに定めている	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学自己点検・評価実施規程及び大学運営会議規程に規定し、ホームページ上で公表している	6-2
第 172 条の 2	○	学校法人芦屋学園情報の公開規則に規定している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 11 条に規定している	3-1
第 178 条	○	学則第 13 条及び第 21 条の第 3 項に規定している	2-1
第 186 条	○	学則第 13 条及び第 21 条の第 3 項に規定している	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	(趣旨) 学校教育法第 1 条その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	(教育研究上の目的) 学則第 3 条第 1 項に規定している	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	(入学者の選抜) 学則第 13 条～第 15 条及び入学試験委員会、大学入学者選考に関する規程に規定している	2-1
第 2 条の 3	○	(教員と事務職員等の連携及び協働) 学則第 29 条及び運営会議規程に規定している	2-2
第 3 条	○	(学部) 学則第 3 条、第 27 条に規定している	1-2
第 4 条	○	(学科) 学則第 3 条第 2 項に規定している	1-2
第 5 条	○	(課程) 学則第 7 条第 4 項に規定している	1-2
第 6 条	—	(学部以外の基本組織) 該当なし（基本組織以外の学部を置いていないため）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	(教員組織) 学則第 27 条に規定、及び適切な数の教員を配置している	3-2 4-2
第 10 条	○	(授業科目の担当) 主要授業科目は、主に専任教員が担当している	3-2 4-2

芦屋大学

第 10 条の 2	○	(専門分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員) 実務経験のある教員も教育課程の編成に責任を担うため、教授会並びに学科会議の構成員をしている	3-2
第 11 条	○	(授業を担当しない教員) 必要に応じ、授業を担当していない教員を配置している	3-2 4-2
第 12 条	○	(専任教員) 専任教員を配置している	3-2 4-2
第 13 条	○	(専任教員数) 専任教員数及び大学全体の専任教員数は、大学設置基準を遵守している	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	(学長の資格) 学長選考規程第 2 条に規定している	4-1
第 14 条	○	(教授の資格) 教育職員資格審査規程第 5 条に規定している	3-2 4-2
第 15 条	○	(准教授の資格) 教育職員資格審査規程第 6 条に規定している	3-2 4-2
第 16 条	○	(講師の資格) 教育職員資格審査規程第 7 条に規定している	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	(助教の資格) 教育職員資格審査規程第 8 条に規定している	3-2 4-2
第 17 条	—	(助手の資格) 該当なし (助手はいないので規定されていない)	3-2 4-2
第 18 条	○	(収容定員数) 学則第 4 条に規定している	2-1
第 19 条	○	(教育課程の編成方針) 学則第 6 条に規定している	3-2
第 20 条	○	(教育課程の編成方法) 学則第 7 条及び別表 1 に規定している	3-2
第 21 条	○	(単位) 学則第 8 条第 1 項に規定している	3-1
第 22 条	○	(一年間の授業期間) 学則第 8 条の第 2 項に規定している	3-2
第 23 条	○	(各授業科目の授業期間) 学則第 8 条の第 3 項に規定している	3-2
第 24 条	○	(授業を行う学生数) 教育の方法、施設、その他の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられる適切な人数を考慮している	2-5
第 25 条	○	(授業の方法) 学則第 8 条に規定している	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	(成績評価基準等の明示等) 第 1 項の 1 年間の授業内容・計画については、開講科目一覧及びシラバスにより学生へ周知している。第 2 項の成績評価基準については、各科目シラバス表記で明示している	3-1
第 25 条の 3	○	(教育内容等の改善のための組織的な研修等) FD 委員会規程に規定している	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	(昼夜開講制) 昼夜開講制度は行っていない	3-2
第 27 条	○	(単位の授与) 学則第 9 条に規定している	3-1
第 27 条の 2	○	(履修科目の登録の上限) 学則第 7 条第 2 項に規定している	3-2
第 28 条	○	(他の大学、専門職大学又は) 学則第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 に規定している	3-1
第 29 条	○	(大学以外の教育施設等における学習) 学則第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 に規定している	3-1

芦屋大学

第 30 条	○	(入学前の既修得単位等の認定) 学則第 9 条の 2 に規定している	3-1
第 30 条の 2	—	(長期にわたる教育課程の履修) 該当なし (長期履修制度を行っていないため)	3-2
第 31 条	○	(科目等履修生等) 学則第 32 条、第 33 条に規定している	3-1 3-2
第 32 条	○	(卒業の要件) 学則第 7 条に規定している	3-1
第 33 条	—	(授業時間制をとる場合の特例) 該当なし (医学または歯学に関する学科は設置していない)	3-1
第 34 条	○	(校地) 校地は教育に相応する環境で休憩に適切はスペースも備えている	2-5
第 35 条	○	(運動場) 敷地内に体育館、近隣地に運動場の設置している	2-5
第 36 条	○	(校舎等施設) 第 1 項から第 5 項までの規定のすべては備えている。第 6 項の夜間学部は設置していない	2-5
第 37 条	○	(校地の面積) 校地面積は、基準 10,000 m ² に対し 72,142 m ² ある	2-5
第 37 条の 2	○	(校舎の面積) 校舎地面積は、基準 10,081 m ² に対し 31,287 m ² ある	2-5
第 38 条	○	(図書等の資料及び図書館) 芦屋大学図書館規程に規定し、教育研究上必要な資料を備えている	2-5
第 39 条	○	(附属施設) 附属幼稚園及び中学・高等学校を設置している	2-5
第 39 条の 2	—	(薬学実務実習に必要な施設) 該当なし (薬学に関する学部は設置していない)	2-5
第 40 条	○	(機械・器具等) 機械・器具等は十分に備えている	2-5
第 40 条の 2	—	(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備) 該当なし (二つ以上の施設はない)	2-5
第 40 条の 3	○	(教育研究環境の設備) 毎年度教育研究費を予算化している	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	(大学等の名称) 大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的に適合している	1-1
第 41 条	○	(事務組織) 芦屋大学事務組織規程に規定し、適当な事務組織を設けている	4-1 4-3
第 42 条	○	(厚生補導の組織) 厚生補導組織として、学生部が担当している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 学部、教学支援部、学生部において適切な体制を整えている	2-3
第 42 条の 3	○	(研修の機会等) 計画的に FD・SD 研修を実施している	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	(学部等連係課程実施基本組織) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	3-2
第 43 条	—	(共同教育課程の編成) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	3-2
第 44 条	—	(共同教育課程に係る単位の認定) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	3-1
第 45 条	—	(共同学科に係る卒業の要件) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	3-1
第 46 条	—	(共同学科に係る専任教員数) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	3-2 4-2

芦屋大学

第 47 条	—	(共同学科に係る校地の面積) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	2-5
第 48 条	—	(共同学科に係る校舎の面積) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	2-5
第 49 条	—	(共同学科に係る施設及び設備) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	2-5
第 49 条の 2	—	(工学に関する学部の教育課程の編成) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	3-2
第 49 条の 3	—	(工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	4-2
第 49 条の 4	—	(課程を設ける工学部に関する学部に係る専任教員数) 該当なし (連係・共同教育課程を行っていない)	4-2
第 57 条	—	(外国に設ける組織) 該当なし (外国には、組織を設置していない)	1-2
第 58 条	—	(学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外) 該当なし (本学は学部を設置しているため)	2-5
第 60 条	—	(段階的設備) 該当なし (新たに大学を設置していない)	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	(学士の学位授与の要件) 学則第 10 条及び学位規程に規定している	3-1
第 10 条	○	(専攻分野の名称) 学位規則第 3 条に規定している	3-1
第 10 条の 2	—	(共同教育課程に係る学位授与の方法) 該当なし (共同教育課程を設置していない)	3-1
第 13 条	○	(学位規程) 学則及び学位規程に規定している。改正等があれば、文部科学大臣に報告している	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	(学校法人の責務) 運営基盤については、「学校法人芦屋学園寄附行為」に基づき、明確にかつ、適切に運営をしている。また、改正等があれば、文部科学大臣に報告している。	5-1
第 26 条の 2	○	(特別の利益供与の禁止) 芦屋学園寄附行為第 7 条に規定している。	5-1
第 33 条の 2	○	(寄附行為の備置き及び閲覧) 芦屋学園寄附行為第 34 条第 2 項に規定している	5-1
第 35 条	○	(役員) 芦屋学園寄附行為第 5 条に規定している	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	(学校法人と役員との関係) 芦屋学園寄附行為第 5 条第 2 項に規定している	5-2 5-3
第 36 条	○	(理事会) 芦屋学園寄附行為第 16 条に規定している	5-2
第 37 条	○	(役員の職務等) 芦屋学園寄附行為第 11 条から第 16 条に規定している	5-2 5-3
第 38 条	○	(役員の選任) 芦屋学園寄附行為第 6 条から第 10 条に規定している	5-2
第 39 条	○	(役員の兼職禁止) 芦屋学園寄附行為第 7 条に規定している	5-2

芦屋大学

第 40 条	○	(役員の補充) 芦屋学園寄附行為第 9 条に規定している	5-2
第 41 条	○	(評議員会) 芦屋学園寄附行為第 18 条に規定している	5-3
第 42 条	○	(評議員会) 芦屋学園寄附行為第 20 条に規定している	5-3
第 43 条	○	(評議員会) 芦屋学園寄附行為第 21 条に規定している	5-3
第 44 条	○	(評議員の選任) 芦屋学園寄附行為第 22 条に規定している	5-3
第 44 条の 2	○	(役員に学校法人に対する損害賠償責任) 芦屋学園寄附行為第 45 条に規定している	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	(役員第三者に対する損害賠償責任) 芦屋学園寄附行為第 45 条に規定している	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	(役員連帯責任) 芦屋学園寄附行為第 45 条に規定している	5-2 5-3
第 45 条	○	(寄附行為変更の認可等) 芦屋学園寄附行為第 42 条に規定している	5-1
第 45 条の 2	○	(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等) 芦屋学園寄附行為第 31 条に規定している	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	(評議員会に対する決算等の報告) 芦屋学園寄附行為第 33 条に規定している	5-3
第 47 条	○	(財産目録等の備付け及び閲覧) 芦屋学園寄附行為第 34 条に規定している	5-1
第 48 条	○	(報酬等) 芦屋学園寄附行為第 36 条に規定している	5-2 5-3
第 49 条	○	(会計年度) 芦屋学園寄附行為第 38 条に規定している	5-1
第 63 条の 2	○	(情報の公表) 芦屋学園寄附行為第 35 条に規定している	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条、第 3 条に目的を規定している	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に規定している	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 24 条・第 25 条に規定及び学生募集要項（大学院用）で明示している	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 24 条・第 25 条に規定及び学生募集要項（大学院用）で明示している	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 24 条・第 25 条に規定及び学生募集要項（大学院用）で明示している	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 24 条・第 25 条に規定及び学生募集要項（大学院用）で明示している	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 46 条及び自己点検・評価実施規程第 7 条に規定している。	2-1
第 159 条	—	該当なし（医学・歯学・薬学等を履修する博士課程がない）	2-1
第 160 条	—	該当なし（医学・歯学・薬学等を履修する博士課程がない）	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	(趣旨) 学校教育法第1条その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として向上に努めている	6-2 6-3
第1条の2	○	(教育研究上の目的) 大学院学則第3条に規定している	1-1 1-2
第1条の3	○	(入学者選抜) 大学院学則第27条から第31条に規定している	2-1
第1条の4	○	(教員と事務職員等の連携及び協働) 教職協働は、各種会議、委員会に職員が加わるなど適切に対応している	2-2
第2条	○	(大学院の課程) 大学院学則第2条に規定している	1-2
第2条の2	—	(専ら夜間において教育を行う大学院の課程) 該当なし(夜間教育並びに専門職学位課程を設置していない)	1-2
第3条	○	(修士課程) 大学院学則第1条から第3条に規定している	1-2
第4条	○	(博士課程) 大学院学則第1条から第3条に規定している	1-2
第5条	○	(研究科) 大学院学則第4条から第13条に規定している	1-2
第6条	○	(専攻) 大学院学則第3条、第4条に規定している	1-2
第7条	○	(研究科と学部等の関係) 大学院設置申請で基礎となる学部を設置している	1-2
第7条の2	—	(複数の大学が協力して教育研究を行う研究科) 該当なし(共同教育課程を設置していない)	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	(研究科以外の基本組織) 該当なし(研究科以外の基本組織を設置していない)	1-2 3-2 4-2
第8条	○	(教員組織) 適切な教員を配置している	3-2 4-2
第9条	○	大学院教育職員資格審査規程第4条に規定している	3-2 4-2
第10条	○	(収容定員) 大学院学則第4条に規定している	2-1
第11条	○	(教育課程の編成方針) 大学院学則第16条に規定している(大学院便覧「専攻概要・履修方法」にも記載している)	3-2
第12条	○	(授業及び研究指導) 大学院学則第16条、第17条及び第18条に規定している(大学院便覧「専攻概要・履修方法」にも記載している)	2-2 3-2
第13条	○	(研究指導) 大学院便覧「専攻概要・履修方法」に記載している	2-2 3-2
第14条	○	(教育方法の特例) 特例措置を適用するにあたり、基準を設け大学院委員会(大学院学則第9条8項)において審議することとしている 大学院パンフレットに明示している	3-2
第14条の2	○	(成績評価基準等の明示等) 開講科目一覧及びシラバス・研究計画書(博士論文計画書)に明示されている。大学院学則第20条から第22条に規定している	3-1
第14条の3	○	(教育内容等の改善のための組織的な研修等) 大学院学則第46条に規定している	3-3 4-2
第15条	○	(大学設置基準の準用)	2-2

芦屋大学

		大学設置基準を準用しつつ、大学院の各授業単位、授業日数や期間、科目等履修生などについては、大学院学則ならびに大学院便覧に明記している	2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	(修士課程の修了要件) 大学院学則第 15 条第 1 項に規定されている	3-1
第 17 条	○	(博士課程の修了要件) 大学院学則第 16 条に規定されている	3-1
第 19 条	○	(講義室等) 講義研究施設は整えている	2-5
第 20 条	○	(機械・器具等) 必要な種類及び機器、器具は整えている	2-5
第 21 条	○	(図書等の資料) 図書館には、図書を体系的に整理・保管し、整えている	2-5
第 22 条	○	(学部等の施設及び設備の共用) 学部の設備・施設の併用を図っている	2-5
第 22 条の 2	—	(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び供用) 該当なし (1 キャンパスのため)	2-5
第 22 条の 3	○	(教育研究環境の整備) 大学院関連予算を予算化している	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	(研究科等の名称) 研究科の名称は目的に合致したものとなっている	1-1
第 23 条	—	(独立大学院) 該当なし (学部を設置しているため)	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし (学部を設置しているため)	2-5
第 25 条	—	(通信教育を行う課程) 該当なし (通信課程を設置していない)	3-2
第 26 条	—	(通信教育を行い得る専攻分野) 該当なし (通信課程を設置していない)	3-2
第 27 条	—	(通信教育を併せ行う場合の教育組織) 該当なし (通信課程を設置していない)	3-2 4-2
第 28 条	—	(大学通信教育設置基準の準用) 該当なし (通信課程を設置していない)	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	(通信教育を行う過程を置く大学院の施設) 該当なし (通信課程を設置していない)	2-5
第 30 条	—	(添削等のための組織等) 該当なし (通信課程を設置していない)	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	(研究科等連係課程実施基本組織) 該当なし (連係課程を設置していない)	3-2
第 31 条	—	(共同教育課程の編成) 該当なし (共同教育課程を設置していない)	3-2
第 32 条	—	(共同教育課程に係る単位の認定等) 該当なし (共同教育課程を設置していない)	3-1
第 33 条	—	(共同教育課程に係る修了要件) 該当なし (共同教育課程を設置していない)	3-1
第 34 条	—	(共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備) 該当なし (共同教育課程を設置していない)	2-5
第 34 条の 2	—	(工学を専攻する研究科の教育課程の編成) 該当なし (工学を専攻する課程を設置していない)	3-2
第 34 条の 3	—	(工学分野の連係性に配慮した教育課程に係る教員の配置) 該当なし (工学を専攻する課程を設置していない)	4-2
第 42 条	○	(事務組織) 大学の事務部署に大学院担当を配置している	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	(学識を教授するために必要な能力を培うための機会等) 本研究科では、大学院後期修了者の教授能力養成のシステムは制度上明確化されていないが、大学院博士課程修了後も、学識を教授	2-3

芦屋大学

		するために必要な能力を培うため、必要に応じ、博士課程修了者の研究指導を継続している	
第 42 条の 3	—	(経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示) 修学に係る負担軽減については、大学院学則第 37 条に規定し、HP 及び大学院便覧や募集要項(大学院用)に明示している。	2-4
第 43 条	○	(研修の機会等) 学部と連携し、FD, SD 研修を計画的に実施している	4-3
第 45 条	—	(外国に設ける組織) 該当なし (外国に設ける組織は設置していない)	1-2
第 46 条	—	(段階的整理) 該当なし (今現在新たに設置する予定はない)	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1

芦屋大学

第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	(修士の学位授与の要件) 学位規程第 3 条第 2 項に規定している	3-1
第 4 条	○	(博士の学位授与の要件) 学位規程第 3 条第 2 項で規定している	3-1
第 5 条	○	(学位の授与に係る審査への協力) 学位規程第 9 条に規定している	3-1
第 12 条	○	(学位授与の報告) 学位規程第 21 条に規定している	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	該当なし
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要（データで保存）	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為		
	芦屋学園寄付行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	芦屋大学案内		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則		【資料 F-3-1】 【資料 F-3-2】
	芦屋大学学則		
	芦屋大学大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2022 入試ガイド、2022 募集要項（一般用、指定校用、私費外国人留学生用、編入学・秋季入学用、学園高校、大学院用）		
【資料 F-5】	学生便覧		【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】
	学生便覧 2021 年度		
	大学院便覧 2021 年度		

芦屋大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和4年度（2022年度）事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和3年度（2021年度）事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	【資料 F-2】と同じ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人芦屋学園規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人芦屋学園役員及び評議会名簿	【資料 F-10-1】
	令和2年度理事会開催状況	【資料 F-10-2】
	令和2年度評議会開催状況	【資料 F-10-3】
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	計算書類（過去5年間）	【資料 F-11-1】
	監事監査報告書（過去5年間）	【資料 F-11-2】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2021年度 時間割表	【資料 F-12-1】
	シラバス（講義概要）2021年度	【資料 F-12-2】
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	芦屋大学学部ポリシー2021年度	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
		該当ナシ
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	芦屋大学改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	芦屋大学学則、芦屋大学大学院学則	【資料 F-3-1】 【資料 F-3-2】と同じ
【資料 1-1-2】	学生便覧 2021年度、大学院便覧 2021年度	【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】と同じ
【資料 1-1-3】	2021年度 時間割表、シラバス（講義概要）2021年度	【資料 F-12-1】 【資料 F-12-2】と同じ
【資料 1-1-4】	芦屋大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	芦屋 GP (Good Practice) ワーキンググループ議事録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	芦屋大学教育方針	
【資料 1-2-2】	学生便覧 2021年度、大学院便覧 2021年度	【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】と同じ
【資料 1-2-3】	芦屋大学学部ポリシー2021年度	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-4】	大学院三つのポリシー（HP）	
【資料 1-2-5】	2021年度 大学院委員会議事録	
【資料 1-2-6】	2021年度 大学・各種委員会・委員一覧	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		

芦屋大学

【資料 2-1-1】	2022 入試ガイド、2022 学生募集要項（一般用、指定校用、私費外国人留学生用、編入学・秋季入学用、芦屋学園高校用、大学院用）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	芦屋大学入学試験委員会規程、入試委員会議事録、入試運営マニュアル	
【資料 2-1-3】	2022 年度芦屋大学入学者選考に関する規程	
【資料 2-1-4】	芦屋大学大学院学則	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 2-1-5】	令和 4 年度（2022 年度）事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-1-6】	大学院生募集に関する事業	
【資料 2-1-7】	2021 年度 大学院委員会議事録	【資料 1-2-7】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学生便覧 2021 年度	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 2-2-2】	芦屋大学ティーチング・アシスタント（TA）及びブスチューデント・アシスタント（SA）取扱い規程	
【資料 2-2-3】	退学・休学・留年学生の実態と改善方策の検討状況を示す資料	【表 2-3】と同じ
【資料 2-2-4】	2021 学籍異動者一覧表（休学の実態）	
【資料 2-2-5】	2021 年度 大学院委員会議事録	【資料 1-2-7】と同じ
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度	【資料 F-12-1】 【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-3-2】	2021 年度「春休み教授対策講座」について（学部教授会資料）	
【資料 2-3-3】	芦屋大学インターンシップ 受け入れ可否について確認した企業リスト	
【資料 2-3-4】	2021 年 就職課を経由したインターンシップへの参加者	
【資料 2-3-5】	MOS 対策授業のシラバス	
【資料 2-3-6】	A・Study チラシ（2021 年度）	
【資料 2-3-7】	A・Study 開講実績（2021 年度）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	芦屋大学学生部規程	
【資料 2-4-2】	芦屋大学カウンセリング・ルーム規程	
【資料 2-4-3】	芦屋大学 学生部国際交流課規程	
【資料 2-4-4】	キャプテン運営委員会会則	
【資料 2-4-5】	芦屋大学事務組織規程	
【資料 2-4-6】	芦屋大学カウンセリング・ルーム規程	
【資料 2-4-7】	ケースカンファレンス議事録	
【資料 2-4-8】	学生支援の手引き	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	地下駐車場・空調・エレベーター保守点検報告書	
【資料 2-5-2】	大学・短期大学・高専図書館調査票 2021、分類別蔵書集計表・情報館	
【資料 2-5-3】	令和 3 年度学術情報基盤実態調査〈大学図書館編〉調査票	
【資料 2-5-4】	芦屋大学 FD 委員会規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度 芦屋大学の学生生活実態調査	
【資料 2-6-2】	卒業後の進路先の状況（2021 年度卒業生）	
【資料 2-6-3】	教育相談所パンフレット	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

芦屋大学

【資料 3-1-1】	学生便覧 2021 年度、大学院便覧 2021 年度	【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-1-2】	2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度	【資料 F-12-1】 【資料 F-12-2】と同じ
【資料 3-1-3】	GPA についての説明資料	
【資料 3-1-4】	芦屋大学学則、芦屋大学大学院学則	【資料 F-3-1】 【資料 F-3-2】と同じ
【資料 3-1-5】	2021 年度 大学院委員会議事録	【資料 1-2-7】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学生便覧 2021 年度、大学院便覧 2021 年度	【資料 F-5-1】 【資料 F-5-2】と同じ
【資料 3-2-2】	芦屋大学シラバス作成要領 2021	
【資料 3-2-3】	2021 年度 時間割表、シラバス（講義概要） 2021 年度	【資料 F-12-1】 【資料 F-12-2】と同じ
【資料 3-2-4】	教授方法を工夫している科目のシラバス等	
【資料 3-2-5】	履修系統図	
【資料 3-2-6】	芦屋大学ティーチング・アシスタント(TA)及びスチューデント・アシスタント(SA) 取扱い規程 TA 配置科目一覧	【資料 2-2-3】 【資料 2-2-5】と同じ
【資料 3-2-7】	大学院 リーダーシップを発揮している証明（HP）	
【資料 3-2-8】	入学前教育についてのお知らせ	
【資料 3-2-9】	授業アンケートに関する案内メール（学生）	
【資料 3-2-10】	授業アンケートに関する案内メール（教員）	
【資料 3-2-11】	芦屋大学 FD 委員会規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 3-2-12】	2021 年度 大学院委員会議事録	【資料 1-2-7】と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	PROG（アセスメント）テスト概要	
【資料 3-3-2】	学習成果 2022 年報告書（2021 年度）	
【資料 3-3-3】	授業評価アンケートに関する資料	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本方針	
【資料 4-1-2】	学校法人芦屋学園業務決裁規則	
【資料 4-1-3】	芦屋大学ガバナンス・コード	
【資料 4-1-4】	芦屋大学学部教授会規程	
【資料 4-1-5】	副学長に関する規程	
【資料 4-1-6】	芦屋大学運営会議規程	
【資料 4-1-7】	学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程	
【資料 4-1-8】	学校法人芦屋学園事務組織規程	
【資料 4-1-9】	学校法人芦屋学園教職員規則	
【資料 4-1-10】	芦屋学園給与規程	
【資料 4-1-11】	芦屋大学事務組織規程	【資料 2-4-5】と同じ
【資料 4-1-12】	芦屋大学部長調整会議規程	
【資料 4-1-13】	理事会並びにその関連業務の運営指針	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員配置に関する資料	【資料 F-3-1】と同じ
【資料 4-2-2】	大学院教員配置に関する資料	【資料 F-3-2】と同じ
【資料 4-2-3】	令和 3 年度大学教員構成表	

芦屋大学

【資料 4-2-4】	芦屋大学運営会議規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-2-5】	芦屋大学教育職員資格審査規程	
【資料 4-2-6】	芦屋大学教育職員資格審査規程細則	
【資料 4-2-7】	芦屋大学大学院教育職員資格審査規程	
【資料 4-2-8】	芦屋大学 FD 委員会規程	【資料 2-5-4】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	芦屋大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 実施方針	
【資料 4-3-2】	芦屋大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 推進委員会規程	
【資料 4-3-3】	SD 研修の案内	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	芦屋大学教員研究室および教員共同室利用規程、共同室使用に関するガイドライン	
【資料 4-4-2】	FD 研修会資料	
【資料 4-4-3】	地下駐車場・空調・エレベーター保守点検報告書	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 4-4-4】	芦屋大学研究倫理規程	
【資料 4-4-5】	芦屋大学 大学倫理委員会規程	
【資料 4-4-6】	大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程	
【資料 4-4-7】	芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	
【資料 4-4-8】	芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-9】	科学研究費助成事業交付金に係る直接経費の取扱細則	
【資料 4-4-10】	芦屋大学公的研究費内部監査規程	
【資料 4-4-11】	芦屋大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	
【資料 4-4-12】	相談窓口 (HP/公的研究費ガイドブック)	
【資料 4-4-13】	eラーニング受講 修了証書	
【資料 4-4-14】	誓約書	
【資料 4-4-15】	研究倫理教育及び研究支援に係る意識調査	
【資料 4-4-16】	教授会「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」の説明資料	
【資料 4-4-17】	芦屋大学教員個人研究費規程	
【資料 4-4-18】	個人研究費ガイドライン	
【資料 4-4-19】	公的研究ガイドブック	
【資料 4-4-20】	啓発活動のチラシ	
【資料 4-4-21】	研究倫理リーフレット	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	芦屋学園寄付行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人芦屋学園内部監査規程	
【資料 5-1-3】	学校法人芦屋学園 経営改善計画 令和 2 年度～6 年度 (5 カ年)	
【資料 5-1-4】	令和 4 年度 (2022 年度) 事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-5】	令和 3 年度 (2021 年度) 事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-6】	計算書類 (過去 5 年間)、監事監査報告書 (過去 5 年間)	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-1-7】	芦屋大学学則、芦屋大学大学院学則	【資料 F-3-1】 【資料 F-3-2】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人芦屋学園個人情報保護規則	

芦屋大学

【資料 5-1-9】	学校法人芦屋学園公益通報者の保護等に関する規程	
【資料 5-1-10】	学校法人芦屋学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-11】	学校法人芦屋学園就業規則	
【資料 5-1-12】	学校法人芦屋学園衛生委員会規程	
【資料 5-1-13】	ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-14】	芦屋学園危機管理規程	
【資料 5-1-15】	学校法人芦屋学園情報資産運用・管理規程	
【資料 5-1-16】	学校法人芦屋学園グループウェア利用規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	芦屋学園寄付行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	理事会の出席状況がわかる資料	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	芦屋大学運営会議規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 5-3-2】	芦屋大学学部教授会規程	【資料 4-1-4】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11-1】 【資料 F-11-2】と同じ
【資料 5-4-2】	令和 3 年度第 2 回収支補正予算書（案）	
【資料 5-4-3】	入学者数等の推移（芦屋学園）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	芦屋学園財務規則	
【資料 5-5-2】	資産運用規程	
【資料 5-5-3】	芦屋学園寄付行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-4】	計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	【資料 F-11-1】 【資料 F-11-2】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	芦屋大学自己点検・評価実施規程	
【資料 6-1-2】	芦屋大学内部質保証の基本方針	
【資料 6-1-3】	芦屋大学内部質保証に関する規程	
【資料 6-1-4】	芦屋大学内部質保証の基本方針（体系図）	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	芦屋大学 IR 推進室 規程	
【資料 6-2-2】	2021 年度 I R 報告書	
【資料 6-2-3】	I R 推進会議議事録	
【資料 6-2-4】	I R セミナー 資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	芦屋大学自己点検・評価実施規程	【資料 6-1-1】と同じ
【資料 6-3-2】	芦屋大学運営会議規程	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 6-3-3】	芦屋大学 F D 委員会規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 6-3-4】	内部質保証委員会 会議資料	

基準 A. 社会貢献と地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 知的資産を活かした社会貢献		
【資料 A-1-1】	2021 年度ソーラーカープロジェクト活動実績	

芦屋大学

A-2. スポーツ分野における社会貢献		
【資料 A-2-1】	芦屋市・芦屋市教育委員会と芦屋学園・芦屋大学との包括的連携に関する協定書	
【資料 A-2-2】	令和3年度芦屋市自立支援協議会実務者会 資料	
【資料 A-2-3】	粘土を使って自分だけのワッフルケーキ作り (活動報告書)	
【資料 A-2-4】	芦屋大学 児童教育学科有志による募金活動	
【資料 A-2-5】	第4回まいどおおきに！フレンドリーカップ！実施要綱	
【資料 A-2-6】	西宮甲山高等学校 訪問授業 スケジュール	
【資料 A-2-7】	未来のまち「森のねんど」で作ってみよう！ (活動報告書)	
【資料 A-2-8】	「デフ Jr テニス教室 in 兵庫」案内	
【資料 A-2-9】	さくらカフェ (活動報告書)	
【資料 A-2-10】	ためまっぶ芦屋 (活動報告書)	
【資料 A-2-11】	芦屋大学公開講座 案内チラシ	
【資料 A-2-12】	芦屋市清掃ボランティア 要項	
【資料 A-2-13】	ウクライナ人道危機救援金 報告書	
【資料 A-2-14】	バスケットボールクリニック 報告書	
【資料 A-2-15】	ファミリーサッカー教室 開催中止のお知らせ	
【資料 A-2-16】	2021年度 サッカースクール 活動報告資料	
【資料 A-2-17】	2021年度 バレーボール教室実施一覧	
A-3. 芸術文化における社会貢献		
【資料 A-3-1】	バレエコース第7期生卒業公演 案内チラシ	
【資料 A-3-2】	幼稚園課外授業バレエ教室 案内チラシ	
【資料 A-3-3】	バレエ部 ダンス部 吹奏楽部 活動記録	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。